



阪南市総合計画 2022~2033



ONE ACTION
時代の1歩先をゆくまち

ごあいさつ

わが国では、人口減少・少子高齢化の急速な進行や高度情報化社会の進展により、社会・経済に様々な影響を与えはじめています。そのような最中に、新型コロナウイルス感染症のパンデミックも相まって、人々の価値観、ライフスタイルが変容するなど、地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しています。

本市においても、これらの変化を受けながら、地域社会の脆弱化、災害や感染症への備え、地域経済対策、子育てや教育の充実、情報化社会への適応、逼迫した財政などあらゆる課題が山積しており、私たちはこれらへ対処し、未来に向けてまちづくりを進めていかなければなりません。

このような状況にあります。本市では、10年以上協働によるまちづくりを推進し、地域全体で生活を支え合うお互いさまのまちをめざしてきています。この間、様々な主体が、地域で活動してきましたが、さらに進むネットワーク社会の潮流を踏まえ、地域コミュニティが再定義・再構築され、まちづくりの場や主体が変化すること、多様化していくことが想定されます。そのようななか、住む人にとって「まちの価値」を高めていくためには、多様化しているネットワークを活用し、自発的に未来を切り開いていくことが地域のまちづくりに求められます。本計画では、市民一人ひとりが知恵や能力を発揮し、まちづくりの場（舞台）で新しい価値の創造に挑戦するように未来に向かって「一歩」踏み出す姿勢をもつ、その行動変容を市民の皆様と共有していくため、本市のめざす将来ビジョンを『ONE ACTION ～時代の1歩先をゆくまち～』と定めて、「協働のまちづくり」から「協働・共創のまちづくり」へとし、深化していくこととしました。

今後、社会経済情勢が変化していくなかにおいても、市民の皆様には、まちづくりへ主体的にかかわりをもっていただき、まちへの誇りと愛着を育み「住みたい」、「帰ってきたい」と思えるようなまちづくりを市民の皆様とともに進めてまいりたいと存じますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご協力をいただきました市民、関係者の皆様から感謝とお礼を申し上げます。

令和4年3月

阪南市長 水野 謙二



目次

【序論】

第1章 計画策定にあたって

| | | |
|-----|------------|---|
| 第1節 | 計画策定の背景と意義 | 1 |
| 第2節 | 計画の位置づけ | 1 |
| 第3節 | 計画の構成 | 2 |
| 第4節 | 計画の期間 | 2 |
| 第5節 | 計画策定の基本方針 | 3 |

第2章 計画策定の背景

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 第1節 | 社会情勢の潮流 | 5 |
| 第2節 | 様々な調査などからみえる本市の課題 | 8 |
| 第3節 | 前総合計画の振り返りからみえる課題 | 9 |
| 第4節 | 本市における方向性 | 13 |

【基本構想】

第1章 基本方針

| | | |
|-----|------------------|----|
| 第1節 | 協働から発展するまちづくりの推進 | 16 |
| 第2節 | 将来のビジョン | 16 |
| 第3節 | 将来の都市像 | 18 |
| 第4節 | 将来人口 | 19 |
| 第5節 | 重点基本方針 | 20 |

第2章 基本目標

| | | |
|-----|---------------------------------------|----|
| 第1節 | 人と地域がつながり、多様な価値観とにぎわいによる共創のまち | 24 |
| 第2節 | 誰もが、健やかにいきいきと暮らせるまち | 24 |
| 第3節 | 安全に、安心して暮らせる住み続けたいと思えるまち | 25 |
| 第4節 | 人生100年時代を迎え、誰もが学んだ成果を 地域で活かして輝けるまち | 25 |
| 第5節 | にぎわいと交流を促し、自然環境と調和した未来のまち | 26 |
| 第6節 | 持続可能な発展を支える行政経営のまち | 26 |

第3章 土地利用の基本方針

| | | |
|-----|---------------|----|
| 第1節 | 社会環境の変化 | 27 |
| 第2節 | 土地利用にかかる検討の視点 | 27 |

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 第3節 土地利用の方向性..... | 29 |
| 第4節 新しい土地利用にかかる基本方針図 | 30 |
| 第4章 計画の進行管理と行政評価の考え方 | 33 |

【基本計画】

| | |
|---------------|----|
| 基本計画の見方 | 35 |
|---------------|----|

基本目標1 人と地域がつながり、多様な価値観とにぎわいによる共創のまち

| | |
|----------------------------|----|
| 1 協働・共創社会の形成と促進..... | 37 |
| 2 地域コミュニティの活性化..... | 39 |
| 3 公民連携を推進するまちづくり | 41 |
| 4 シティプロモーションの充実 | 43 |
| 5 男女共同参画社会・女性の活躍推進の形成..... | 45 |

基本目標2 誰もが、健やかにいきいきと暮らせるまち

| | |
|--------------------|----|
| 1 地域共生社会の実現 | 47 |
| 2 健康づくりの推進 | 49 |
| 3 子育て支援の充実 | 51 |
| 4 高齢者福祉・介護の充実..... | 53 |
| 5 障がい者福祉の充実..... | 55 |
| 6 生活支援の充実 | 57 |

基本目標3 安全に、安心して暮らせる住み続けたいと思うまち

| | |
|----------------------------|----|
| 1 地域防災の推進と消防・救急体制の充実 | 59 |
| 2 危険や不安のない市民生活の充実 | 61 |
| 3 下水道事業の経営基盤強化..... | 63 |
| 4 循環型社会の形成 | 65 |
| 5 環境負荷の低減 | 67 |
| 6 環境衛生の向上 | 69 |

基本目標4 人生100年時代を迎え、誰もが学んだ成果を地域で活かして輝けるまち

| | |
|-----------------------|----|
| 1 就学前教育・保育の充実 | 71 |
| 2 学校教育の充実 | 73 |
| 3 生涯学習の推進 | 75 |
| 4 歴史・文化の保存と継承..... | 77 |
| 5 生涯スポーツの振興..... | 79 |
| 6 人権が尊重される社会の形成 | 81 |

基本目標5 にぎわいと交流を促し、自然環境と調和した未来のまち

| | |
|--------------------------|-----|
| 1 観光の振興..... | 83 |
| 2 商工業の振興..... | 85 |
| 3 農業の振興..... | 87 |
| 4 漁業の振興..... | 89 |
| 5 雇用・就労支援の充実..... | 91 |
| 6 自然と共生するまちづくり..... | 93 |
| 7 安全な水辺空間の形成..... | 95 |
| 8 魅力的な街並みと快適な住環境づくり..... | 97 |
| 9 公共交通と自動車交通との融合の実現..... | 99 |
| 10 都市基盤の形成と維持管理..... | 101 |

基本目標6 持続可能な発展を支える行政経営のまち

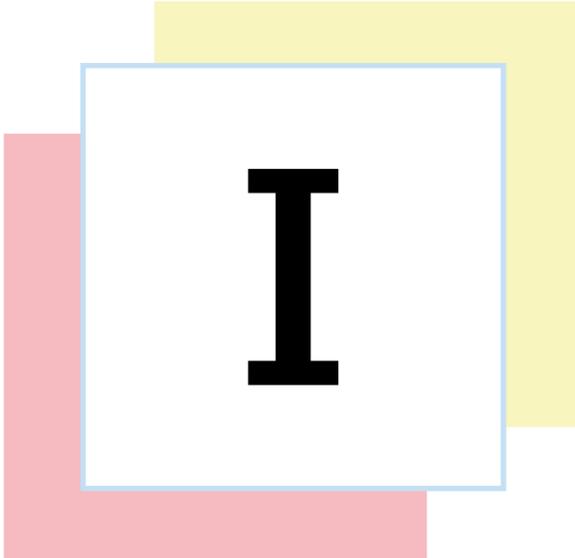
| | |
|---------------------------|-----|
| 1 柔軟な行政経営の推進..... | 103 |
| 2 施策展開のための人材の育成支援・確保..... | 105 |
| 3 健全な財政運営..... | 107 |

【資料】

阪南市総合計画策定主要経過

| | |
|-----------------------|-----|
| 阪南市総合計画策定主要経過..... | 109 |
| 阪南市総合計画審議会条例..... | 111 |
| 阪南市総合計画審議会条例施行規則..... | 113 |
| 阪南市総合計画審議会委員..... | 114 |
| 諮問書..... | 115 |
| 答申書..... | 116 |

| | |
|-----------|-----|
| 用語解説..... | 118 |
|-----------|-----|

A decorative graphic consisting of three overlapping squares. The top square is light yellow, the middle square is white with a light blue border, and the bottom square is light red. In the center of the white square is a large, bold, black letter 'I'.

I

序論

I 序論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と意義

総合計画は、将来の阪南市をどのようなまちにしていくかを示す基本理念や将来の都市像を定め、まちづくりの方向性を示す羅針盤です。本市では、総合計画を都市計画や防災、交通などのすべての計画の基本となる、最上位に位置づけています。

これまでの総合計画は、平成24（2012）年度から10年間を計画期間として、「ともにさかそう笑顔とお互いさまのまち 阪南」を将来の都市像に掲げ、「協働によるまちづくり」と「行政経営の仕組みづくり」を計画推進のための2つの軸として、まちづくりを進めてまいりました。

特に、地域の特性に応じた仕組みの構築や地域でのまちづくり活動の推進などに力を入れることで、人と人とのつながりを大切にし、地域全体で生活を支え合うことができるように、さらなる住民自治を展望した公民協働による持続可能なまちづくりに向け、取組を進めてきました。

この間、地方自治体を取り巻く社会情勢が大きく変化し、人口減少や少子高齢化の進行、経済状況の変化、高度情報化社会の進展、環境保全意識の高まり、地震やゲリラ豪雨などの自然災害への不安の高まりや、新型コロナウイルス感染症により加速した暮らしの急激な変化などが生じました。これらの社会経済情勢の変化に加え、地方分権改革や地方創生の推進などにより、これまで以上に地域の自立性や自主性が強く求められています。

令和4（2022）年度からスタートする新しい総合計画は、これまで同様、将来の都市像の実現に向けて施策を体系化した、本市の最上位計画です。実行にあたっては、時代の潮流を見極め、複雑化・多様化する市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と行政とで将来の都市像や目標を共有し、より政策効果を高めた事業展開を図りつつ、市民とともに作りあげていくまちづくりを基調として、計画を進めてまいります。

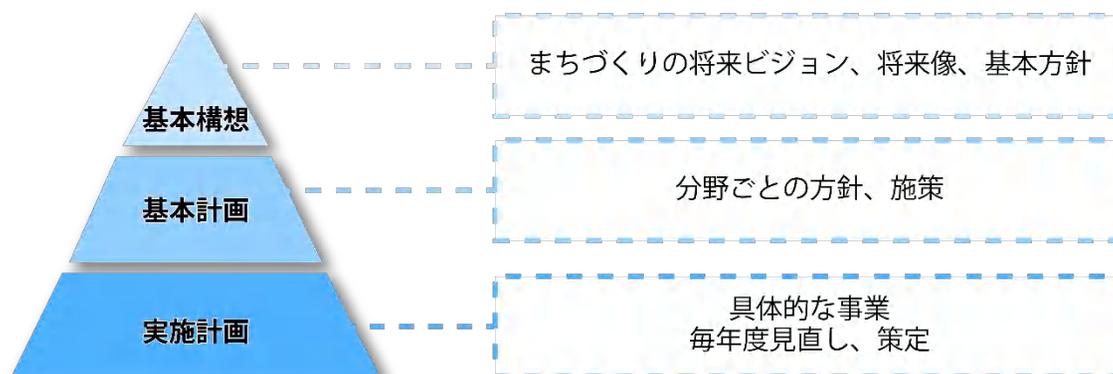
第2節 計画の位置づけ

地方の自由と責任の拡大を図るため、平成23（2011）年8月に地方自治法が一部改正され、市町村に課せられていた総合計画の基本構想策定義務と議会での議決が撤廃されました。そのため、総合計画の策定自体を含め、役割の位置づけについても自治体が独自に判断することとなっています。

本市では、自治基本条例（平成21年7月1日施行）第27条において、議会の議決を経て、基本構想を定め、これに即して市政の運営を行わなければならないということを規定しています。

第3節 計画の構成

総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成しています。



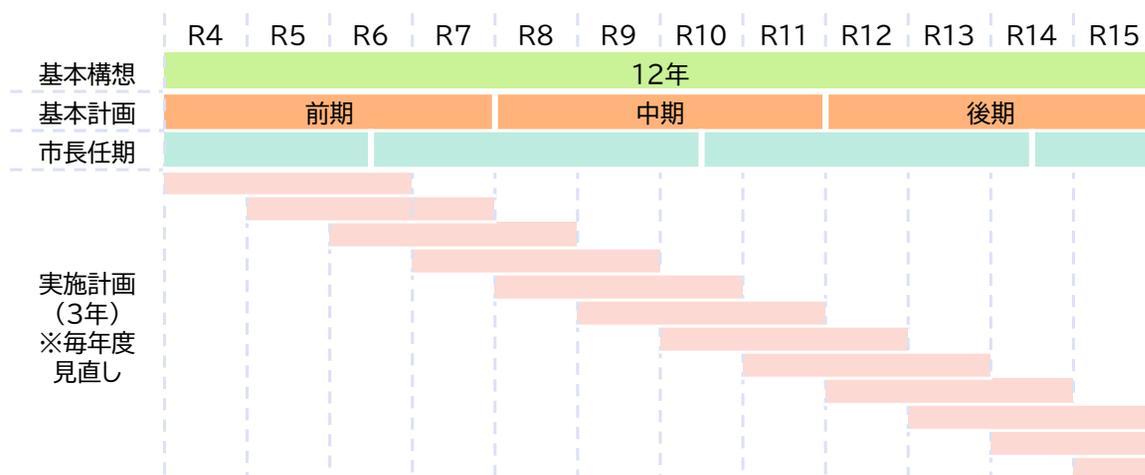
第4節 計画の期間

平成29(2017)年の総合計画後期基本計画の策定時に、総合計画審議会からの答申において、「次期総合計画の策定にあたっては、より明確に政策展開を行うため、市長任期の期間を考慮した総合計画の策定をはじめ、市長公約とマネジメントサイクルとの整合や計画の階層区分など、総合計画のあり方について、次期総合計画の策定までに必要な検討をされたい」と意見がありました。

基本構想は、大きなめざすべき将来像であり、市全体のまちづくりの拠り所として揺るぎない運営方針です。

一方で、基本計画は、基本構想に掲げた将来の都市像を実現していくため、施策の体系、施策それぞれがめざす目標や、市民・行政といったまちづくりの主体の役割と重点的な取組方針を示した計画です。そのため、実効性の高い計画となるよう、市長公約との連動性を確保するため、計画期間を4年間とします。

それに伴い、基本構想は、基本計画3期分の期間とし、計画期間を令和15(2033)年度までの12年間とします。



（１）基本構想

本市の特色及び基本的課題を踏まえ、望ましい将来のビジョン・都市像を設定し、それらを実現するための基本目標並びに施策の大綱と基本的な方向性を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針とし、計画期間を12年間とします。

（２）基本計画

基本構想に掲げた目標を実現していくための施策体系と個別施策の内容により構成します。計画期間としては、前期・中期・後期の各4年間を目標とします。

（３）実施計画（行政経営計画）

基本構想、基本計画に基づき、目標達成に向けた具体的な施策や事業を計画的に推進するため、毎年ローリングを実施する3ヵ年計画とします。

第5節 計画策定の基本方針

（１）市民に開かれた計画づくり

自治基本条例と総合計画を有機的に連動させ、本条例の理念に則った総合計画の策定を進めます。

そのためには、市民と行政が自分たちでつくった総合計画という共通認識を持ち、また市民と行政がまちづくりの目標を共有することができるよう、積極的な市民参画・公民協働により策定するものとします。

（２）市民に分かりやすい計画づくり

総合計画の策定は、市民と行政が共有できる計画とするため、内容や表現を工夫するとともに、市民と行政の共通のまちづくりの目標として指標（目標数値など）を設定するなど、分かりやすく親しみやすい計画とします。

（３）行政評価に対応する計画づくり

より一層の事業選択と集中を図り、効果的な投資と事業効果について評価ができるよう、可能な限り目標を明確化するとともに、基本計画の施策体系や成果指標の見直しなど、行政評価に対応した計画とします。

（４）重点の明確化と社会の潮流を踏まえた計画

財源・人材などを有効に活用し、計画的・効果的な行政経営を図るため、重点を明確にした計画とします。また、第２期総合戦略やその他計画との整合性を図ります。さらに「SDGs^(＊1)」などの政策をはじめ、「関係人口の増大への取組」や「Society5.0^(＊2)への対応」、「新しい生活様式への対応」などの社会の潮流を踏まえた計画とします。

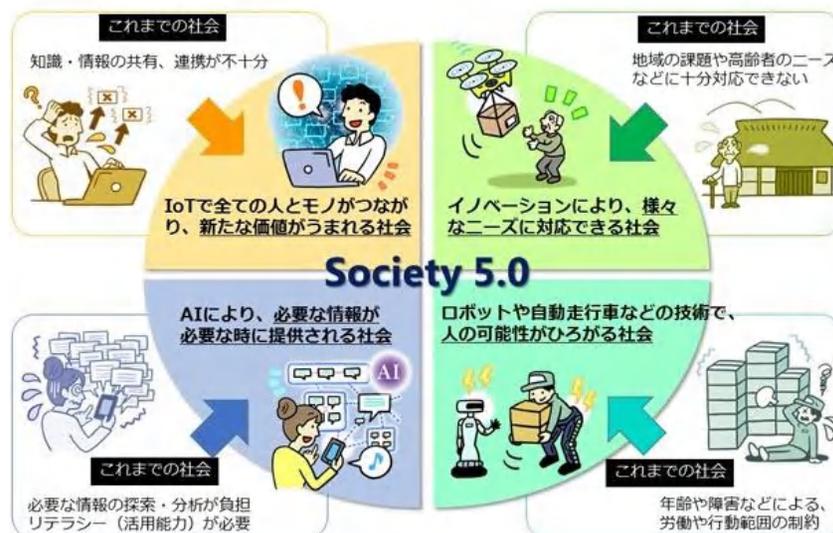
(＊1)SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。

2015年9月の国際サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標で、その下に、169のターゲット、232の指標が定められている。発展途国のみならず、先進国自身が取り組むべき課題であること、また、自治体を含めた様々なステークホルダーが取り組むべき目標に設定。

(＊2)Society5.0

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）の次に到来する社会であり、サイバー空間と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。第５期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱。



出典：内閣府、科学技術政策

第2章 計画策定の背景

第1節 社会情勢の潮流

(1) 少子高齢化・人口減少による影響

日本の総人口は本格的な減少局面へ突入しており、大阪府及び本市の人口も減少していくことが見込まれています。また、急速な少子高齢化の影響を受け、社会保障関連費用の増大や労働力人口（生産年齢人口）の減少による全国的な経済規模の縮小、地域コミュニティの担い手不足など、社会生活への様々な影響が懸念されており、これらに対応した取組が必要です。

あわせて、人口減少によって到来する社会環境の変化やその影響を見据えたまちづくりが求められています。

(2) 高度情報化社会の進展

国は、Society5.0の実現によりIoT^(*3)によってすべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出していくことをめざしています。今後、技術革新がより一層進展し、AI(人工知能)や5G(第5世代移動通信システム)などの新しい技術や、ビッグデータやオープンデータの活用などが普及することにより、暮らしや企業活動、行政サービス、社会経済システムなどの大きな変化が予想されます。

これらの変化に伴い、医療や福祉、生涯学習、防災などの行政サービスが担ってきた分野において、新しい技術を活用した様々なサービスの提供や充実が求められています。企業連携の推進とともに、行政手続のオンライン化や自治体情報システムの標準化・共通化など行政のDX化^(*4)の推進や、ICT^(*5)を活用したスマートシティの実現に向けた取組が重要です。

(*3) IoT

Internet of Thingsの略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を創出すること。

(*4) DX

デジタル・トランスフォーメーションの略で、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

(*5) ICT

Information and Communication Technology の略称で、情報処理及び情報通信に関連する諸分野における、技術・産業・設備・サービスなどの総称。国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも、政策パッケージの1つとして「ICTの利活用等による地域の活性化」が挙げられているなど、地方創生の取組においても重要な要素の1つ。

（３）暮らしの価値観の変容

人口減少や少子高齢化などを背景とし、また新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、ライフスタイルに応じた新しい働き方が注目され、場所に捉われない新しい生活様式に沿った多様な働き方の選択肢が広がってきています。一方で、暮らしの質（QOL：Quality of Life）を高めていくことで、単なる生活水準の向上だけではない暮らしの豊かさが重んじられてきています。また、男性の育児や介護、シニア世代の自由時間の活かし方など、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）という考え方も普及し、個人のライフスタイルや生きがいを尊重する価値観へと変化してきており、暮らしの価値観の変容への対応が求められています。

（４）SDGs や国際的なイベントへの対応

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられたSDGsの普及などにより、多様性・包摂性を備えた持続可能で、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて動き出しています。

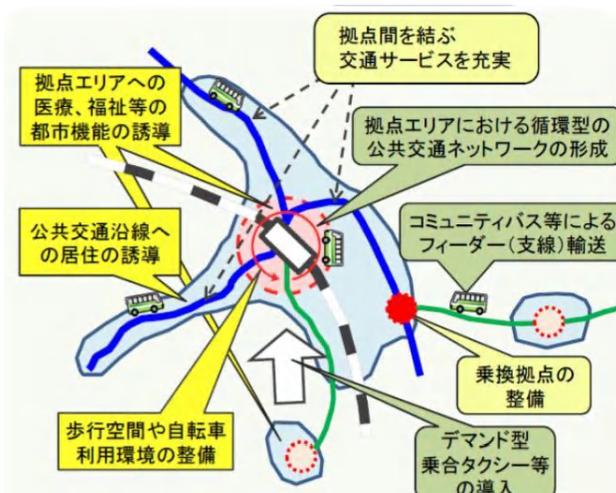
地方自治体においては、SDGsに定められた目標を地域社会において実現するため、貧困、健康、経済、気候変動などの課題解決に向けたゴール（目標）とターゲット（具体的な達成基準）による総合的な取組が求められています。

また、令和7（2025）年には大阪・関西万博などの国際的なイベントを契機とし、訪日外国人の増加に伴う国内消費の拡大などが見込まれており、地域の活性化につなげる取組が求められています。

（５）災害への備え、持続可能な都市構造への変革

南海トラフの巨大地震や首都直下型地震など、防災に対する意識や対策への関心が高まっています。大規模地震のほか、台風、大雨などによる風水害に対応するため、地域防災組織の育成・強化や危険エリアの縮小など、災害対応力向上のための取組を推進していくことが求められています。

都市構造については、都市機能や居住するエリアを集約し、連携軸や公共交通による結節点などでつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」と呼ばれる、持続可能なまちづくりが望まれます。あわせて、人口減少など将来の問題への長期的な視野に立ち、また災害への備えも考慮して、総合的かつ計画的な公共施設などの再編・再構築に取り組んでいくことが求められています。



出典：国土交通省 コンパクト・プラス・ネットワークの推進について

（６）地球環境問題への対応

地球温暖化対策や地球規模の環境問題に対し、国、地方自治体、事業者、市民といったすべての主体が参加・連携した取組が求められています。地球規模での人口増加や経済規模の拡大のなかで、次世代により良い環境を引き継いでいくため、環境教育の充実を図るとともに、市民・事業者・行政などが、これまで以上に連携を深め環境問題へ取り組むことが求められています。

地球温暖化など地球規模の観点だけではなく、地域に影響を与える環境問題が進行しており、暮らしや産業、生物多様性に深刻な影響を与えることから、世界・日本・近隣地域などとも連携して、解決していくことが求められています。プラスチックごみによる海洋汚染などの深刻化する環境問題への対策も重要です。

（７）産業環境の変化

サブプライムローンを発端とするアメリカの金融危機や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による世界的な景気の悪化などにより、わが国の景気の状態は厳しいものとなっています。今後は、国際的な経済連携がさらに進み、高度人材・技術などの国際競争が激しさを増していくことが想定されます。

近年では、非正規雇用労働者が増加し、所得の減少や不安定な雇用形態の増加が、晩婚化や未婚率の上昇、出生数の減少の要因の一つとなっていることが指摘されています。

しかしながら、場所に捉われない働き方やワークライフバランスの展開により、多様な働き方が選択でき、かつ経験やスキルなどの能力によって左右される労働市場が広がりを見せているという側面があります。

また、AIやICTによる業務の省人化・省力化や高品質生産などを可能にするスマート農業、工場へのロボット技術導入、業務の効率化など、あらゆる分野において先端技術の活用が求められています。

第2節 様々な調査などからみえる本市の課題

1 基礎調査

| | |
|----|--|
| 人口 | <ul style="list-style-type: none">● 本市の人口は、推計で、令和12(2030)年には44,476人、令和22(2040)年には37,007人まで減少する見込み。また、令和7(2025)年の高齢化率は、35.4%まで上昇する見込み● 老年人口指数推移をみると、西鳥取地区では令和17(2035)年、その他の地区では令和27(2045)年に100%を越える見込み● 人口増減の推移では、15歳～24歳は転出超過傾向。また、過去転入超過だった25歳～39歳は、平成12(2000)年から平成27(2015)年で転出超過 |
| 産業 | <ul style="list-style-type: none">● 泉南地域を中心とした民営事業所の従業者数（対人口比）をみると、本市は最も小さく、人口に比べて市内での就業者が少ない傾向● 他市に比べて市内の事業所が少ないため、人口一人あたりの製造品出荷額などが少ない状況 |
| 財政 | <ul style="list-style-type: none">● 歳入構造の推移をみると、平成28(2016)年以降、市税は減少し、地方交付税は増加● 後期高齢者医療・介護保険の特別会計への繰出金が増加傾向にあり、今後も高齢者増加に伴う社会保障関連費用の増加が見込まれ、厳しい財政状況が続くと想定● 市民一人あたりの歳出額では、総額として類似団体より少額であるものの、義務的経費の割合は類似団体よりも本市の方が高め |

2 市民意識調査

- 市民意識調査の達成度と重要度をみると、安全・安心に関する項目は高く、健康・福祉に関する項目が次いで高い状況
- まちづくり・協働・市民参画に関する項目、観光・国際交流に関する項目は、達成度と重要度の両方が低い状況

3 中学生アンケート

- 本市が「好き」「どちらかと言えば好き」の割合は、8割以上
- 本市の好きなところでは、上から順に、「自然環境の豊かさ」「祭りやイベントなどの多さや楽しさ」「学校の楽しさ」
- 本市の足りないところでは、下から順に、「多くの人を訪れる場所」「スポーツなどの外で遊ぶ場所」「将来の働く場所」
- 将来なりたい職業は、「会社員」（14.5%）、「公務員」（13.0%）が上位

4 地域まちづくり座談会

- 自分ごととして捉え身を守るセーフティネットの構築
- 子どもの頃から社会課題に触れ、地域の困りごとを共有する仕組み
- 認知症などの病気へ進行させない「歩く文化」への取組

5 地域懇談会・まちづくりアンケート

- 将来の本市を見据えた子育て世代をサポートし、暮らしやすい環境を整備
- 高齢者福祉だけでなく、子育て層に力を入れて、本市の将来構造の見直し
- 若い人や女性に対しまちづくりへの参画を促す、今の時代にあった働き方を支援できるスペースや機能を整備
- 発信力のある人やキャリア形成の真似をしたくなる人といった先駆的な人材を取り上げ、多様な地域プレイヤーによるチャレンジするまちづくりの様相を明示
- 空き家及び廃校など使わなくなった公共施設について、企業誘致や地域内での利用促進など、本市の魅力が増すとともに、地域に根差した管理・運営ができる使い方を検討

第3節 前総合計画の振り返りからみえる課題

① 【協働社会】

- 市民協働事業の拡充
- 市民活動センターを中心とした担い手の育成などの環境整備
- SNS(Facebook、Twitter、Instagram、LINEなど)における各媒体の情報発信力の強化
- 受け手を意識した効果的な情報伝達の推進
- 新しい人の流入を促し、まちづくりへ関与してもらう仕組みづくりの構築
- 使われなくなった公共施設や空き家などを有効活用し、協働や市民の活力を引き出すことによるまちづくり
- インナープロモーションを展開し、ボランティアをしたい人の増加やコミュニティの濃密化などを促進
- 「市内でがんばる人」が誇りを持ち活動できるよう応援できる地域づくり
- チャレンジする人と伴走できる仕組みづくり
- 地域課題を地域住民が共有し、課題解決のために協働する仕組みづくり
- 地域でのまちづくり組織の設立支援



市民協働事業実践例

② 【健康・福祉】

- 健康寿命の延伸
- 介護予防事業や医療連携の強化
- 歩きたくなる空間を創出することによる健康増進施策の検討と運動の習慣化の推進
- フレイル予備軍も含め、要支援・要介護認定に進ませない効果的な仕組みづくり
- 共働き世帯の増加に伴う保育需要に対応する人員の確保
- 多様な子育て支援需要に対応する切れ目のない子育て支援サービスの展開
- 子育て世代の定住の関心を集める施策
- 障がい者などが地域から孤立しない社会づくり
- 生きがい・健康づくりといった社会とつながるコミュニティの継続・維持
- 状況が深刻化する前に、孤立化や社会的ひきこもりなどの複合課題を抱える人に支援の手を差し伸べる公民連携の仕組みづくり



子育て総合支援センター

③ 【生活環境】

- 自主防災組織の新規結成や、既存組織の持続的な活動を可能にする担い手の確保や役割分担、連携体制などの更新
- 自主防災組織の活性化や地区における自助意識の向上、互助コミュニティの形成の促進による災害に対する安全・安心の体制の構築
- 行政・消防・公共施設などと連携した訓練・講習を通じた、自助・共助意識の醸成
- 地区での自助と互助のすみ分けや、より広い範囲での活動などによる適正な防災の推進
- 防災機能を維持するための、ため池の効率的な維持管理
- 公共インフラ設備に対する中長期的な経営戦略、ストックマネジメントによる長寿命化をめざした修繕などの見直し
- 市民団体などによるリサイクルの推進
- 「食品ロス削減」や「プラスチックごみ削減」について啓発
- 環境に関する市民意識の醸成
- 老朽化した焼却炉の計画的な更新
- ゼロカーボンシティ宣言とSDGsとの連動
- 市民が環境負荷低減を「わがごと」として考えられる仕組みづくりと、環境への負荷が少ない持続可能なまちづくり
- 増加が予想される空き家・空き地の対策を通じた、市民と行政の協働による将来を見据えたまちづくり

④ 【教育・生涯学習】

- 園児一人ひとりを豊かに育む教育環境の整備と効果的で安全・安心な幼稚園運営の推進
- 切れ目のない支援に向けた就学前施設・家庭・地域がつながる機会の提供
- 共働き世帯の需要を満たす、多様な教育環境の提供
- 小学校・中学校における、地域ぐるみの教育環境づくり
- 施設の整理統合や大規模改修、ICT環境整備などの取組
- 就学援助や保健事業の充実
- 子ども支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの適正な配置
- 社会教育施設における計画的な改修・再編
- 学習活動の成果を地域で活かすことができる環境づくり
- 公共施設の適切な管理手法の検討
- 多様な市民の学習活動を支援する事業の展開
- 人と人をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人材の育成
- 指導者の育成やボランティアの確保などの体制づくり
- 講習などの成果を地域に還元していく仕組みづくり
- 活発な多文化交流の推進
- すべての市民が意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会づくり
- 市内の若年者がまちの魅力を再発見する機会となる、様々な学びの場の充実

⑤ 【産業】

- 市の資源を活かした着地型観光を主軸とした、観光コンテンツの磨き上げやプロモーションの展開
- まち全体の回遊性向上策の構築
- 地場産業をはじめとした商工業の振興
- 地域農業の活性化・安定化に向けた、農業の担い手や新規就農者の掘り起こし
- 生産緑地や耕作放棄地などの土地を貸し出すなどの仕組みづくり
- ICTを活用した農業の推進による効果的な農作物の収穫や就農障壁の低減
- 「浜の活力再生プラン」の取組を活かした魚食文化の再定着
- 地産地消による漁港のにぎわい創出
- 学校と連携し、本市の独自性を活かした海洋教育や、地元魚介類の学校給食への提供、漁港などの施設見学などを推進
- 本市の豊富な地場産品に対する認知度の向上とブランドの強化による、観光と産業が連携した経済活性化
- 海の生態系を保全するブルーカーボンの取組と合わせた、養殖環境や海中環境の改善
- 就労支援講座の提供や新たな企業用地の確保による、地域で働き続けることができる包摂的な環境の創出
- 就労困難者などに対する持続可能な支援体制の検討



ふるさと納税

⑥ 【都市基盤】

- 環境保全のための林道や河川の適切な維持管理
- 世代を超えて豊かな自然を引き継いでいく環境保全意識の醸成と啓発
- 観光や健康づくりと連携した、自然環境や景観を利用した新しい活用の切り口
- 大阪府立阪南・岬自然公園などのハイキングコースの周知・PR
- 地区計画制度を活用した良好な街並み形成への誘導
- 景観や街並み保全の周知啓発の推進による、景観行政に係る市民の理解を促進
- 下水道の効率的な整備
- 道路の規制緩和などによる、人が集まることができる仕組みづくりや関係者（市民や電鉄会社など）、駅を中心としたエリアマネジメント^(*6)の推進
- 尾崎駅前地区を含めた尾崎駅前までのアクセス道路の検討
- 道路維持管理計画に基づいた道路補修



山中溪の桜並木

(*6) エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組。

⑦ 【行政経営】

- 若い世代に対する市政への参画意識を高揚させる取組の全庁的な展開
- PDCAサイクル^(*7)による施策の実行性の向上と、柔軟な事務事業の実施
- 職員が自らの能力向上に取り組みやすい環境の整備
- ウェブサイトなどを積極的に活用した採用試験情報の発信と、様々な機会を通じた職場の魅力発信
- 行財政構造改革プランによる財政の展開、また、新たに投資する財源の確保と未来を形づくる施策の重点化など適切な管理運営
- 施策の振り返りや指標の見直し、職員の意識向上などによる効果的な行政経営
- ICT・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進と対応できる人材の確保
- ウェブサイト・広報誌・SNSなどの多様な広報媒体を活用した情報発信力の向上
- 交流人口や関係人口の拡大につながる効果的なプロモーション活動の推進

(*7) PDCAサイクル

ある活動を継続的に改善させていくための取組手法の1つ。「Plan（計画）」⇒「Do（実行）」⇒「Check（評価）」⇒「Action（改善）」の4段階のサイクルから成り、Actionを次サイクルのPlanにつなげることで、継続的な改善を実現するというもの。

第4節 本市における方向性

基礎調査並びに関係ヒアリングなどを踏まえ、今後12年間で直面する現象（社会情勢の変化、本市の構造変化）に対して、推進する方向性の洗い出しを行いました。

| 現象 | 想定される主な構造・要因 | 方向性 |
|------------------|--|--|
| 人口減少 | <ul style="list-style-type: none"> 高齡化が進み、生産年齢人口が少ない人口構造のため、経済規模の縮小、労働力不足、地域の担い手の不足などが加速 自然増を図ることが難しい人口構造 人口移動をみると、15歳～24歳で転出超過。かつて転入超過だった25歳～39歳が転出超過に。特に、泉南市・泉佐野市への転出超過が顕著 大阪市から40分という交通環境のアピール不足 市内に働く場所が少なく、かつ、チャレンジを促す環境が未整備 獲得した知識・資格などの経験を、市内で活かすにくい環境 海側は道が狭く、山側は勾配が厳しいところがあり、公共交通などの移動が不便 空き家などの増加 若い世代における将来のキャリアモデルなどが不明瞭（中学生アンケート：1位「会社員」、2位「公務員」） ICTを活用した施策やSNSによる積極的な話題提供など、市民とゆるくつながる手段などの不足 | <ul style="list-style-type: none"> 社会増をめざす取組を強化 大阪市内から近いことを利用し、活動拠点として選択してもらう環境整備 現在の中学生在が多様なキャリアを描けるよう「チャレンジ」できる環境を整備 地域で活躍しているプレイヤーと連携し、より活動しやすい環境を整備 空き家などを活用したワーキングスペースなどの確立 環境整備など、多様な働き方などを支援 SNSなどを活用した市民とのほどよい関係性の構築 企業などの実証実験の場などに活用してもらえよう、自由度の高い実施環境を整備 |
| 市財政の収入減少 支出増大 | <ul style="list-style-type: none"> 高齡者が増加することで、社会保障関連費用（医療・介護費）が増大する一方で、生産年齢人口による納税者層が減り、支出超過の財政構造へ転換 まちに「歩く文化」が根付いていないため、介護予防などの取組が不足 ニュータウンごとに公共施設を設置しているため、数が多く、また老朽化も進んでいるため維持管理費の負担増 | <ul style="list-style-type: none"> 社会保障関連費用を縮減するために、将来の高齡者へアプローチする政策の構築（歩く文化、地域のコミュニティ進展など） 市民、ひいてはまち全体が経済的に潤うまちへの転換を行い、財政の健全化を促進 |

| | | |
|----------------------|---|---|
| 市財政の 収入減少 支出増大 | <ul style="list-style-type: none"> • 企業を誘致する土地の不足 • 事業所の従業者数（対人口比）は、泉南地域で最も少なく、人口に比して市内での雇用が少ない • 事業所数が少なく、人口一人当たりの製造品出荷額や年間商品販売額が泉南地域でも少ない • 若い人や女性などの地域で活躍するプレイヤーが埋没 • 多様な働き方（テレワーク、クラウドワーキング、マイクロビジネスなど）の受け入れ環境の未整備 | <ul style="list-style-type: none"> • 新たな企業誘致の機会を確保 • 特定の分野などの強みを活かした自立的好循環を生む地域経済圏を確立 • 市民、企業・団体などと連携し、地域が一体となって動かすことが重要 • やる気のあるプレイヤーを発掘し、力を発揮してもらえ環境を整備 • 場所を要しない多様な働き方をしている層にアプローチした「楽しむまち」としてのブランディングを確立 |
|----------------------|---|---|

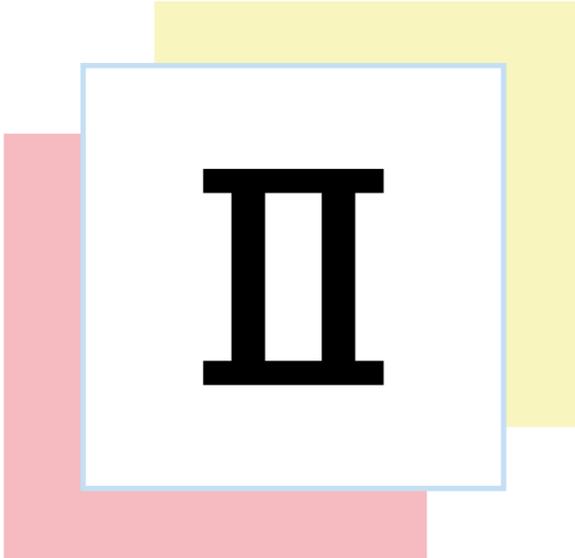
求められる視点

| | |
|-----|----------------------|
| 視点1 | 財政見通しを見据えた政策・施策の展開 |
| 視点2 | 人口減少による地域の担い手の変化への対応 |
| 視点3 | 地域のポテンシャルを活かした活性化 |

本市では、少子高齢化により、市税の減少や高齢者増加に伴う社会保障関連費用の増加など困難な状況が予想されています。このような状況が続くと、地域の豊かさやにぎわいの創出の継続を確保できなくなる恐れがあります。そのため、これからの本市を市民が豊かさやにぎわいを感じられるまちにするためには、「地域資源」を有効に活用し、持続可能な行財政運営の確立に向けて、地域社会・経済の活性化につながる好循環を生み出し、地域をどのように経営していくのかという視点が重要です。

地域経営の捉え方

公共主導で地域を動かしていくのではなく、地域に合ったよりよいサービス・社会参画のあり方を、様々なプレイヤー（市民、企業、大学、NPO団体など）とともに、地域力を向上し、課題解決に向けた取組を自発的に行う地域社会を形成する方法

A graphic consisting of a white square with a thin blue border, centered within a larger white square. This central square is partially overlapped by a light red L-shaped block on the left and bottom, and a light yellow L-shaped block on the top and right.

II

基本構想

Ⅱ 基本構想

第1章 基本方針

第1節 協働から発展するまちづくりの推進

本市では、平成21(2009)年に自治基本条例を制定し、10年以上にわたって「協働によるまちづくり」として、「市民、自治会、市民公益活動団体や事業者、行政などそれぞれが、目的を共有しお互いの持つ特性を活かしながら支えあうパートナーとして、住み続けられるまちづくり」を進めています。人や活動が「つなぐ・つながり」を生み出し、「知る」「育つ」「つながる」取組を通して、それぞれが支え合い、つながりがきめ細かな「網の目（ネットワーク）」を創造し、お互いさまのまちづくりをめざして推進しています。

協働という考え方が広く知られるにつれ、協力しての事業実施や課題設定など、様々な協力体制が「協働」と捉えられるようになりました。本市でも、様々な主体が、あらゆる場面で手を取り合い、活発に地域で活動しています。

これからは、多様な主体によってコミュニティが再定義・再構築され、活動や協働の幅が広がり、活動する主体が増えたりするなど、まちづくりの場や主体が拡大・増加することが予想されています。

これまで本市では、地域課題を解決し、地域を豊かにするため、自治基本条例に基づき様々な市民協働を進めてまいりました。特に、地域課題が表出しやすい福祉では、地域住民が思いや課題を持ち寄り、地域づくりに責任を持つとする活動が増え、それぞれがつながりつつあり、「住民自治」の機運が徐々に高まってきていると考えられます。

こうした流れをくみながらも、人口減少や少子高齢化といった影響を受け、コミュニティの希薄化や顔の見える関係性の減少など、次第に地域課題が潜在化していくことが想定されます。

このような地域の変化へ対応するためには、顕在化している課題だけでなく、隠れてしまっている課題に対してアプローチする協働の仕組みを強化し、新しい解決の仕組みを取り込むため、疑問や関心が生まれた瞬間を捉え、すぐに動ける体制が必要とされています。

地域課題解決にとどまらず、地域をよりよくしていくためには、すでに行動を開始している方やこれから行動を起こそうとしている方だけでなく、今まで知らなかった方にも、見えなかった課題を見える化し、知ってもらうことが重要です。本市に関係するあらゆる人が声を上げ、話し合ったり学んだりすることで、アイデアとネットワーク化を促進し、まちに住む人にとっての「まちの価値」を高めていくことが求められてきています。

第2節 将来のビジョン

本市は、ベッドタウンとして長年続いてきた人の流入に陰りが見えはじめ、駅周辺の市街地やニュータウンでは若者の流出によるにぎわいの低下、農業・漁業者の減少、団塊世代の高齢化などによる地域の担い手不足やコミュニティの希薄化など、長期的な社会課題に取り組んでいくことが求められています。

若い世代がとどまり、また、帰ってきたくなる、将来にわたって、本市の魅力を語ることのできるまちをめざし、子どもから高齢者まで地域に愛着を持ち、生涯現役で健康に暮らせるま

ちや、生活の質を向上させるスマートシティ、ICTによる社会課題の解決を図る新しい価値の創造などにより、持続可能な都市へ変化するため、地域に住まうそれぞれの人が未来に向かって「1歩」を踏み出し、地域課題の解決を図っていく共創によるまちづくりを進めます。

なお、本総合計画における市民と行政の関係として、「協働:パートナーシップ(Partnership)」は地域に根差して活動や事業を進めていくための大切な考え方であることを共有し、引き続き進めていきます。また、協働のなかでも、新しい価値や事業などの創造・構築段階から協働で取り組むことを「共創:コクリエーション(Co-creation)」とします。今後は、市民一人ひとりが知恵や能力を発揮し、まちづくりの場(舞台)で新しい価値の創造に挑戦する「共創」の取組を、現在地域で活動している協働の取組と合わせ、大切にしていきたいと思います。

ONE ACTION

～時代の1歩先をゆくまち～

市民一人ひとりが1歩踏み出すことで、未来が形づくられ、やがて太い幹となるまち



価値観(キーワード)

活発、共創、継承、社会的包摂、持続可能、自発、多様性(=ダイバーシティ)、
創造性・先進性、チャレンジ

「1歩先をゆく」: ①都市構造(ハード面)として、ICTの導入、スマートシティへの転換など、社会環境変化に対応するまちづくり、②施策などの展開(ソフト面)として、「協働」の主体がまちづくりで培った関係性を軸としつつ、「人の行動変容を促していく」まちづくりの2点での、都市構造・施策などの展開をいう。

第3節 将来の都市像

基本構想は、本市がめざす将来の都市像とこれを実現するためのまちづくりの姿を定めたもので、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための指針となるものです。

将来のビジョンを踏まえ、総合計画の12年間で展望した将来の都市像を、次のとおり掲げます。

将来の都市像

『共創による新しい地域価値が創造され、
誰もが輝ける舞台都市・阪南』

市民が主体的に地域にかかわり、かつ関係機関・団体と連携して、地域を動かしていくためには地域経営という視点が必要です。地域経営の主体は地域に住む市民であり、その地域の市民、企業・団体、行政それぞれが、「わがごと」として、「オープン」に「双方向」で課題に取り組むことが重要です。

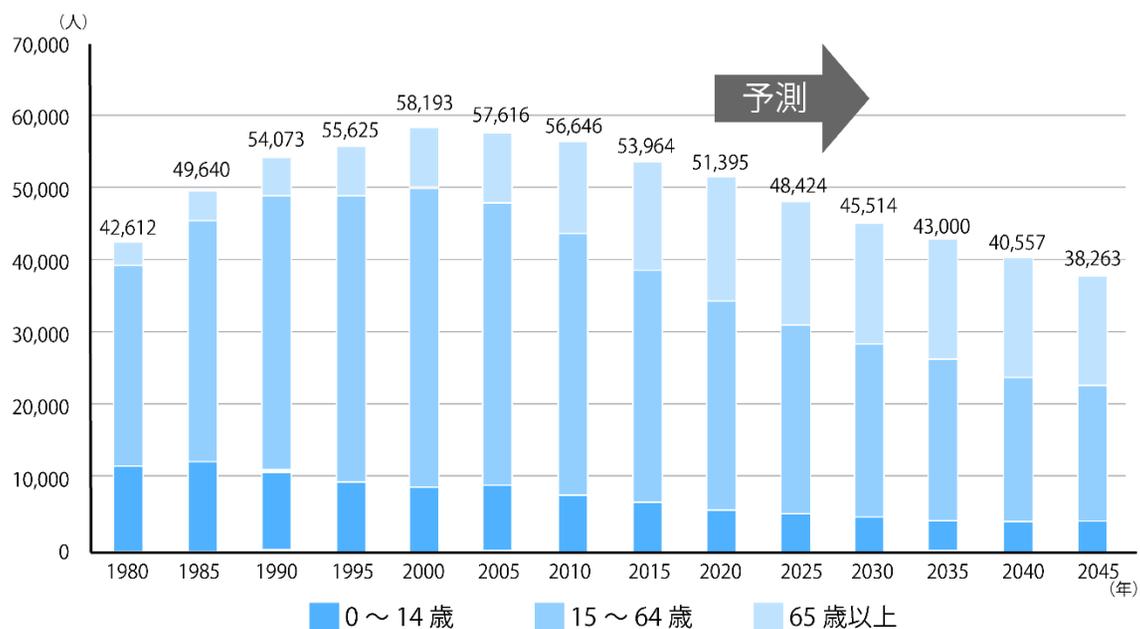
その上で、多様な連携を進め、それぞれの主体（個人を含む）が、それぞれの目的の実現に向け、自発的に未来を切り開いていくためには、協働のまちづくりに共創の概念を取り入れ、活躍できる将来のまちの姿を描くことが大切です。

そこで、それぞれの主体がゆるやかにつながり、市民の一人ひとりが個性と能力を活かし、新しい価値を創造していく新たな「共創」の考え方を導入した『舞台』として、また活躍の場として、様々な人に選んでもらえる都市をめざし、その実現に向けて多様な市民活動を支えていきます。

第4節 将来人口

本格的な少子高齢化社会の到来により、本市の人口が減少しています。急激な人口減少によるまちの活力低下を防ぐため、総合的かつ計画的にまちづくりを進めることで、令和17(2035)年の人口を43,000人と想定します。

若い世代や子育て世代の移住・定住を進め、年齢構成のバランスが取れた持続可能なまちをめざしていきます。



第5節 重点基本方針

重点基本方針は、本市における方向性から抽出した3つの「求められる視点」(p.14)を踏まえつつ、基本計画において横断的かつ包括的な業務を展開できるように設定します。

- ◆これまでの協働のまちづくりを核として、「ともにつくる=共創」という新しい価値を推進し、様々な世代の市民がまちづくりに参画し、また、高齢者になってもいきいきと活動的な生活を送ることができる、誰もが主役として輝くまち
- ◆子育て世代にとって過ごしやすい環境を整えるため、自然環境などの魅力を最大限に活用しつつ、地域ぐるみで子どもから親、そのまた親にとっても魅力があるまち
- ◆多くの人が集まり、にぎわいなどの活力を創出するため、多様な地域主体の活躍支援、商工業・農業・漁業の先進技術活用支援、起業支援、教育機関との連携などにより、地域資源を最大限に活用したまち

【重点基本方針①】人がつながり、地域がつながる共創のまち（視点2, 3）

① 多様な価値観を尊重したまちづくり

- 一人ひとりが持つ様々な違いによる多様性（=ダイバーシティ）を活かして能力を発揮し、活躍することで、新たな価値を創造
- 地域の多様な生活スタイルや価値観を教育にも活かし、学ぶまちづくりを推進

② ゆるやかな関係性によるまちづくり

- 様々な活動主体がゆるやかにつながり、地域課題に対して強みを活かして解決していける地域づくり
- 地域のなかで気軽にゆるやかな関係性を軸としたふるさと（=「ゆるさと」）の実現を推進
- 自治会、NPOなどの様々な活動団体と連携し、自立的な地域運営を行えるよう、協働・共創のまちづくりを推進

③ チャレンジできるまちづくり

- 協働・共創による課題解決型ビジネスなどの社会的起業の促進やまちを活用した文化・芸術の表現など、多様な年代がチャレンジできる（=自己実現）まちづくり
- 社会全体のポテンシャルを高めたまちの活性化と共生社会の実現

④ 地域経済を活性化し、新たな活力とにぎわいを創出するまちづくり

- 本市の地域資源の活用・連携による多様な地域経済活動の支援
- 地域資源を活用した新しい価値を生み出し、地域のブランド化を実現
- ICTやAI技術などを活用し、社会環境の変化や地域のニーズに沿ったまちづくり
- 市内または周辺都市の需要に即した経済・文化活動の促進

【重点基本方針②】子どもが地域で育ち・支え合うまち（視点2, 3）

⑤ 子どもがいきいきと、地域で生活し、学び、遊べるまちづくり

- 子ども一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感を持って育まれるとともに、親も子どもの成長などを通じて親として成長していく喜びや生きがいが得られる地域づくり
- 子どもの安全・安心を守る体制づくり
- 「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの人権を尊重したまちづくり

⑥ 学校や就学前施設などと地域が一体となった連携したまちづくり

- 海洋教育など里山・里海での環境学習や体験学習の連携の強化
- 子どもたちが日頃から社会課題に接する機会の創出
- 学びや遊びを通じた非認知能力を伸ばす教育や保育の提供など、子どもの健やかな育ちの支援
- 学校や就学前施設などがつながる、地域との連携を強化
- 子どもの発達や学びの連続性を確保
- 英語教育の充実
- 情報教育の推進

⑦ まちぐるみで子育て力を向上させるまちづくり

- 誰もが安心して出産や子育てができるよう、様々な主体が連携した支援
- 「原風景・原体験」の醸成と、地域全体で学校教育を支援し、まちぐるみで子育てできる環境の実現
- 子育て中の大人が深刻な悩みを抱えたり孤独に陥ったりしないよう、切れ目のない総合的・包括的な支援の展開

⑧ 新しい生活様式や技術に対応するまちづくり

- 若者や高齢者などがチャレンジ・再チャレンジできる環境を創出
- 地域資源を活用した課題解決型ビジネスなどを推進
- 企業・大学などと連携した社会課題を解決する取組や地域で活躍する人を集めた人材バンクによる包括的な支援など実践的な環境の整備
- テレワーク・ワーケーションによる多様な人材が流入する地域活動の場を提供
- ICT・DXの推進に対応できる人材の育成
- 生活環境の向上や里山・里海などを代表とする環境と共生した未来のまちをめざした、まちの仕組みづくりの検討

【重点基本方針③】自分らしく、生涯活躍できるまち（視点1、2）

⑨ 地域での見守り・支え合いが行き届いたまちづくり

- 誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けた支援体制の推進
- 企業などと連携した見守りなどの取組を構築・強化することにより、年齢によらず、誰もが自分らしく生きることができる環境の実現
- 環境教育と合わせた防災意識の醸成

⑩ 自分らしく輝ける「舞台」まちづくり

- 地域の就労機会、地域活動からの起業など、市民のニーズと意識改革につながる取組の展開
- 生涯現役で活躍する支援として、高齢者が現役時代に培ってきた経験や技術を、地域課題の解決などに活用できるようマッチングを推進
- 公民館などを活用した、青少年の育成及び活動を促進する場づくり
- 相談・支援、情報提供や話し合える場の設定など、持続的な活動の支援

⑪ 誰もが安全・安心に、暮らすことができるまちづくり

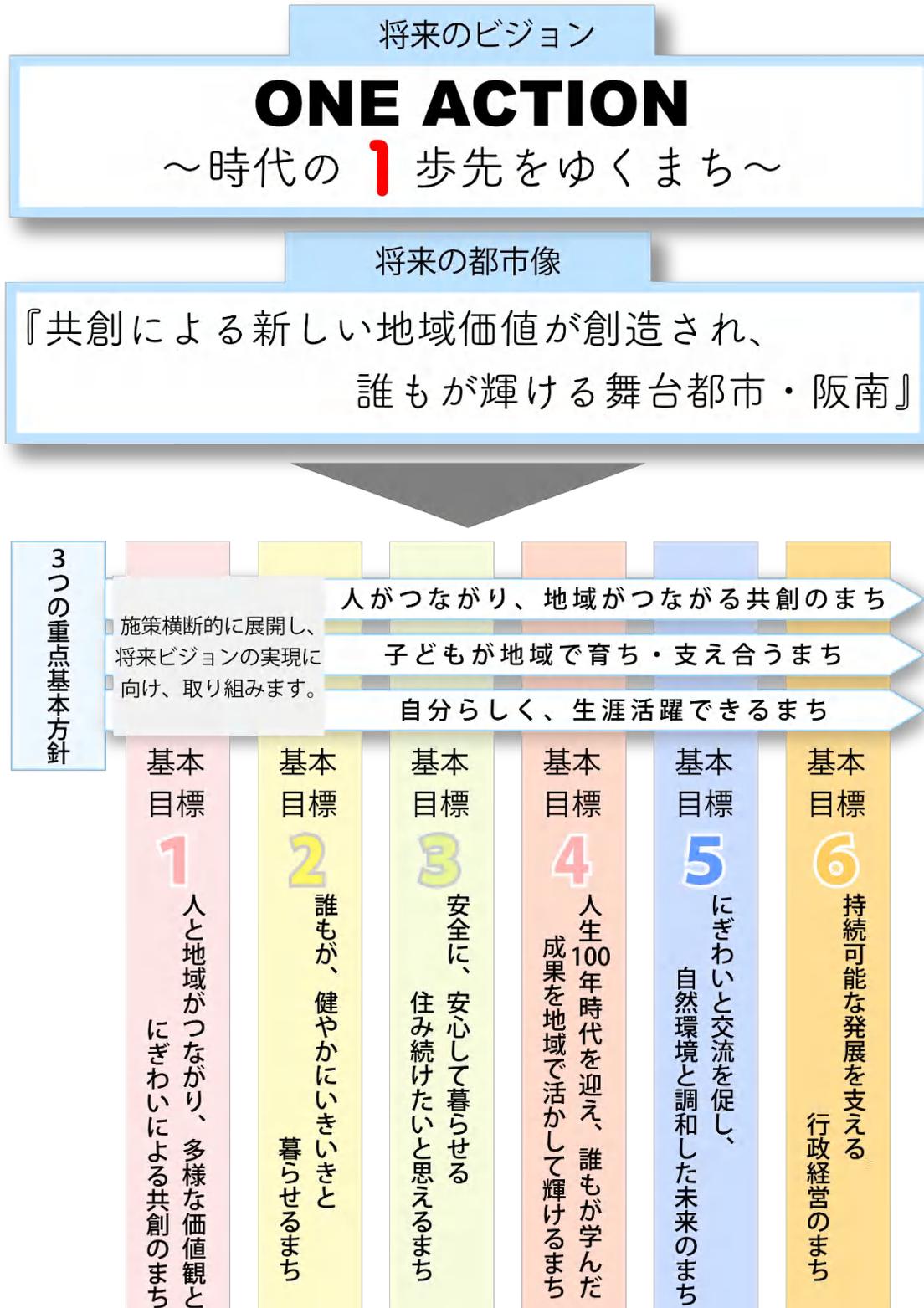
- 障がいや生活困窮などの複合的な課題に脅かされず、解決を試みることができる生活環境を整える取組
- ボランティアなどと協働した地域資源の活用、包括的な相談支援の充実による課題の早期発見とバックアップ体制の強化
- 障がいや認知症などにかかわらず、個々の特性や強みを活かした就労や社会参画の促進
- 多様な団体による交流活動や、多機関・多分野の関係者が話し合う会議の開催など、包括的かつ地域や家庭環境に合わせた支援

⑫ 楽しく健康に過ごせるまちづくり

- 市民の健康寿命の延伸
- 子どもから高齢者まで、健康的なライフスタイルを身につけられる取組
- 運動・栄養・休養を基本とする健康づくりの推進
- 健康づくりとまちづくりを連動させた「歩く文化」への取組

第2章 基本目標

基本構想は、本市のめざすべき将来のビジョン・将来の都市像とそれを実現するための重点基本方針・基本目標を示すものであり、基本構想に基づいて施策の基本的方向と体系を示すものが基本計画です。



第1節 人と地域がつながり、多様な価値観とにぎわいによる共創のまち

- 地域の様々な課題や社会的課題に対し、市民、NPO及び地縁団体などの多様な主体が関心を持ち、それぞれがまちの担い手として活動し、住みよい地域社会を形成しています。
- 一人ひとりが持つ多様な価値観を活かし、地域課題の解決に向けて、能力を発揮し、共創のまちづくりによる新たな価値を創造しています。
- 市民、NPO、地縁団体及び行政などの多様な主体が積極的に連携して多様な活動やまちづくりに参画・協働することにより、自立的な地域運営を行い、人々の支え合いと活気のある社会がつくられています。
- 市民、企業・団体、行政との協働・共創を加速させるため、誰もが地域課題を話し合い、解決に向けて取り組みやすい環境が整っています。
- 企業や金融機関などの外部活力を継続的に受け入れるとともに、公民連携を積極的に活用しています。
- 市民が、まち全体を「舞台」として、誰もが想いを実現できる環境を整え、多様な年代がチャレンジできるまちづくりを行っています。
- 市民、企業・団体などとの連携の取組として、地域課題の解決につながる活動（スモールビジネス、シェアリングエコノミーなど）が広がり、魅力的な地域づくりが進められています。
- 市の魅力を高める情報の発信を行うとともに、暮らしの役に立つ定住の取組や本市に住みたくなる移住の取組により、子育て世代が流入しています。

第2節 誰もが、健やかにいきいきと暮らせるまち

- 子どもから高齢者までのすべての市民が、地域の支え合いのなかで、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしています。
- 市民が、病気やけがを未然に防ぐため、ライフステージ・ライフスタイルに応じた健康づくりに取り組むとともに、医療や介護などを安心して受けられる制度などのもと、自立した生活を営んでいます。
- 親や地域の人の子育てについて学び、また、親が子育てと仕事の両立ができるなど、子どもが健やかに育つ環境が整い、本市で育った市民が市内で子どもを産み育てたいと考えています。
- ICTの利用により、各種電子申請サービスや情報アプリケーションなどが導入され、遠隔診療などのサービスが展開されることで、住民の福祉が向上しています。

第3節 安全に、安心して暮らせる住み続けたいと思えるまち

- 市民が、防災や防犯、交通安全に対する意識を高め、コミュニティによる支え合いが確立されているとともに、自然災害や火災などへの備えが整い、生命・身体・財産が守られたまちで安全・安心に暮らしています。
- 災害時に防災活動を支えるため、避難や物資の流通がスムーズに行えるよう、道路ネットワークが機能しています。
- 本市全体での防災意識を向上させるため、広域的な地域連携が行われています。
- 情報管理システムの導入により、災害時に市民へ即座に情報提供されることによる災害被害の軽減策が整っています。
- 公共下水道の整備などを推進し、雨水や市民生活により発生する排水が適切に処理されることにより、市民は、豊かな自然を守りつつ、快適で衛生的な生活を送っています。
- 感染症のパンデミックを含む災害に対して、機能の維持を可能とする柔軟な施策の展開や機能不全から早期に回復する復元力のある社会をめざし、持続可能な社会システムが維持されています。
- 市民をはじめ、企業・団体、行政などが、地球規模の環境問題を意識し、連携して環境負荷の少ない生活や循環型社会に配慮した生活を営んでいます。
- 障がいの有無や生活困窮などの複合的な課題が早期に解決され、生活を脅かされずに環境を維持する体制が整っています。

第4節 人生100年時代を迎え、

誰もが学んだ成果を地域で活かして輝けるまち

- 子どもの権利が守られ、子ども参加のまちづくりが進められています。
- 学校・就学前施設・家庭・地域が連携して、子どもたちの“学び”・“育ち”を支援するとともに、乳幼児・児童・生徒が、良好かつ安全・安心で快適な環境のもと、質の高い充実した教育・保育を受けています。
- 乳幼児・児童・生徒が、基本的信頼感や自己肯定感を育めるよう支援を受け、様々な体験のもと生きる力を育み、健やかに育っています。
- 子育てと仕事を両立できる環境が整っています。
- 多くの市民がスポーツに親しむことで、健康で幸せに生活することはもとより、その経験を地域で活かすなど、潤いや生きがいのある活動ができています。
- 市民が、互いの人権を尊重し、一人ひとりが尊厳を持ち、それぞれの違いを認め合って、すべての人がいきいきと安心して暮らしています。
- 地域での困りごとなどの地域課題が、分野を超えた活動の連携により解消されるなど、地域での学びが活かされる場が育まれています。
- 市民が、地域の歴史と文化を理解し、誇りを持って暮らしています。
- 生涯学習の多様なニーズを捉え、市民・行政などによるソーシャルメディアなどを活用した学びの場が展開され、子どもから高齢者まで気軽に学ぶ機会が身近にあります。
- 多文化共生や国際理解を深め、親しみを持って交流することで、外国人も生活しやすい豊かな環境が育まれています。

第5節 にぎわいと交流を促し、自然環境と調和した未来のまち

- 商工業や農業、漁業などの地域産業が活性化し、担い手が増加しています。
- 地場産業や自然環境をはじめとする地域の魅力を活かしつつ、社会環境の変化に対応した観光産業が振興し、多くの来訪者が訪れるとともに、地域経済が安定し、市民が誇りと愛着を持つにぎわいのあるまちを形成しています。
- Society5.0においてスマートシティ化が推進され、新しい技術が導入されることで、地域のニーズに対応できるまちを形成しています。
- 地場産業の活性化や新たな産業の誘致により、良質な地場産品が流通するとともに、雇用が十分に確保され、市民が将来にわたって安定した暮らしを送っています。
- 市民が、魅力ある街並みを理解し、保全に努めるとともに、海や山をはじめ自然環境と調和した住環境のもと、心豊かな暮らしを送っています。
- 日常的な修繕などを計画的に実施し、公共インフラ・施設の長寿命化を図るとともに、多様な主体と連携しながら、持続可能な維持管理の仕組みが構築されています。
- 道路や公共交通網が整い、市民が安全で快適に移動しています。

第6節 持続可能な発展を支える行政経営のまち

- 限られた経営資源を活かした効率的、公平かつ適正な行政経営により、最大の成果を実現し、持続可能な発展を支える行政を、市民は信頼しています。
- 健全な財政基盤を築き、民間のノウハウや活力を積極的に導入し、経費の節減に取り組むとともに、サービスの向上が図られています。
- 確実な経営の実践に向けて、職員の意識の醸成や人材育成支援が行われ、自治体経営を支える組織づくりが進められています。
- ICTの活用を推進し、市民生活の質の向上に取り組むとともに、事務の効率化・迅速化が図られています。

第3章 土地利用の基本方針

本市のめざすべき将来ビジョン・将来の都市像を実現するため、また自然環境に配慮した持続可能なまちづくりに向けて、生活環境の豊かさを保ち、地域の活力が維持・向上するよう、計画的な土地利用を図ります。

第1節 社会環境の変化

① 人口密度の低下による影響

少子高齢化の進行とともに人口減少が進み、地域内で空き家・空き地などが増加してきています。新規住民の流入が鈍化してきている地域もあるため、一定の人口密度を維持しつつ、地域内でのコミュニティ形成や維持を進めていくことが難しくなっていくことが予想されます。また、将来、空き家・空き地の増加や商業施設などの衰退、快適な住環境の維持・向上が難しくなっていくことなどが懸念されます。

② 地域の高齢化とコミュニティ機能の低下

本市は昭和40年代から50年代にかけ、ニュータウン開発を進め、ベッドタウンとして居住者が増加してきました。現在、当該ニュータウンは高齢化が急速に進みつつあり、経済活動の低下やコミュニティの縮小などの課題を抱えています。

③ 社会環境の変化に対応した交通網など

本市は、関西国際空港から近く、第二阪和国道が整備され、また大阪方面と和歌山方面を結ぶ高速道路を含めた自動車道が接続する環境により、多くの人や物が市内を縦横断しています。広域都市間アクセスが容易になった関西国際空港圏として、主に企業などの受入強化に向けた環境整備が求められています。

第2節 土地利用にかかる検討の視点

視点① 中心市街地や地域の拠点を核としたにぎわいの創出

人口減少・少子高齢化が見込まれる人口構造に加え、近隣における大規模小売店舗の出店やネット小売店舗の台頭により、地域内消費が低下しつつあります。地域特性にあった産業の育成や市民による起業・創業、新たな企業誘致に向けた取組などを推進し、産業面の活性化を図ることが必要です。

また、中心市街の生活の利便性を向上させ、祭りや駅前などの空間を活用したイベントなどを通じて、市民間や来訪者との交流を促進していくことが求められています。市民や事業者は、地元に着目した地域コミュニティの担い手としての役割も求められることから、市と連携し、魅力のある祭りやイベントを開催するなど、地域全体を経営していく視点に立ったにぎわい仕掛けや取組を展開していくことが重要です。

視点② 市全体を考えた広域的・有機的なつながりを活かしたまちづくり

広域的にみると、本市は、関西国際空港の交通圏内であるとともに、第二阪和国道により南北につながる要地であるとみることができます。しかし、現状としては、新たな産業立地による産業振興を進めるには、誘致する土地に限りがあります。

交通の要地としての機能を発揮しつつ、地場産業や新たな産業立地などによる振興を図りながら、市内の拠点などにおけるエリアマネジメントなどを推進することで、にぎわいのまちづくりと連携しつつ、市内での雇用の確保といった職住近接のまちづくりをしていくことが重要です。

また、市全体の回遊性という観点からは、交通の軸（駅など）や観光の軸（観光拠点など）につながりをもたせ、市内における交流人口の増加を促していくことが重要です。

本市において土地利用を進めていく際には、海岸資源・海洋資源や丘陵地における森林資源などの自然環境並びに街並みを保全し、景観などに配慮した自然と調和したまちづくりが重要です。

視点③ 地域を活性化させる拠点の形成

地域コミュニティの希薄化や地域の担い手の不足などに対処し、持続可能なまちづくりを支援するため、公共施設などを活用した地区拠点を形成していくことが重要です。

また、人口減少や財政の悪化などが起こるなか、将来のまちの構造を見据えたまちづくりが求められる一方で、地域活性化や多様なコミュニティをつないでいくことができる都市のあり方を定めていくことが重要です。拠点形成の面からは、地域属性に応じた課題の解決を果たす活動を支援しつつ、支え合いの拠点となるよう、市内を4つのエリア（尾崎・西鳥取・東鳥取・下荘地区）に分け、発展させていくことが重要です。

第3節 土地利用の方向性

土地利用の方向性は、重点基本方針と合わせた横断的な施策展開へつなげるため、本市における方向性から抽出した次の3つの「求められる視点」や「土地利用にかかる検討の視点」を踏まえ、構成します。

① にぎわいのある拠点の創出（視点1、①）

持続可能なまちづくりへ発展させていくため、尾崎駅周辺と市役所などの都市拠点を中心拠点として位置づけます。尾崎駅周辺エリアの都市機能を強化していくため、エリアマネジメントの考え方を導入し、持続可能な管理運営、利害の関係する主体（ステークホルダー）が主体的に管理運営する仕組みなど、共創や公民連携のまちづくりを進めます。

公共交通でのアクセス性が確保され、過度に車依存しない、生活サービスやコミュニティが持続的に確保される住環境づくりをめざしていくため、「歩く文化」の形成の核として、公共交通ネットワークの形成により出かけやすいまちづくりを推進します。

② ポテンシャルを活かす土地利用（視点3、②）

大阪市や和歌山市などの南北の都市の発展や近隣市町のにぎわい拠点などを考慮しつつ、関西国際空港圏や広域交通網などによるポテンシャルを活かした産業の誘致を推進します。内陸丘陵部地域においては、周辺の自然環境との調和を図りつつ、広域幹線道路を活かし、産業誘致による土地利用を促進します。また、広域交通網の整備促進に伴う産業の誘致により、雇用創出や地域活性化などのまちの発展・経済に寄与することが期待できます。

山間部に位置する山中溪地区及び海辺に位置するせんなん里海公園などにおいては、ポテンシャルを活かし、市域の観光・レジャー機能の充実をめざし、レクリエーションなどにおける観光連携を図ります。

③ 新たな価値の創造（視点1、2、③）

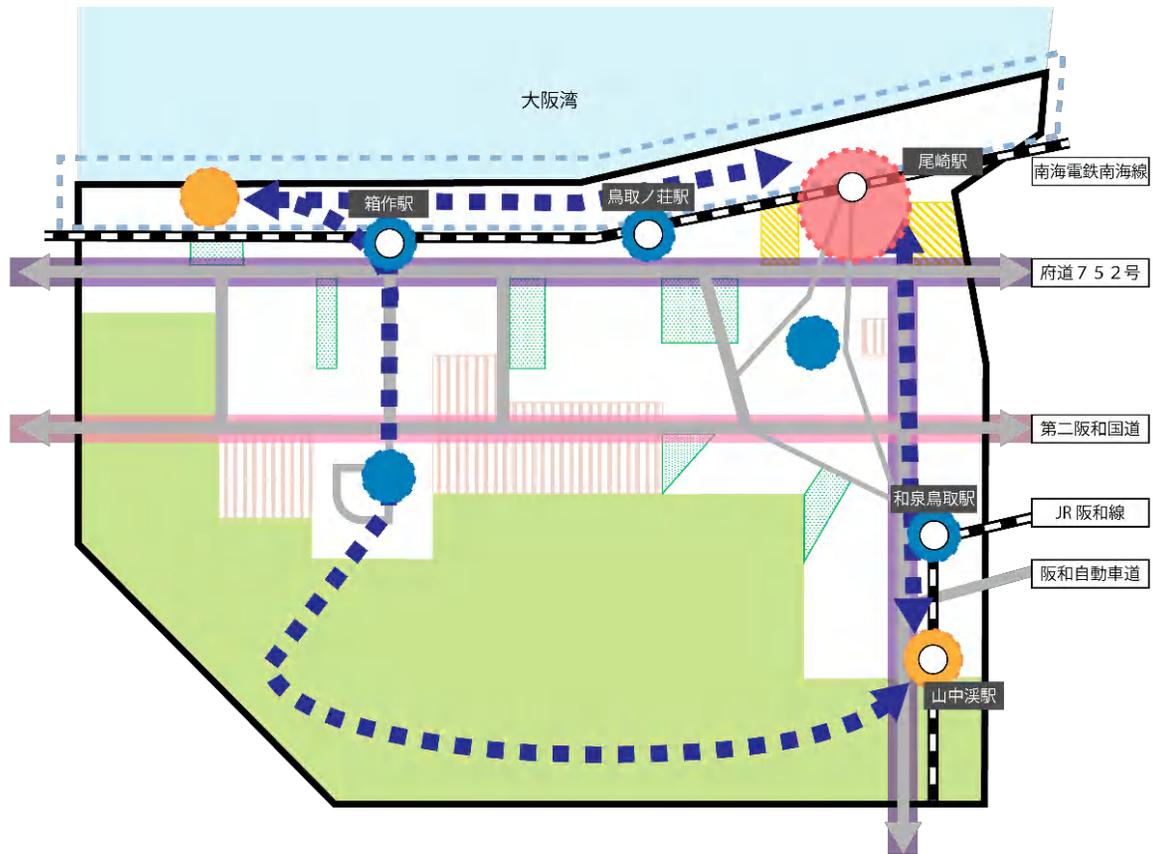
既存市街地や市街地誘導ゾーンにおいては、地域コミュニティの規模を勘案し、多機能なコミュニティ拠点づくりを推進し、福祉システムなどと合致したまちの設計や既存ストックの有効活用に取り組みます。また、新しい働き方への対応など、多様なライフスタイルや生活圏で暮らせる空間を検討し、新しい価値の創造を図ることで、移住・定住を促進します。

④ 良好な自然環境の保全

森林や海辺を含む災害防止などの公益的な役割を果たす地域や、野生動植物などの貴重な資源が存在する地域などは、自然環境の保全や森林資源・海洋資源の育成などを推進します。また、豊かな里山・里海で形成される自然環境を守るとともに、これらの地域資源を最大限に活かした美しい魅力ある地域づくりを推進します。

第4節 新しい土地利用にかかる基本方針図

① ゾーン・拠点・連携軸の設定図



| 凡例 | |
|---|-----------------|
|  | 中心拠点 |
|  | 地区拠点 |
|  | 観光拠点 |
|  | 農地ゾーン |
|  | 環境に配慮された産業誘致ゾーン |
|  | 市街地誘導ゾーン |
|  | 森林ゾーン |
|  | 海辺ゾーン |
|  | 生活広域軸 |
|  | 産業広域軸 |
|  | 観光連携軸 |

| | 区分 | 土地利用の方針 |
|-----|-----------------|---|
| 拠点 | 中心拠点 | 尾崎駅前のにぎわい創出や中心市街地の活性化、利便性のある良好な住宅地、地域をネットワークする公共交通網など、快適で機能的な都市環境を整備します。 また、尾崎駅周辺エリアを中心としたエリアマネジメントの手法などにより、中心市街地にふさわしい魅力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。 |
| | 地区拠点 | 身近な生活圏域において多機能な住民自治を構築していくため、生涯学習やまちづくりなどのコミュニティ活動を推進していく拠点を形成します。 |
| | 観光拠点 | 山中溪地区は、紀州街道の歴史的な街並みを活かし、景観に配慮した回遊性のあるエリアとします。 せんなん里海公園では、観光レクリエーション活動を推進します。 |
| ゾーン | 環境に配慮された産業誘致ゾーン | 周辺の自然環境との調和を図りつつ、国道26号（第二阪和国道）などの広域幹線道路を活かし、産業誘致による土地利用の促進を図るゾーンとします。 |
| | 市街地誘導ゾーン | 中心拠点を支援・補完する機能として、医療・福祉施設や良好な住宅地形成を促進するゾーンとします。 |
| | 森林ゾーン | 災害防止などの公益的な役割を果たしている地域、野生動植物などの貴重な資源が存在する地域などの保存、森林資源の育成などに努めるとともに、ハイキングやキャンプ、森林浴、里山など自然環境を活かしたレクリエーションや体験学習の場となる土地利用を進めるゾーンとします。 |
| | 海辺ゾーン | 生活広域軸に沿った周辺居住環境に配慮しつつ、歴史文化や古い街並みなどを継承した歴史文化資源や観光資源を活用した土地利用を進めるゾーンとします。また、せんなん里海公園においては、市域の観光・レジャー機能の充実をめざした土地利用の促進を図ります。 |

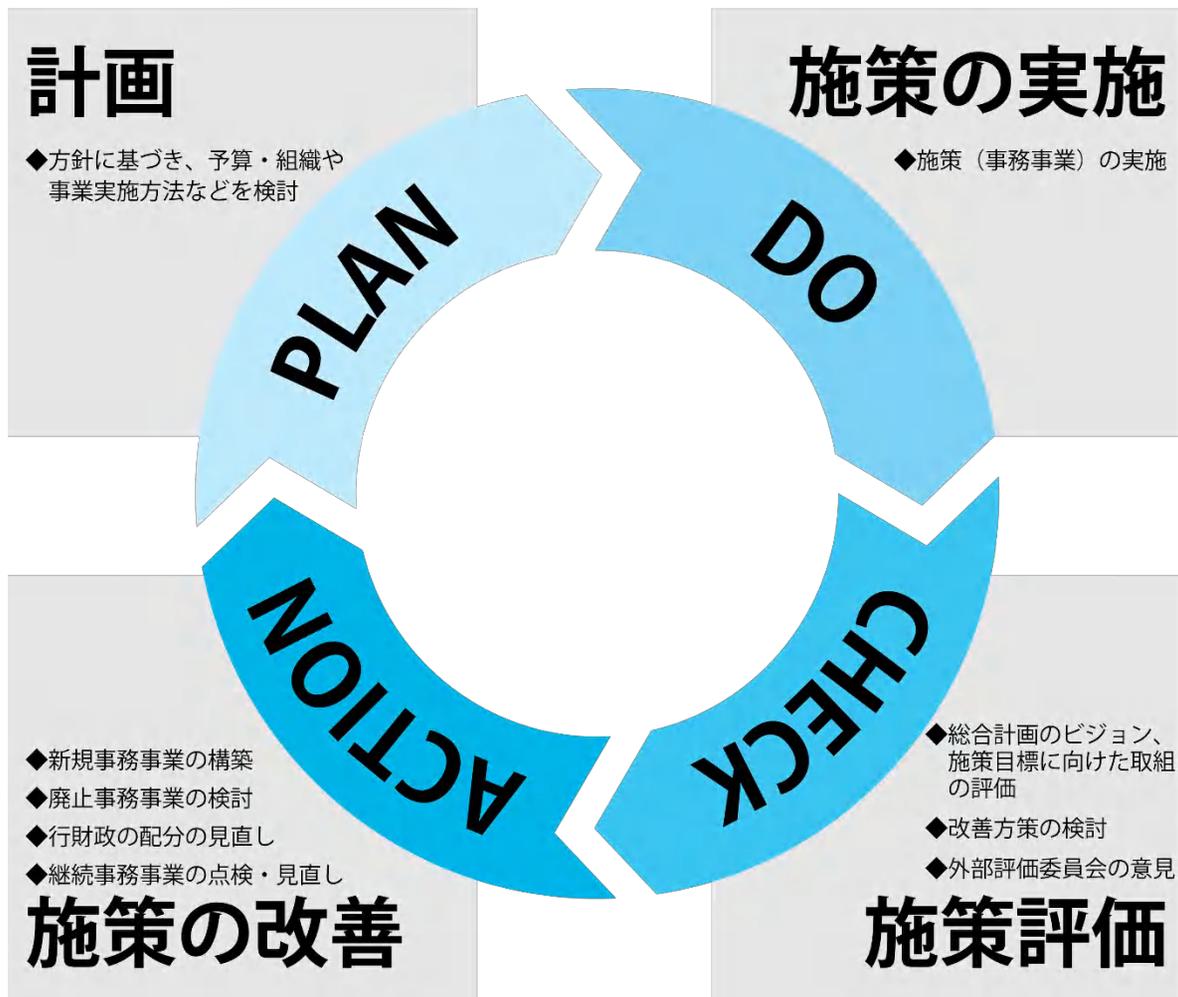
| | 区分 | 土地利用の方針 |
|------------|-------|---|
| 広域・ 連携軸 | 生活広域軸 | 尾崎駅・鳥取ノ荘駅・箱作駅・和泉鳥取駅周辺や近隣都市との市民の生活動線として、広域幹線道路や鉄道などの公共交通ネットワークを進め、市民の利便性を向上させ、市民生活の活性化を図ります。 |
| | 産業広域軸 | 第二阪和国道の交通アクセスの利便性を活用し、広域で物流・産業の流動化を図ります。また、周辺環境に配慮しつつ、産業誘致を促進し、雇用の場となる活力ある産業の創出など、地域経済の発展を進めます。 |
| | 観光連携軸 | 中心拠点を基点として、海や山の自然環境、歴史的観光資源などのある拠点をつなぎます。また、豊かな自然が残る和泉山脈のハイキングコースや海浜レジャー・レクリエーション空間を活かし、市内の回遊を促します。 |

第4章 計画の進行管理と行政評価の考え方

計画の進行管理は、施策ごとに、PDCAサイクルに沿った定期的な行政評価と改善を基本として実施し、具体的な成果の創出と成果の見える化を進めます。これらを進めるにあたり、施策・事務事業の構築・改善や、各施策に掲げる指標の達成状況の分析や状況に応じた指標への更新などを行うときは、事例や経験など主観的な要素のみでなく、根拠に基づく企画立案（EBPM^{*8)}）の考え方を重視し、統計データや関連データなどの客観的な要素を根拠とした実効性の高い企画立案・改善に取り組みます。

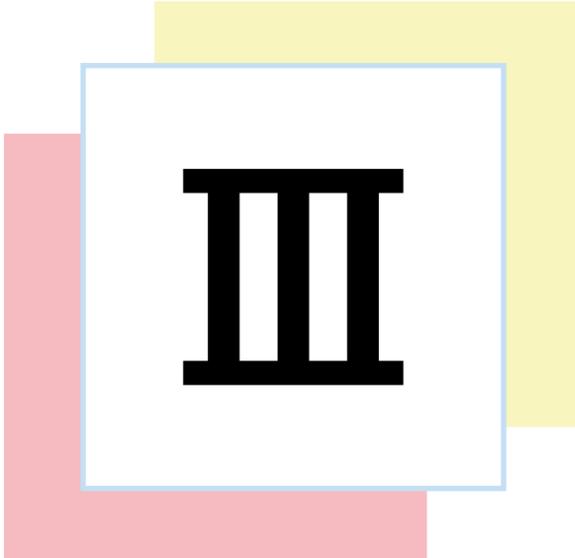
また、変化が激しく将来の予測が困難な社会・経済情勢に臨機応変に対応していくため、施策の実施に際して即応性を求められる業務などにあたっては、ウーダ（OODA）ループの考え方を参考に、短い間隔での試行と意思決定の積み重ねを重視して取り組みます。

施策の評価にあたっては、毎年内部評価として施策の点検・評価を行うほか、特に関心の高い施策については、内部評価に加えて市民や学識経験者による外部評価などを実施します。



(*8) EBPM

エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング（証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。



III

基本計画

◆ 基本計画の見方

1 人と地域がつながり、多様な価値観とにぎわい

1 協働・共創社会の形成と促

本施策を要約した姿、
施策の方向性を表す
ところです。



◆一人ひとりが持つ多様な価値観を活かし、活躍しやすいまちづくりを進めています。



施策が4年後に到達していたい
内容を記すところです。

めざす姿とのギャップや取り
組んでいる内容等を記してい
る項目となります。

めざす姿

- 協働・共創による課題解決型ビジネスなどの社会的起業、文化・芸術の表現など、まちを「舞台」とした、誰もが親しみ表現できる環境を整え、多様な年代がチャレンジ（＝自己実現）できるまちづくりを行っています。
- ゆるやかな関係性を軸としたふるさと（＝「ゆるさと」）を推進し、助け合

課題は、現状を受けての課題を設定するところです。課題は複合的・重層的なものもあり、現実と課題は必ずしも1対1の関係ではありません。

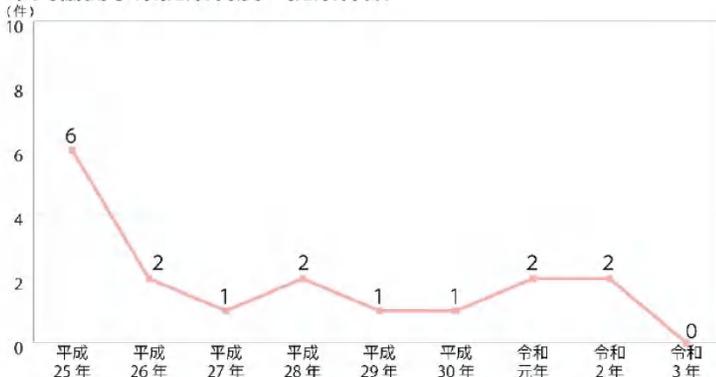
現状

- 市民の「協働のまちづくり」への理解や関心は深まりつつありますが、活動者の固定化や新しい担い手の不足が生じています。
- 今まで市民協働関連事業によって、一定程度の市民や団体の提案が寄せられてきましたが、その件数は年々減少傾向にあります。
- 「協働のまちづくり」を推進するための仕組みとして、全庁横断的に市民協働庁内推進委員を配置し、協働の意識醸成に取り組んでいます。

課題

- 「協働のまちづくり」を推進するために、市民活動の中間支援組織である市民活動センターの役割や機能の強化、多様な主体との連携が求められています。
- まちの活性化をめざす市民や団体の提案を多く集めるとともに、提案の実現に向けた支援の仕組みが求められています。
- 協働・共創をさらに推進していくために、庁内の協働・共創に対する意識の強化が求められています。

市民協働事業提案制度 提案件数



出典：政策共創室資料

関連計画など

- 自治基本条例
- 市民参画手続条例
- 住民投票条例

施策に紐づいている関連
計画を示すところです。

主担当課

- 政策共創室

施策を展開する主管
課を示すところです。

重点基本方針の内容と施策が適合する箇所を示すところです。

による共創のまち

重点 ②ゆるやかな関係性によるまちづくり
③チャレンジできるまちづくり

取組方針

4年間の施策の取組と、それを動かしていくための指標を示すところです。

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|-------------|-----------|----------|----------|--------------------------|
| ONE ACTION <ul style="list-style-type: none"> （仮称）まちづくり人材バンクに登録したプレイヤーと一緒にまちづくりに取り組みます。 市民活動センターの職員が地域に出かけるなど、市民公益活動団体やNPO法人などをはじめとした多様な主体間をつなぐ、コーディネートに取り組みます。 市民協働施策の目的や効果などについて、市民に分かりやすい情報発信を行います。 全庁横断的な連携の仕組みをさらに強化し、市民や団体の提案の実現に向け支援します。 人材発掘や生きがい、働きがいのある事業を創出するため、関係機関などと連携しながら課題解決型ビジネスの取組について支援します。 | 人材バンク登録者数 | 人 (累計) | - | 20 | |
| | コーディネート件数 | 件 | 23 | 30 | センターにおける多様な主体とのコーディネート件数 |
| | 認証されたNPO法人数 | 団体 | 19 | 21 | |
| | 市民公益活動団体登録数 | 団体 | 92 | 100 | |

ONE ACTIONは、4年間でこれだけは達成したいものを掲げるところです。

みんなが一緒にできること

市民・団体・企業が、施策の実現に向けて連携することなどを示すところです。



はんなん共創事業プランコンベ

- 地域課題を共有し、「わがごと」として解決に取り組みます。
- 文化・芸術活動、イベント開催など、まちを舞台として楽しみながら活動に取り組みます。
- 市や地域の取組に積極的に参加することで、協働・共創によるまちづくりを推進します。

あなたの「ONE ACTION」

施策の内容を理解し、個人で活動する内容をご記入いただくメモ欄となります。

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

序論

基本構想

基本計画

人と地域がつながり、多様な価値観とにぎわい

1 協働・共創社会の形成と促進



◆一人ひとりが持つ多様な価値観を活かし、活躍しやすいまちづくりを進めています。



市民活動団体のイベント

めざす姿

- 協働・共創による課題解決型ビジネスなどの社会的起業、文化・芸術の表現など、まちを「舞台」とした、誰もが親しみ表現できる環境を整え、多様な年代がチャレンジ（＝自己実現）できるまちづくりを行っています。
- ゆるやかな関係性を軸としたふるさと（＝「ゆるさと」）を推進し、助け合い、お互い様のまちづくりを行っています。

現状

- 市民の「協働のまちづくり」への理解や関心は深まりつつありますが、活動者の固定化や新しい担い手の不足が生じています。
- 今まで市民協働関連事業によって、一定程度の市民や団体の提案が寄せられてきましたが、その件数は年々減少傾向にあります。
- 「協働のまちづくり」を推進するための仕組みとして、全庁横断的に市民協働庁内推進委員を配置し、協働の意識醸成に取り組んでいます。

課題

- 「協働のまちづくり」を推進するために、市民活動の中間支援組織である市民活動センターの役割や機能の強化、多様な主体との連携が求められています。
- まちの活性化をめざす市民や団体の提案を多く集めるとともに、提案の実現に向けた支援の仕組みが求められています。
- 協働・共創をさらに推進していくために、庁内の協働・共創に対する意識の強化が求められています。

市民協働事業提案制度 提案件数



出典：政策共創室資料

関連計画など

- 自治基本条例
- 市民参画手続条例
- 住民投票条例

主担当課

- 政策共創室

による共創のまち

重点 ②ゆるやかな関係性によるまちづくり
③チャレンジできるまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|-------------|-------|----------|----------|------------------------------|
| ONE ACTION ●（仮称）まちづくり人材バンクに登録したプレイヤーと一緒にまちづくりに取り組みます。 ●市民活動センターの職員が地域に出かけるなど、市民公益活動団体やNPO法人などをはじめとした多様な主体間をつなぐ、コーディネートに取り組みます。 ●市民協働施策の目的や効果などについて、市民に分かりやすい情報発信を行います。 ●全庁横断的な連携の仕組みをさらに強化し、市民や団体の提案の実現に向け支援します。 ●人材発掘や生きがい、働きがいのある事業を創出するため、関係機関などと連携しながら課題解決型ビジネスの取組について支援します。 | 人材バンク登録者数 | 人（累計） | - | 20 | |
| | コーディネート件数 | 件 | 23 | 30 | 市民活動センターにおける多様な主体とのコーディネート件数 |
| | 認証されたNPO法人数 | 団体 | 19 | 21 | |
| | 市民公益活動団体登録数 | 団体 | 92 | 100 | |

みんなが一緒にできること



はんなん共創事業プランコンペ

- 地域課題を共有し、「わがごと」として解決に取り組みます。
- 文化・芸術活動、イベント開催など、まちを舞台として楽しみながら活動に取り組みます。
- 市や地域の取組に積極的に参加することで、協働・共創によるまちづくりを推進します。

あなたの「ONE ACTION」

2 地域コミュニティの活性化



◆ゆるやかなつながりを活かした地域運営を行い、住みよいまちづくりを進めています。



まちづくり協議会による流しそうめん会

めざす姿

- 様々な活動主体がゆるやかにつながり、地域課題に対して強みを活かし解決していけるよう、市民一人ひとりの知恵や力を発揮できる地域となっています。
- 市民、NPO法人、地縁団体及び行政などの多様な主体が、地域の情報を共有し、地域運営組織（まちづくり協議会など）を中心として、課題解決に向け主体的に参画・協働しています。

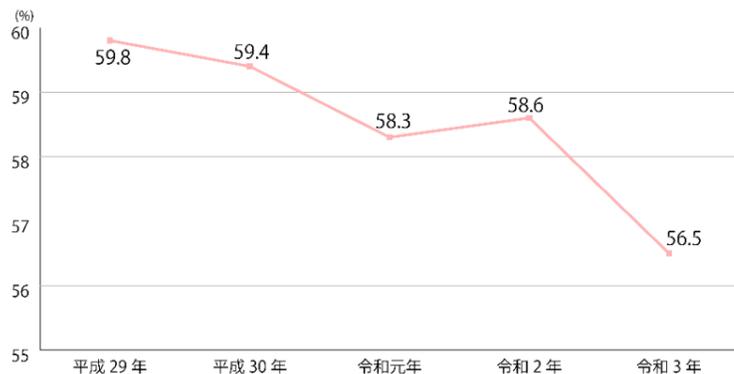
現状

- 就職・進学による市外への人口流出は増加傾向に、また、20代・30代のファミリー層の流入は減少傾向となっています。
- 自治会加入率は、高齢化の進展や役員の負担感などにより、全世帯の約56%（令和2年度末現在）と減少傾向にあります。また、価値観の多様性などにより地域コミュニティの希薄化や地域におけるまちづくりの後継者不足が生じています。
- 市民や団体が価値観の多様性を尊重し、地域における社会課題を話し合い、解決できる仕組みが整っていません。

課題

- 転入者や20代・30代のファミリー層が地域活動へ参画しやすい仕組みづくりが求められています。
- 多様な主体が、情報を共有し、地域課題の解決やまちづくり拠点の運営に取り組むことができるよう、圏域マネジメントやコーディネートを行う仕組みづくりが求められています。

自治会加入率（4月1日時点）



出典：政策共創室資料

関連計画など

- 自治基本条例

主担当課

- 政策共創室

による共創のまち

重点 ②ゆるやかな関係性によるまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|-----------|---------|----------|----------|----------------------------|
| ONE ACTION ● 行政と市民活動センターが、市民とともに地域課題の解決に向けた仕組みづくりに取り組みます。 ● 地域の主体的な意思に基づくまちづくりを進めるため、(仮称)地域まちづくり協議会条例の策定に取り組みます。 ● 多様な主体が、地域の情報を共有し、地域運営組織などを中心として、地域課題の解決に向けた活動を行うことを支援します。 ● SNS、ICTを活用した地域活動を支援します。 ● 地域運営組織に関するガイドラインの策定を進めます。 | 地域運営組織設置数 | 団体 (累計) | - | 4 | 各圏域（尾崎、東鳥取、西鳥取、下荘地区）に1か所設置 |
| | 地域課題把握数 | 件 (延べ) | - | 4 | 職員及び市民活動センター職員が把握した地域課題の件数 |

みんなが一緒にできること



まちの清掃活動

- まちづくりの担い手や後継者不足に対応するため、各種行事や活動などへの若い世代の参加促進や、転入者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- 地域で活動しようと考えている人材を発掘したり、活躍している人材からノウハウを学んだりするなど、自ら地域づくりに取り組みます。
- 地域運営組織などを中心として、様々な地域の情報を共有し、まちづくり拠点の運営や自立した地域運営を行います。

あなたの「ONE ACTION」

3 公民連携を推進するまちづくり



◆市民を中心とし、産官学など多様な組織が連携し、地域課題解決に向けて取り組んでいます。



企業との包括連携協定に基づくインターネットTV

めざす姿

- 市民・団体・企業・教育機関・行政などが、協働・共創を推進していくため、誰もが地域課題を話し合い、解決に向けて取り組みやすい環境が整っています。
- 企業や金融機関などの外部活力を継続的に受け入れるとともに、公民連携を積極的に進めています。
- 多様な団体・企業と協定を結び、地域課題解決に向けた連携事業を展開しています。

現状

- 団体・企業・教育機関など民間からの提案を受け取る仕組みが定まっておらず、広く地域課題について話し合えていません。
- 多様な団体・企業などと包括連携協定を締結しています。
- 市民のニーズが多様化し、また社会課題が複雑化してきています。
- 先端技術やアイデアを受け入れるための実証実験が始まっています。

課題

- 企業などからの提案を広く集めるための仕組みや評価制度を構築することが求められています。
- 多様な団体・企業との包括連携協定を有効活用し、市民サービスの向上につながる仕組みづくりが求められています。
- 地域運営組織などと連携し、地域の課題を集め、多様な主体と連携するための話し合う場の取りまとめ役が求められています。
- 新たな付加価値を得るため、産官学の連携や企業の実証実験などを継続的に実施できる環境を整えることが求められています。



関連計画など

- 総合戦略

主担当課

- シティプロモーション推進課、政策共創室

による共創のまち

重点 ④地域経済を活性化し、新たな活力とにぎわいを創出するまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|-----------------------------|--------|----------|----------|-----------------------------------|
| ONE ACTION ● 市民へのサービスの質の向上につながる実証実験を実施します。 | 実証実験取組数 | 件 (累計) | - | 5 | |
| ● 万博の開催に合わせて、市の魅力を高める取組を展開します。 | 共創チャレンジ ^(*1) 取組数 | 件 (累計) | - | 5 | |
| ● 多様な団体・企業・大学などと包括連携協定を結び、地域の課題解決に向けた取組を実施します。 | 新規包括連携協定数 | 件 (累計) | 6 | 15 | 市の結んでいる協定中、相手方が自治体・地域団体であるものを除いた数 |

(*1)共創チャレンジ：大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するため、自らが主体となって未来に向けて行動を起こしている、または行動を起こそうとしている活動のこと。

みんなが一緒にできること



企業との包括連携協定による海辺の清掃

- 身近な地域課題に関心を持ち、自らができることから取り組みます。
- 連携している団体・企業・教育機関などが、役割や機能を分担しながら連携事業を実施するとともに、多様な分野において交流を進めます。

あなたの「ONE ACTION」

1 人と地域がつながり、多様な価値観とにぎわい

4 シティプロモーションの充実



◆市の魅力を効果的に情報発信し、都市ブランドイメージを高めるとともに移住・定住を促進します。



移住・定住ガイドブック

めざす姿

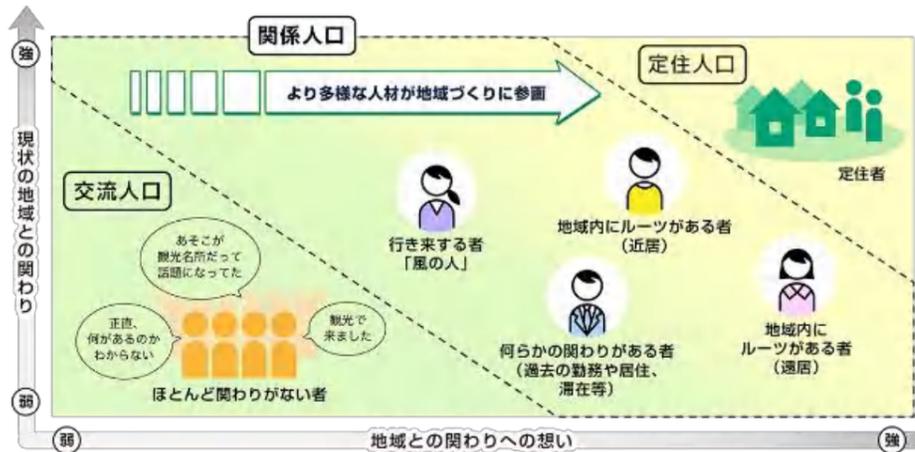
- 市民が市政に関心を持ち、相互の情報を必要に応じて共有しています。
- まちの魅力や情報が多様な媒体を通して広く発信されています。

現状

- 広報誌や市ウェブサイト（ホームページ及びSNS）による情報発信を行っています。
- ICTを活用した施策やSNS(Facebook、Twitter、Instagram、LINEなど)などの活用が十分に行われていません。
- 近年、若い世代の流出超過が進むとともに、ファミリー層の流入も減少傾向にあります。
- 地域活動をこれまで担ってきた方の高齢化が進み、地域課題を解決していく新たな担い手が減少しています。
- 関係人口を増やすための効果的な情報発信ができていません。

課題

- 多様な主体と協働によるまちづくりを推進するためには、分かりやすい情報提供を行い、十分な情報共有が求められています。
- SNSにおける各媒体の情報発信力を強化し、若い世代を中心とした受け手を意識した効果的な情報伝達の推進が求められています。
- 移住・定住は、中長期的な視点に立ち、関係人口（＝阪南ファン）を増やしていく取組を進めていくことが求められています。
- 移住・定住希望者に寄り添う地域づくりが求められています。
- 市民に向けたインナープロモーションを効果的に行っていくことと合わせて、関係人口を増やしていく地域づくりが求められています。



出典：
総務省関係人口の捉え方

関連計画など

- 総合戦略
- 公式SNS運用方針

主担当課

- シティプロモーション推進課、政策共創室

による共創のまち

- 重点
- ②ゆるやかな関係性によるまちづくり
 - ③チャレンジできるまちづくり
 - ⑧新しい生活様式や技術に対応するまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|--|--------------------|----------|-----------|-----------------------------------|
| ONE ACTION <ul style="list-style-type: none"> ● 移住の受入体制を整備し、移住促進につなげます。 ● 転出を抑制し、人口の定着を図るため、市民が愛着と誇りを持てるまちづくりの企画・活動を推進します。 | 人口社会増減数 | 人 | -437 | ± 0 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 心地よく働くことができる環境整備（サードプレイスづくり）に向けた支援を進め、多様な働き方ができる場所のイメージを確立します。 | 阪南市テレワークステーション利用者数 | 人(延べ) | - | 2,400 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 市全体としての発信力強化を図るため、各広報ツールの特徴を踏まえ、活用します。 | ウェブサイトアクセス件数 | 件 | 475,982 | 1,540,000 | ホームページ及びFacebookのアクセス件数の合計 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 受け手を意識した効果的な情報伝達に取り組みます。 | SNSフォロワー数 | 人 | 3,000 | 4,500 | Twitter、Instagram及びLINEのフォロワー数の合計 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 各情報発信ツールを活用し、市内外へまちづくり活動や地域活動、市内でがんばる活動者を応援する情報発信に取り組みます。 | 阪南TVの視聴回数 | 回 | 4,250 | 8,500 | |

みんなが一緒にできること



阪南市公式 Instagram

- まちづくり活動や地域活動においては、市民活動センターや企業との連携、ボランティアへの参加・促進など関係人口の拡大を視野に入れ取り組みます。
- 日常の暮らしのなかで、本市の魅力を見つけ、会話やSNSなどでのコミュニケーションを通して共有します。
- 地域の団体や事業所などは、自らの紹介の際、市の魅力や役立つ情報も合わせて発信します。

あなたの「ONE ACTION」

人と地域がつながり、多様な価値観とにぎわい

5 男女共同参画社会・女性の活躍推進の形成



◆仕事と生活の調和を図り、地域で活躍する人を増やす支援をします。



女性に対する暴力をなくす運動期間の街頭啓発

めざす姿

- 地域コミュニティにおける課題を地域が共有し、課題解決に向けて自ら取り組むことができる仕組みが構築されており、地域の特性に応じたまちづくりができています。
- 子育てなどに焦点を合わせた地域課題の解決に向けた活動など、自身の経験やスキル・ノウハウを活用して、住みよい環境を整えるまちづくりが推進されています。
- 男女が、互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会に暮らしています。

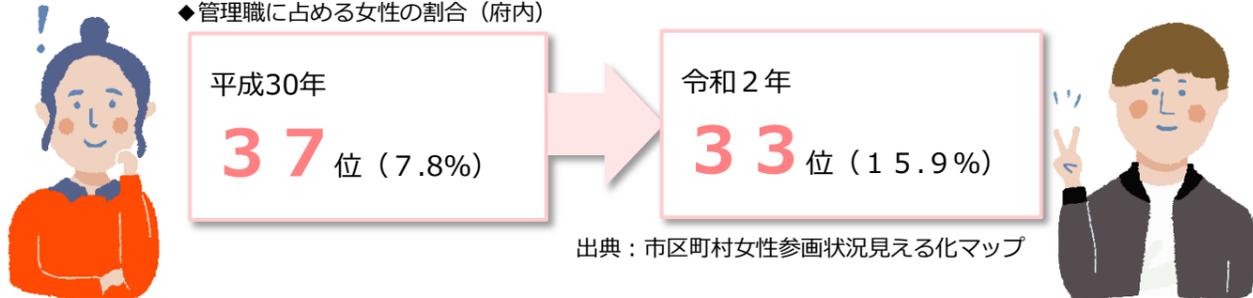
現状

- 地域課題を解決していく新たな地域の担い手が減少してきています。
- 地域で女性などが活動しやすい環境が、まだ不足しています。
- 配偶者などからの深刻な暴力被害相談が増えています。

課題

- 男女共同参画社会の形成に向け、子育てしながら仕事ができる環境や、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)、女性のキャリア形成支援、市民の意識を高める取組などが求められています。
- 活動者がより活躍できるよう、男女の役割意識の解消などの周知を行うことが求められています。
- すべての市民が性別にかかわらずあらゆる分野で活躍できる社会づくりのためには、意思決定の場への女性の参画を拡大させていくことが求められています。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力を防止し、被害者を支援する取組が求められています。

◆管理職に占める女性の割合（府内）



関連計画など

- 男女共同参画プラン

主担当課

- 人権推進課

による共創のまち

- 重点**
- ①多様な価値観を尊重したまちづくり
 - ⑤子どもがいきいきと、地域で生活し、学び、遊べるまちづくり
 - ⑧新しい生活様式や技術に対応するまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|-------------------------|----|----------|----------|--------|
| ONE ACTION ● NPO法人と市民活動団体における女性割合の増加をめざします。 | NPO法人・市民公益活動団体代表者中女性の割合 | % | 48 | ↗ | |
| | 市民団体との協働による啓発事業への参加数 | 人 | 22 | 220 | |
| ● 阪南市第3次男女共同参画プランで目標値を設定している審議会などの女性委員比率について、推進します。 | 審議会などにおける女性委員の比率 | % | 35.0 | 50.0 | |
| | 女性総合相談件数延べ件数 | 件 | 405 | 400 | |
| | 女性総合相談事業における解決割合 | % | 100.0 | 100.0 | |

みんなが一緒にできること



ジェンダー平等な家庭 (イメージ)

- 男女平等に対する人権意識の確立と高揚に努めます。
- 男女が社会の対等な構成員であるという意識を持ちます。
- 事業者は、雇用機会の均等や男女差、女性の就労条件の是正など、女性の自立と能力発揮の場を拡大します。
- ドメスティックバイオレンス(DV)及びデートDV防止について、正しく理解し、事象の発生を防ぎます。
- まちづくりにかかわる多くの女性が、市の魅力の発信に取り組みます。

あなたの「ONE ACTION」

2 誰もが、健やかにいきいきと暮らせるまち

重点 ⑨地域での見守り・支え合いが行き届いたまちづくり
⑩誰もが安全・安心に、暮らすことができるまちづくり

1 地域共生社会の実現



◆誰ひとり取り残さない、地域を支え合う地域共生社会の実現に取り組みます。

めざす姿

- 地域のつながりの希薄化や子ども・高齢者などの孤独・日常生活の不安をなくすため、地域の関係機関・団体などと連携した地域福祉のネットワークを構築し、誰ひとり取り残さない支援体制が整っています。
- 地域生活課題を把握し、障がいや生活困窮など複合的な課題に対して、解決を試みることができる生活環境が整っています。
- 包括的な相談支援体制の充実により、課題の早期発見と支援体制が強化され、課題解決に向けた仕組みが整っています。



校区福祉委員会による講演

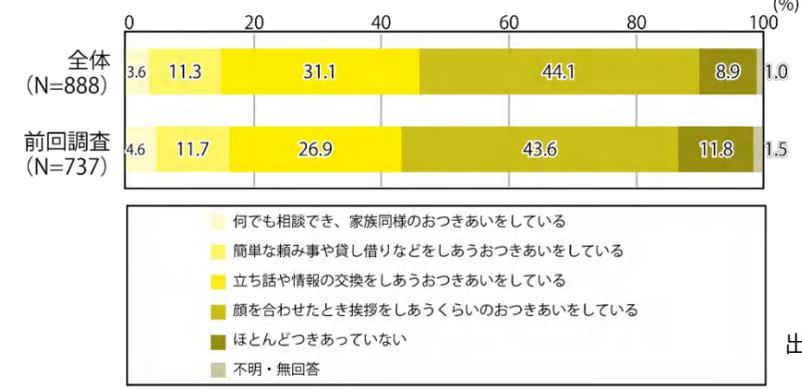
現状

- 近年の少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化、核家族化により、地域のつながりが希薄化し、家庭や地域の支え合う機能が弱まっています。
- 地域の担い手が高齢化し、不足してきています。
- 8050問題や少子高齢化の進展などにより、孤立化や社会的ひきこもりなどの複合的な課題が増加してくると予想されます。

課題

- 誰もが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らしていくために、地域のつながりを大切に、協働による「地域共生社会の実現」に向けた取組の推進が求められています。
- 地域の担い手を確保することが求められています。
- 高齢者や障がい者、子育て世帯などの分野別の福祉制度をはじめ、ひきこもりや生活困窮などの多様化する福祉課題解決のための総合的な福祉施策の推進が求められています。
- 地域の関係機関・団体、企業などと連携し、状況が深刻化する前に支援の手を差し伸べる仕組みづくりが求められています。

ご近所づきあいについて



出典：第3期地域福祉推進計画及び実施計画

関連計画など

- 地域福祉推進計画及び実施計画
- 地域防災計画

主担当課

- 市民福祉課

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|-------------------|----|----------|----------|---|
| ONE ACTION | | | | | |
| ● 地域住民が主体的に地域づくりに参加することができる環境整備、多機関の協働による相談支援体制の構築などを通じ、包括的支援体制を整備します。 | 地域づくりに向けた会議の回数 | 回 | 111 | 116 | |
| ● 複合的な課題の解決を図るため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施します。 | 「断らない相談支援」の相談件数 | 件 | 35 | 55 | くらし丸ごと相談室の相談件数及び重層的支援会議対象件数 |
| ● 地域福祉のネットワーク構築のための地域活動や、そのつなぎ手であるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の周知啓発、情報発信を図り、地域福祉を支える活動に参画しやすい仕組みづくりに取り組みます。 | 小地域ネットワーク活動延べ参加者数 | 人 | 11,324 | 33,000 | ①ひとり暮らし高齢者食事会などの校区福祉委員会活動延べ参加者数 ②まちなかサロン・カフェ延べ参加者数以上①+②の合計 |
| ● 地域関係機関・団体などと連携し、情報の共有化・ネットワーク化を促進し、要援護者を支える福祉活動を充実させるとともに、身近な地域におけるセーフティネットを構築します。 | | | | | |
| ● CSWが、地域支援活動を各地域で普遍的に行うことができるよう取り組みます。 | | | | | |
| ● CSWや関係機関などと連携し、地域での暮らしの総合相談事業をさらに充実します。 | CSWによる相談件数 | 件 | 1,618 | 2,400 | CSWが受けた相談件数 |

みんなが一緒にできること



災害時要援護者事業の救急キット

- 地域のつながりを大切に、ともに支え合い、地域福祉活動に参加します。
- 各種団体は、地域における福祉課題を解決するため、連携・協働しながら、市民と市役所の橋渡し役となります。
- 暮らしの悩みや不安をひとりで抱え込まず、CSW、社会福祉協議会、民生委員児童委員などへ早期に相談します。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
基本目標6

2 健康づくりの推進



◆子どもから高齢者まで健康的なライフスタイルを身につける健康づくりや安心できる医療体制づくりを行います。



運動教室

めざす姿

- 運動・栄養・休養を基本とする健康づくりとまちづくりが連動し、「歩く文化」の根付いたまちで、子どもから高齢者まで健康的なライフスタイルを身につけることにより、健康寿命が延伸しています。
- 市民が、運動・栄養・休養の3つのバランスを保ち、生活習慣の改善をめざすことで、ライフステージに応じた健康づくりを主体的に取り組み、将来に渡って健やかで心豊かに暮らしています。
- 市民病院が、地域の中核病院として地域の医療機関と連携して安定的に良質な医療を提供するなど、すべての市民が安心して医療を受けることができます。

現状

- がん検診・特定健診受診率は、全国平均と比較して低い状況です。
- 適度な運動習慣・食習慣を身につけている人は一定層に留まっています。
- 十分に睡眠をとれていない人やストレスを感じている人がいます。
- 子どもの保護者には、疾病や生活困窮、協力者がいないなどにより、支援を必要とする人がいます。
- 高齢化や医療技術の進歩により、市民の医療に対する期待度が増加傾向にあります。



特定健診（イメージ）

関連計画など

- 健康増進計画及び食育推進計画、自殺対策計画
- 国民健康保険保健事業実施計画

課題

- がん検診と特定健診の同時実施など、市民が各種検(健)診を受診しやすい環境を整えるとともに、検(健)診受診の重要性の啓発や習慣化を図ることが求められています。
- 生活習慣病の予防のため、子どもから高齢者までライフステージに応じた運動習慣・食習慣が必要となっています。特に、無関心層へのアプローチが求められています。
- 休養、睡眠、こころの病気に関する正しい知識の普及啓発が求められています。
- 妊産婦や保護者の相談に対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連携するなど、切れ目のない支援が求められています。
- 地域の医療機関をはじめ、市民や関係団体などと連携することにより、地域において予防から治療までの体制が整い、市民が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉のネットワーク化を進めることが求められています。

主担当課

- 健康増進課、保険年金課

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|-------------|----|------------|-----------|---------|
| ONE ACTION ● 健康事業の連携を図り、集約化など、効果的な事業運営を行います。 | 健康寿命 (男性) | 歳 | 80.3 (H30) | 81.3 (R5) | 大阪府提供資料 |
| | 健康寿命 (女性) | | 84.0 (H30) | 85.0 (R5) | |
| ● 検(健)診受診の重要性を啓発し、がん検診と特定健診の同時実施など、市民が各種検(健)診を受診しやすい環境整備に取り組みます。 | がん検診受診者数 | 人 | 7,207 | 9,000 | 5大がん検診 |
| | 特定健診受診率 | % | 26.1 | 45 (R5) | |
| ● 子育て世代包括支援センターは、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。 | 4力月児健診受診率 | % | 96.8 | 98.0 | |
| | 1歳7カ月児健診受診率 | | 97.9 | 98.0 | |
| | 3歳6カ月児健診受診率 | | 95.9 | 97.0 | |
| ● 市民病院は、地域の中核病院として安定的に良質な医療を提供します。 | 紹介患者数 | 人 | 5,166 | 5,556 | |

みんなが一緒にできること



1歳7カ月健診

- 定期的に検(健)診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。
- 運動・栄養・休養の3つのバランスを保ち、生活習慣の改善をめざすとともに、健康づくりに関する正しい知識を持って、自身が健康づくりに取り組むだけでなく、家族や友人、地域の人たちにも普及します。
- 育児で悩んだ時は一人で抱え込まず、関係機関などに相談します。
- 一人ひとりがかかりつけ医を持ち、自分の病状に応じて医療機関や救急車を適切に利用します。
- 地域の医療機関は、市民病院などとの連携に努めます。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
基本目標6

3 子育て支援の充実



◆子どもの笑顔と笑い声があふれるまちづくりを進めます。



にこにこルーム

めざす姿

- 子ども一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感を持って育まれるとともに、親も子どもの成長などを通じて親として成長していく喜びや生きがいが見られる地域を実現するため、地域全体で子育てを支えています。
- 「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの人権を尊重したまちになっています。
- 子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して出産や子育てができるよう、地域における子育てを積極的に支援しています。

現状

- 子育て支援の団体やサークルが市内の各地域において積極的に活動しています。また、地域子育て支援拠点を中心に、情報交換や連携を図る場を設けています。
- 子育てに関する情報を、広く発信しています。
- 地域との関わりの希薄化や、子育てに対する不安感などが保護者の孤立につながっています。また、保護者の孤立から児童虐待へとつながる恐れがあります。

課題

- 子育て支援のさらなる推進が求められています。
- よりよい子育て・子育ての環境づくりとして、保護者が自己肯定感を持ち、子どもと向き合える環境を整えながら、親として子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が求められています。
- 子育てについて、気軽に相談できる場の提供が求められています。
- 保護者が、正しい知識を得る必要があります。
- 児童虐待に対する適切な対応が求められています。



おとうさんとあそぼう



関連計画など

- 子ども・子育て支援事業計画
- 障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画

主担当課

- こども支援課
- 生涯学習推進室

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|--------------------------|----|----------|----------|---------------------------------|
| ONE ACTION ● 出生児のいる家庭の育児相談を実施するとともに、子育て情報サイトなどにより地域における子育て情報を提供します。 | 子育て情報サイトの年間閲覧件数 | 件 | 19,864 | 24,000 | |
| ● 絵本の読み聞かせなどの推進により、赤ちゃんの心と言葉を育む支援を行います。 | こんにちは赤ちゃん事業の訪問者割合 | % | 92.1 | 100 | 年間訪問者／訪問対象者×100 (小数第二位を四捨五入) |
| ● 子育て中の親子が気軽につどい、うちけた雰囲気の中で交流できる場を提供します。 | 地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数 | 人回 | 4,746 | 10,570 | |
| ● 乳幼児や児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。 | ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用人数 | 人日 | 787 | 1,098 | サポートを受けた児童数 |
| ● 児童の健全な育成のため、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活指導の場を提供します。 | 放課後児童健全育成事業の利用児童数 (5月1日) | 人 | 600 | 600 | |
| ● 児童虐待の予防、早期発見、早期対応を行うために、関係機関などが連携して活動します。 | 会議の回数 | 回 | 4 | → | 代表者会議及び実務者会議の合計 |
| ● (再掲) 子育て世代包括支援センターは、関係機関と連携し、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。 | | | | | |

※基本計画2-2を参照

みんなが一緒にできること



おしゃべりサロン

- 子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、地域の温かい愛情のなかで子どもを育てるとともに、愛情ある子育てを次世代に継承します。
- 子育てに関する正しい情報や知識の取得に努めます。
- 悩みをひとりで抱え込まないよう、様々な事業を積極的に利用します。
- 地域の子育て家庭を見守り、支援を必要とする家庭や気になる家庭があれば、関係機関へためらわずに相談します。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
基本目標6

2 誰もが、健やかにいきいきと暮らせるまち

4 高齢者福祉・介護の充実



◆高齢者が自分らしく生活できる地域づくりを進めます。



マイトレーニング教室

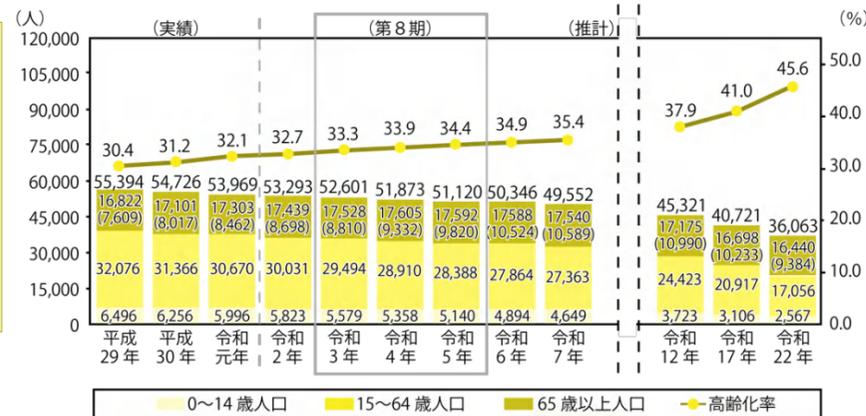
めざす姿

- 高齢者が要介護(支援)状態になっても、地域の一員として、住み慣れた地域で暮らし続けています。
- 高齢者が、「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、要介護(支援)状態とならないよう自らの健康づくり・生きがいづくりに努めています。
- 高齢者が、主体的に生活できる活力ある地域社会を築くために、高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援しています。

現状

- 認知症高齢者が増加しています。
- 少子高齢化の進展により8050問題など、高齢者の孤立化や社会的ひきこもりなどの複合的な課題が増加してくると考えられます。

年齢3区分推計



資料：実績は住民基本台帳（各年9月末現在）、推計はコーホート変化率法による推計
※グラフの（）内の数字は75歳以上人口

出典：第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

課題

- 生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防だけでなく、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるよう、地域包括ケアシステム^(*)のさらなる深化・推進が求められています。
- 支援が必要な高齢者や認知症高齢者について、早期発見・診断・治療が実施できるような環境づくりの強化や、認知症への正しい理解を啓発することが求められています。
- 介護予防拠点の整備を通じて、地域と市民ニーズに沿った介護予防施策の推進が求められています。
- 日常における生きがい・健康づくりといった社会とつながるコミュニティの継続・維持が求められています。
- 認知症やフレイルの予備軍などに対して、介護予防のための効果的な仕組みづくりが求められています。

関連計画など

- ・地域福祉推進計画及び実施計画
- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

主担当課

- ・介護保険課

- 重点**
- ⑨地域での見守り・支え合いが行き届いたまちづくり
 - ⑩誰もが安全・安心に、暮らすことができるまちづくり
 - ⑫楽しく健康に過ごせるまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|------------------|--------|----------|----------|--------------------------|
| ONE ACTION ● 地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けた取組を進めます。 ● 介護保険制度を安定的にかつ健全に運営し、要介護(支援)認定高齢者の生活を支えます。 | 地域包括支援センターへの相談件数 | 件 (累計) | 13,615 | 27,720 | |
| | 要介護(支援)認定率 | % | 20.4 | 23.7 | 65歳以上要介護(支援)認定者数÷65歳以上人口 |
| ● 地域住民と連携することで要介護(支援)高齢者の見守りなどの活動を支援します。 ● 認知症サポーターなどの養成をはじめ、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の設置などにより認知症施策を推進します。 | 認知症サポーター養成研修 | 人 (延べ) | 5,575 | 8,000 | 認知症サポーター養成研修受講者数 |
| | 共生型介護予防拠点利用者数 | 人 (延べ) | 15,726 | 25,800 | |
| ● 地域の介護予防の拠点となるよう共生型介護予防拠点の整備を行い、介護予防事業を強化します。 ● 高齢者が身近な地域で参加できる介護予防事業・高齢者の生きがい活動をさらに充実させ、フレイル対策を推進します。 | 認知症サポーター養成研修 | 人 (延べ) | 5,575 | 8,000 | 認知症サポーター養成研修受講者数 |
| | 共生型介護予防拠点利用者数 | 人 (延べ) | 15,726 | 25,800 | |

(*1)地域包括ケアシステム:地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

みんなが一緒にできること



マスターズカフェ (認知症カフェ)

- 高齢者が、身近な地域で行われている介護予防教室や通いの場による介護予防に積極的に参加し、要介護(支援)状態とならないよう自らの健康づくりに努めます。
- 介護保険制度を適切に利用し、重度化を予防します。
- 高齢者が、身近な地域で行われている生きがい活動に積極的に参加し、社会参加に努めます。
- 認知症や介護が必要な高齢者への理解を深め、地域ぐるみで見守ります。
- 関係団体や企業などが、行政と連携し、認知症をはじめ健康づくりなどに向けた公民連携を進めています。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

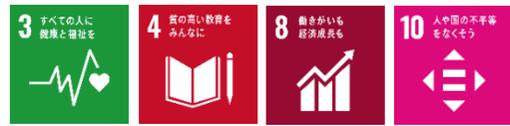
基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

5 障がい者福祉の充実



◆誰もが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。



ほっとステーション／ふくしのてびき

めざす姿

- 障がいのある人が自ら意思決定できるよう支援し、自己決定を尊重できる社会となっています。
- 障がい者（児）が、住み慣れた地域で、充実した障がい福祉サービスを受けています。
- 福祉施設などから地域生活への移行、就労支援、親元からの自立に係る相談など、自立支援により安心して地域で生活できるようになっています。
- 障害者差別解消法が広く理解・認識され、より住みよい社会となっています。

現状

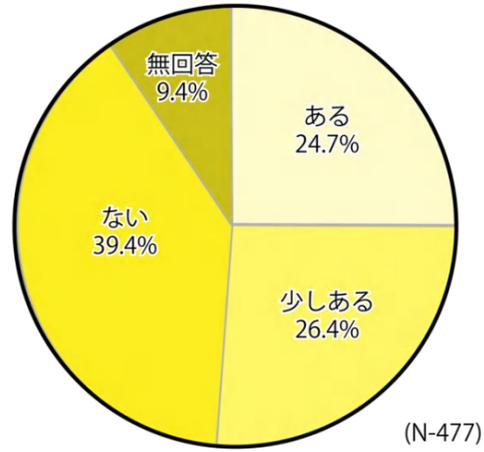
- 悩みや困ったときの相談相手で、「家族や親せき」と答えた人は66.9%であり、暮らしやすいまちづくりのために必要なことで、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」と答えた人は47.4%です。
- 相談支援専門員が不足しています。
- 就職者の定着支援、離職者の再チャレンジ支援は、地域自立支援協議会の就労・生活支援部会を中心に検討を重ねていますが、システムの構築には至っていません。
- 「障がいに対する差別などを受けたことがあるまたは少しある」と答えた人は51.1%です。

課題

- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者が住み慣れた地域で自立して生活ができる環境づくりや、障がい者のライフステージに応じた総合的な支援が求められています。
- 障がい者に対して、地域から孤立しない社会づくりが求められています。
- ハローワークや障がい者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関が密接に連携した支援体制の強化が求められています。
- 啓発や交流活動などを通じて障がいを理由とする差別の解消が求められています。
- 計画相談支援の体制整備が求められています。

差別や嫌な思いをした経験

出典：第4次阪南市障がい者基本計画及び第6期阪南市障がい福祉計画・第2期阪南市障がい児福祉計画



関連計画など

- ・ 障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- ・ 障害者施策推進協議会条例

主担当課

- ・ 市民福祉課

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|--|------------|----------|----------|--------------|
| ONE ACTION ● 委託相談支援事業・指定特定相談支援事業者への専門的指導、助言、人材育成、相談機関との連携強化の取組などを行い、総合的かつ重層的な相談支援体制を構築します。 ● 障がい者が安心して生活していくための相談支援体制を整備します。 ● 障がい者支援のための啓発活動を推進するとともに、障害者差別解消法に基づき、人権尊重を基本とした相談支援を実施します。 | 計画相談支援利用者数 | 人 | 113 (R1) | 147 (R5) | 基準値×利用者数の伸び率 |
| | 就労移行支援利用者のうち、一般就労への移行者数 | 人 | 6 (R1) | 9 (R5) | 基準値×移行者数の伸び率 |
| | 障がい者が自立して生活していくため、グループホームなどの居住系サービスを整備します。 | 共同生活援助利用者数 | 人 | 59 (R1) | 75 (R5) |

みんなが一緒にできること



ヘルプカード

- 社会福祉協議会やNPO法人などの団体がそれぞれの特性を活かした障がい者支援活動に取り組むとともに、関係機関が連携し、地域における障がい者支援のためのセーフティネットの構築に市民、当事者団体も参加します。
- 障がい者に対する支援活動に積極的に参加します。
- 障がいの有無にかかわらず、人としての尊厳を重んじるとともに、地域社会の一員として人権を尊重し合い、ともに支え合います。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
基本目標6

6 生活支援の充実



◆地域とつながり、安全・安心に自立した生活を営めるよう、生活支援を行います。

生活困窮者自立支援制度 ～支援の内容～

- 自立相談支援事業**
生活の困りごとや不安を、支援員にご相談ください。必要な支援や制度を一緒に考え、プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
- 無料法律相談**
「借金のお悩みが深い」「自営が難儀になって困っている」「離婚したいけど費用が…」など、法律関係のお悩みについて、専門の弁護士がお話をうかがい、解決に向けてのアドバイスをします。
- 家計改善支援事業**
家計に関するお悩みを、スタッフが担当することになり、家計の立て直しのお手伝いをします。
- 近所支援ネットワークの活用**
親類などにより住居を失った方、または失う恐れのある方には、近所の方から住居を借りて、一定期間、家賃補助金を支援します。
- 一時生活保護事業**
もとより住居を持たない方、ネットカフェ等の不安定な住居の方に一定期間、宿泊場所や食事を提供します。
- 就労準備支援事業**
健常な方にも基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

生活困窮者
自立支援制度の案内

めざす姿

- 地域のつながりの希薄化や高齢者などの孤独・日常生活の不安をなくすため、社会福祉協議会、各地区の自治会・民生委員児童委員、校区・地区委員会、CSW、地域包括支援センターなどと連携し、誰ひとり取り残さない支援体制が構築されています。
- 多様な団体による交流活動や、多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、包括的かつ地域や家庭環境に合わせた支援が行われています。
- 市民は、最低限度の生活が保障され、地域社会の一員として自立した生活を営んでいます。

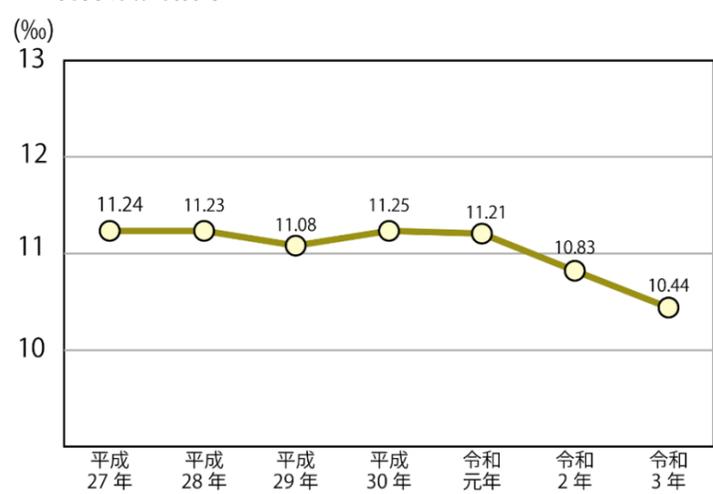
現状

- 社会構造の変化により、非正規雇用問題や所得格差などが生じ、格差社会が問題となっています。
- 家族形態が変化することで、単身世帯が増加し、家族の問題も多様化、複雑化しています。
- 専門性を有する担当者を配置し、生活支援に取り組んでおり、生活保護受給率は横ばいの状況です。

課題

- 生活困窮者の自立支援を充実するため、きめ細やかな支援対策が求められています。

生活保護受給率



出典：第3期地域福祉推進計画及び実施計画

関連計画など
・地域福祉推進計画及び実施計画

主担当課
・生活支援課

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|---------|----|----------|----------|---------------------|
| ONE ACTION ● 生活困窮者に対する生活相談において、生活困窮者自立支援事業と生活保護制度を効果的に活用し、早期の支援に取り組みます。 ● 生活保護世帯や生活困窮者世帯に対して、就労準備支援事業を行い、自立のための支援を行います。 ● 生活困窮者に対する家計改善の支援に取り組みます。 | 生活相談件数 | 件 | 804 | 500 | 生活困窮世帯から相談を受けた実数 |
| | 就労自立世帯数 | 世帯 | 4 | 5 | 生活保護から就労によって自立した世帯数 |
| | 支援申込者件数 | 件 | - | 30 | 家計改善の支援を受けた人数 |



みんなが一緒にできること



地元かき養殖での体験就労

- 生活困窮者への包括的支援を実現するため、行政などの専門機関との連携だけでなく、住民団体やボランティア、企業など多様な主体と協働した「支え合いの地域づくり」を進めます。

あなたの「ONE ACTION」

あなたの「ONE ACTION」

基本目標 1
基本目標 2
基本目標 3
基本目標 4
基本目標 5
基本目標 6

1 地域防災の推進と消防・救急体制の充実



◆災害時・緊急時において、即座に対応できる体制づくりを行います。



防災訓練

めざす姿

- 市民が日頃から防災意識や災害に対する認識を深め、市役所と一体となって防災活動に取り組み、被害を最小限にとどめることのできる、防災体制の確立した災害に強いまちを形成しています。
- 建築物の不燃化や河川の浚渫(しゅんせつ)、ため池の改修など、適切な維持管理により防災基盤が構築されるとともに、充実した消防・救急体制により、市民が安全・安心に暮らしています。
- 市全体での防災意識を向上させるための広域的な地域連携や災害被害軽減のためのICT活用が行われています。

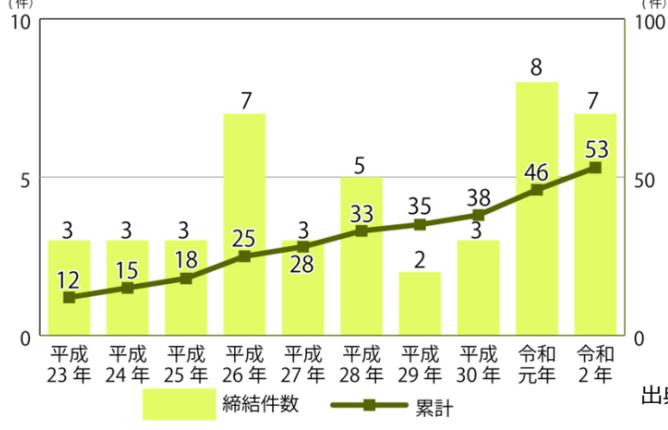
現状

- 近年、台風や大雨などの風水害、南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生が懸念されています。
- 高齢化の進展により、自主防災組織の担い手が不足する可能性があります。
- 高齢化の進展などに伴い救急出動が増加してきています。

課題

- 市民への防災意識の高揚を図るうえで、防災コミュニティセンターを活用した講座や訓練の充実、自主防災組織の活性化など、地域ぐるみの防災体制の確立が求められています。
- 地域を安全・安心に保つため、自主防災組織の担い手の確保が求められています。
- 災害に備え、治水対策や公共施設・建築物の耐震化の推進が求められています。
- 減災のための備えを一層充実するため、団体や企業などとの各種防災協定の更なる締結が求められています。
- 迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制の充実が求められています。
- 救急サービスの適切な利用や、地域ぐるみで救命意識を高める取組が求められています。

防災協定締結件数



出典：地域防災計画

関連計画など

- 地域防災計画
- 強靱化地域計画

主担当課

- 危機管理課

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|----------------|--------|----------|----------|--------------------------------|
| ONE ACTION ● 大規模災害に備えた防災体制を充実させるとともに、自治体、企業などとの各種防災協定を増やします。 ● 自主防災組織については、地域への出前講座をはじめ、防災コミュニティセンターを活用した訓練などを行い、結成率及び訓練実施率の向上をめざします。 | 防災協定件数 | 件 (累計) | 53 | 60 | |
| | 自主防災組織結成率 | % | 70 | 80 | |
| ● 地震などの災害発生時に、防災の重要な役割を担う自主防災組織の必要性や重要性について啓発し、防災コミュニティセンターを活用した防災講座などにより、人材育成を行います。 | 自主防災組織による訓練実施率 | % | 70 | 100 | 訓練実施団体数÷団体数×100 |
| | 防災啓発事業参加者数 | 人 | 1,000 | 1,500 | 防災講演会、防災出前講座、訓練などの参加者数 |
| ● 消防団や周辺自治体と連携し、大規模災害時の消防・救急体制を充実します。 | 消防訓練参加人数 | 人 (延べ) | 11,000 | 12,000 | 自主防災組織や学校、会社などの自衛消防組織による訓練参加者数 |

みんなが一緒にできること



防災訓練

- 地震などによる被害を軽減するため、自主防災組織の組織率を向上します。
- 自主防災組織を中心に、平時には防災訓練の実施など災害に備えるとともに、災害時には初期消火、援助が必要な人の安全確保、避難誘導、救出、救護に取り組みます。
- クラウド型高速一斉情報配信サービスを用いた災害情報を把握するなど、災害に備え、その情報を家庭内で共有するとともに、災害時には市からの情報を踏まえ適切に行動します。
- 地震などの災害時に備え、建物倒壊による生命の危険を低減するため、住宅などの建築物の耐震診断、耐震改修を行います。
- 救命率の向上のため、救急車の適正利用及び心肺停止患者に対するAEDの使用など、必要な応急処置が行えるように積極的に講習会を受講します。

あなたの「ONE ACTION」

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
基本目標6

2 危険や不安のない市民生活の充実



◆地域ぐるみの防犯意識を高め、安心した生活の実現に取り組みます。



交通安全週間の啓発

めざす姿

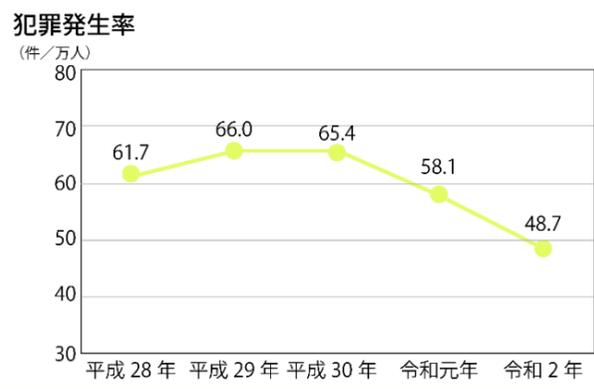
- 市民が、交通ルールを守り、思いやりと譲り合いの気持ちをより深めることによって、交通事故にあうことなく暮らしています。
- 地域における防犯活動に取り組む団体や自治会が協働することで、市民が安心して地域で生活しています。
- 市民が、消費トラブルにあわずに、安心した消費生活を営んでいます。

現状

- 交通事故件数は減少傾向にある一方、高齢者の交通事故件数は増加しています。
- 自転車保険の加入義務化や65歳以上のヘルメット着用の努力義務が明記された「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。
- 本市における犯罪発生率は減少傾向にあり、府内市町村のなかでも低くなっています。
- 悪質商法や様々な詐欺による被害、また情報化社会の進展により、特殊詐欺に関する事案は増加傾向にあり、また、インターネットによるトラブルなどが生じてきています。

課題

- 市民のさらなる交通安全意識向上に対する取組とともに、高齢者や幼児に対する交通安全教育の推進が求められています。
- 高齢者や子どもが巻き込まれる犯罪の増加や複雑化に対応するため、地域ぐるみの防犯体制の構築や関係機関と連携強化が求められています。
- 市民の防犯意識を高める取組をはじめ、地域に根付いた継続的な啓発活動が求められています。
- 市民の一人ひとりが消費者として自立した消費生活を営むことが求められています。



出典：生活環境課資料

関連計画など
・交通安全計画

主担当課
・生活環境課

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|---|----------------|----------|----------|--------------------|
| ONE ACTION ● 犯罪発生率の低減に取り組みます。 | 犯罪発生率 (人口1万人あたりの犯罪発生件数) | 件/万人 | 48.7 | ↓ | |
| | ● 交通安全対策については、引き続き様々な媒体を利用しながら啓発を行います。 ● 高齢者運転対策の推進や、自転車の交通ルール遵守の啓発を行います。 ● 職員の交通安全意識の向上を図り、交通事故を抑止します。 | 交通事故発生件数 (全事故) | 件 | 62 | ↓ |
| ● 警察や防犯委員会と連携し、犯罪被害を防止するため啓発を行います。 | 犯罪発生件数 (街頭犯罪) | 件 | 62 | ↓ | ひったくり、車上ねらい、自転車盗など |
| ● 市民が安心して消費生活を営むために必要な知識の普及や、啓発を行います。 | 消費生活相談件数 | 件 | 212 | ↑ | |

みんなが一緒にできること

訪問販売・電話勧誘お断りステッカー

- 交通ルールを守り、譲り合いの気持ちを持った行動をします。
- オレオレ詐欺や還付金詐欺をはじめとした特殊詐欺や悪徳商法の被害にあわないよう、自らの防犯意識を高めます。
- 自主防犯組織の活動により、安全で安心なまちづくりを進めます。
- 自転車を利用するときは、ヘルメットを着用し、府の条例で義務化された自転車保険に加入します。

あなたの「ONE ACTION」

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
基本目標5
基本目標6

3 下水道事業の経営基盤強化



◆快適で衛生的な生活を支える下水道事業を行います。



適切な排水処理により生物多様性が守られている
男里川河口付近の干潟

めざす姿

- 公共下水道の整備などを推進し、雨水や市民生活により発生する排水が適切に処理されることにより、市民は、豊かな自然を守りつつ、快適で衛生的な生活を送っています。

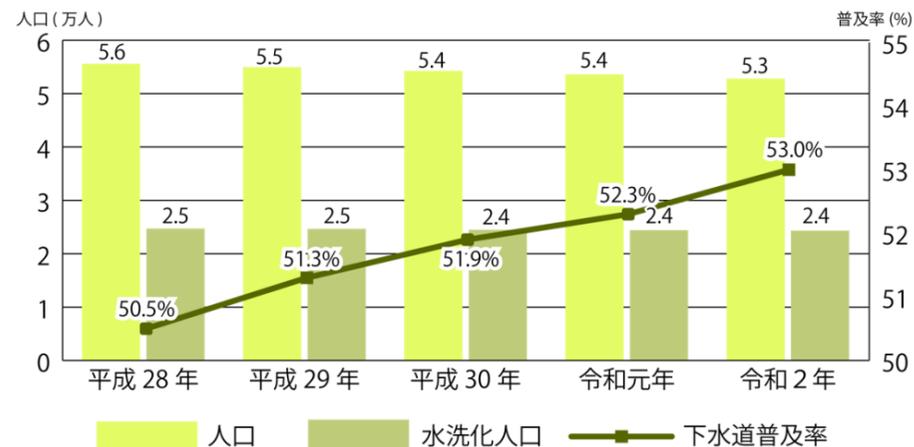
現状

- 下水道施設の老朽化などにより、維持管理費が増加しており、また、人口減少により、使用料収入の増収は見込めず、下水道事業の財政は厳しい状況です。
- 下水道の普及率は半数程度となっています。

課題

- 安定かつ持続したサービスを提供できるよう、経営基盤の強化が求められています。
- 優先順位を付けた公共下水道の整備など、効率的な下水道整備が求められています。
- 豊かな自然と市民の快適な生活環境を守るために、公共下水道未整備区域の解消と人口普及率の向上を図りながら、管きよ施設の適正な維持管理が求められています。

人口と下水道普及率の推移



出典：下水道事業経営戦略

関連計画など

- 下水道事業経営戦略
- 下水道ストックマネジメント計画
- 大阪湾流域別下水道整備総合計画

主担当課

- 下水道課

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|----------|----|----------|----------|-------------------------|
| ONE ACTION ● 健全な経営に支えられた下水道事業の構築に取り組みます。 | 経常収支比率 | % | 99.9 | 100 | 経常収益/経常費用×100 |
| ● 計画的・継続的かつ効率的・効果的な下水道整備を行い、人口普及率の向上を図ります。 ● 浄化槽を含めた効率的な汚水処理手法を検討します。 | 下水道人口普及率 | % | 53.0 | ↗ | 処理区域内人口÷行政区内人口×100 |
| ● 公共下水道整備にあたり、新規工事費を抑制しつつ効率的な事業箇所・手法を選定します。また、ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な維持管理を行います。 | 下水道接続率 | % | 86.8 | ↗ | 水洗化人口÷処理区域内人口(告示済み)×100 |
| ● 接続率の向上に向けて、戸別訪問などによる接続勧奨を積極的に行います。 ● 安定的に事業を継続するため、経営戦略に基づき、経営基盤の強化及び健全な下水道経営に取り組みます。 | | | | | |

注：水道事業については、平成31年より大阪府広域水道企業団に統合されています。

みんなが一緒にできること



マンホールデザイン

- 公共下水道が整備された区域では、くみ取りトイレや浄化槽を改造し、速やかに下水道へ接続します。
- 宅地内（自宅）の下水道施設（排水設備）の適正な維持管理をします。

あなたの「ONE ACTION」

3 安全に、安心して暮らせる住み続けたいと思うまち

重点

4 循環型社会の形成



◆ 利活用できるリサイクル資源を増やし、循環型社会の形成に取り組みます。



ごみの分別・出し方マニュアル（表紙）

めざす姿

- 市民、事業所及び市役所が、それぞれ適正に廃棄物を処理し、不法投棄されない・させない環境づくりを進め、環境負荷の少ない循環型社会で活動しています。

現状

- 循環型社会の実現に向けて、廃棄物の減量化や再資源化を進めています。
- 泉南清掃事務組合を泉南市と共同で設置し、廃棄物の処理やごみ処理施設の維持管理などを行っています。

課題

- ごみの減量促進や、不法投棄・不適正排出防止に向け、市民の意識を高める啓発活動や市民の取組を促進することが求められています。
- 老朽化した焼却炉の更新について、計画的に進めていく必要があります。

一般ごみの総排出量



出典：資源対策課資料

関連計画など

- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画・分別収集計画

主担当課

- 資源対策課

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|--------------------|----|----------|----------|------------------------------------|
| ONE ACTION ● 循環型社会の実現に向けて、リサイクルできるごみの割合を増やします。 ● 市民団体のリサイクルを推進するとともに、国や府と連携し「食品ロス削減」や「プラスチックごみ削減」などの啓発を進めることにより、市民の意識向上を促進します。 ● 「ごみ収集日程表」を全戸配布し、ごみの分別を促し、適正な収集に取り組みます。また、分別されずに排出されたごみは、啓発シールを貼るなどにより適正排出を促します。 | 一般ごみ収集量に占める資源ごみの割合 | % | 20.5 | ↗ | 資源ごみ/一般ごみ収集量 |
| | 一般ごみ収集量 | t | 10,284 | ↘ | 可燃ごみ・粗大ごみ・乾電池・資源ごみ |
| | 一般ごみ収集量の削減率 | % | 0.7 | ↗ | (令和2年度実績 - 当該年度実績) ÷ 令和2年度実績 × 100 |
| ● 家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な市民を対象とし、ふれあい収集に取り組みます。 | 収集世帯数 | 世帯 | 181 | ↗ | 登録している世帯のうち休止中を除く実際の収集世帯数 |

みんなが一緒にできること



市役所に設置している不用品リサイクル情報ボード

- 収集日程に合わせて適正にごみを指定時間までに排出します。また、地域のごみ収集場所を清潔にすることで、不法投棄がされにくい環境づくりを進めます。
- 環境負荷を減らすため、ごみの排出抑制や資源の循環的利用に取り組みます。
- 店舗・事業所においても、環境保全の意識を持ち、地域や行政が取り組む活動に積極的に協力します。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

5 環境負荷の低減



◆ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー・環境負荷の低減に取り組みます。



ゼロカーボンシティ宣言

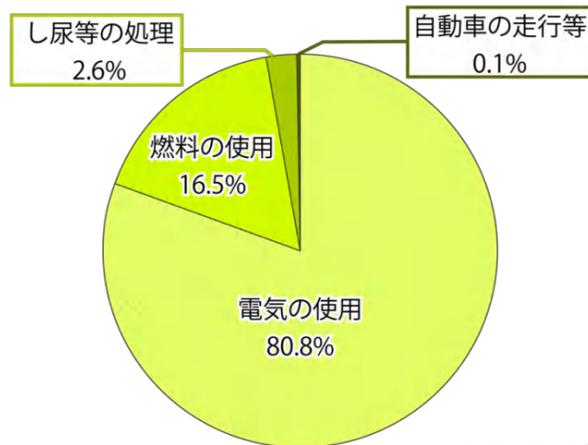
めざす姿

- 市民・事業者など一体となって、少しでも良い環境を次世代に引き継ぐため、令和32（2050）年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」へ挑戦しています。
- 市役所において、省エネルギーと再生可能エネルギー^(*)の活用の両面から、効果的・効率的な手法により、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、市域の脱炭素の取組をけん引しています。

現状

- 大気、水質、騒音などの日常生活における環境問題から地球温暖化をはじめとする地球規模での多岐にわたる環境問題が発生しています。
- 地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの排出量削減に成果を上げています。

市役所からの温室効果ガス排出量(2020年度)



出典：第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

課題

- 持続可能な社会の実現に向けた環境教育や、市民一人ひとりが環境負荷の少ない日常生活を営める環境づくりが求められています。
- 多様化する環境問題について、市民の関心が高まっており、市役所はさらなる環境負荷の低減に向けた活動を行うよう求められています。
- 市域における脱炭素の基盤となる重点対策として、屋根置きなどの自家消費型の太陽光発電、公共施設や業務ビルなどにおける徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化^(*)誘導、再エネ電力とEVなどを活用するゼロカーボン・ドライブ^(*)、コンパクト・プラス・ネットワーク^(*)などによる脱炭素型まちづくりなどの取組が求められています。
- 市役所からの温室効果ガス排出量を削減するため、公共施設における再エネ電気の調達、太陽光パネルの設置、照明のLED化、ZEB化などの実施が求められています。

関連計画など

- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

主担当課

- 生活環境課

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|-------------------------|----|----------|----------|--------------------------|
| ONE ACTION ● 市役所は地域における最大の消費者として率先して省エネや環境にやさしい物品購入などに取り組みます。 ● 他自治体などと広域的な協調・連携を行い、地球温暖化対策を推進します。 | 事務事業による温室効果ガス総排出量(R2比) | % | 100 | ↓ | 地球温暖化対策実行計画より |
| ● 市の状況などを踏まえ調査項目や内容の精査を図り、良好な環境を保全します。また、公害規制事務については、引き続き専門的知識の習得と実務による経験を重ね、事業所への立入指導を強化します。 | 環境基準 ^(*) 達成率 | % | 100 | 100 | 道路交通騒音の測定地点における基準値達成箇所割合 |

(*)1)再生可能エネルギー：太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった温室効果ガスを排出せず、国内で生産できるエネルギー。

(*)2)ZEB化：ゼロ・エネルギー・ビル。建物の運用段階でのエネルギー消費量を、省エネや再生可能エネルギーの利用をとおして削減し、限りなくゼロにするという考え方。

(*)3)ゼロカーボン・ドライブ：電力（再エネ電力）と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)を活用した、走行時のCO2排出量がゼロの自動車ドライブ。

(*)4)コンパクト・プラス・ネットワーク：居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導し、居住と生活サービス施設との距離を短縮することにより、市民の生活利便性を向上させたコンパクト・シティ化。

(*)5)環境基準：大気、水質、騒音などについて設けられた、「維持されることが望ましい基準」であり、環境基本法に規定されている行政上の政策目標。

みんなが一緒にできること



電気自動車用急速充電ステーション

- 環境問題に対する意識を向上させ、日常生活において省エネや環境に配慮した物品の購入、自家用車の電気自動車やハイブリッド車への買い替え、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用など、環境にやさしい行動をします。
- 事業活動において、公害法令を遵守し、環境への負荷を低減させる行動をします。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

6 環境衛生の向上



◆快適で、良好な環境衛生に取り組みます。



水質調査（イメージ）

めざす姿

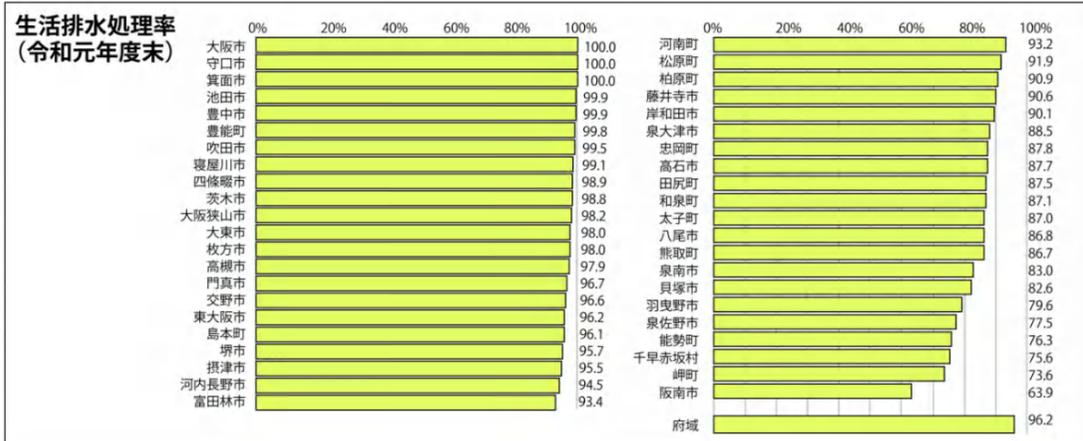
- 市民、事業所、市役所は、環境衛生のさらなる向上に向け、それぞれの役割を担うことで、生活排水による環境への負荷が低減されるなど、快適な環境で活動しています。

現状

- 生活排水処理率は市内市町村のなかでも低い状況です。
- 犬・猫の糞や空き地の管理不全など、地域内で環境衛生に影響を与える問題があります。
- 泉南市との広域連携により、平成31年4月に泉南・阪南共立火葬場を供用開始し、指定管理者制度を活用し運営しています。

課題

- 公共下水道の整備促進と合わせて、公共下水道認可区域外におけるくみ取りトイレや単独処理浄化槽を設置している住宅などからの生活排水対策を進めることが求められています。
- 犬・猫の飼い主や土地の管理者は自らの責任により適正に対処することが求められています。



出典：生活排水処理基本計画

関連計画など

- 生活排水処理基本計画
- はんなん浄化センターMIZUTAMA館個別計画

主担当課

- 生活環境課

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|--------------|----|----------|----------|--------|
| ONE ACTION ● 啓発をより強化し広く周知することで、くみ取り式トイレ及び単独処理浄化槽世帯の合併処理浄化槽への転換を図り、生活排水処理率の向上をめざします。 ● 日々搬入される、し尿・浄化槽汚泥について、周辺環境に影響を及ぼすことなく、適正に安全かつ安定的な処理を行います。 | 生活排水処理率 (*1) | % | 64.7 | ↗ | |

(*1)生活排水処理率：し尿及び生活雑排水(台所、風呂など)を処理している人口の割合。



みんなが一緒にできること



飼い主のマナーの向上（イメージ）

- くみ取りトイレまたは単独処理浄化槽を使用している住宅などについて、早期に公共下水道への接続または合併処理浄化槽を設置し、かつ適切に維持管理します。
- 飼い犬の散歩時における糞の放置や犬のしつけ、狂犬病の予防接種など、飼い主のマナーを向上します。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

1 就学前教育・保育の充実



◆保護者のニーズに合った就学前教育・保育を提供します。



園庭での遊び

めざす姿

- 良好な教育・保育環境により、乳幼児が、安全・安心で快適な教育・保育を受けることができる就学前施設となっています。
- 乳幼児一人ひとりの、ありのままに愛される基本的信頼感、自己肯定感を育んでいます。
- 社会を生き抜く子どもの育成に向け、非認知能力を伸ばす教育・保育を提供しています。
- 市民が教育・保育に関心を持つとともに、就学前施設・家庭・地域が連携し、乳幼児の学びや育ちを支援しています。
- 子育てと仕事を両立できる環境が整っており、安心して子どもを産み、育てることができています。

現状

- 少子化が進んでいます。
- 共働き家庭やひとり親家庭が増加してきています。
- 保護者の働き方の多様化などにより、ニーズも多様化してきています。
- 各施設が特色のある教育・保育を提供しています。
- 老朽化が進んでいる施設があります。

課題

- 保護者のニーズに合った、子育てがしやすい環境づくりが求められています。
- 就学前教育・保育の質の向上が求められています。
- 生きる力を育むための乳幼児期における様々な体験の機会が求められています。
- 子育て環境の多様化やよりきめ細かな子育て支援の観点から、関係諸機関との連携や相談体制の充実が求められています。
- 安全・安心で快適な教育・保育環境の整備が求められています。



季節を感じる遊び



関連計画など

- 子ども・子育て支援事業計画
- 障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 子育て拠点再構築方針 ・ 教育大綱

主担当課

- こども支援課、こども政策課
- 教育総務課、学校教育課

で活かして輝けるまち

重点 ⑥学校や就学前施設などと地域が一体となった連携したまちづくり
⑦まちぐるみで子育て力を向上させるまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|--------------------------|----|----------|----------|---------------------------|
| ONE ACTION ● 保護者のニーズに対応した教育・保育を提供します。 | 待機児童数 (4月1日) | 人 | 0 | 0 | |
| ● 乳幼児の教育・保育に携わる教職員などの資質向上を図りながら、就学前施設・家庭・地域の教育・保育力向上のための取組を推進します。 ● 取組の積極的な情報発信、家庭や地域の意見を活かした就学前施設の運営、地域人材の効果的な活用など、就学前施設・家庭・地域が連携した施設づくりを推進します。 | 幼児教育アドバイザーの延べ認定者数 | 人 | 10 | 15 | |
| ● すべての乳幼児に安全・安心で快適な教育・保育を提供できる環境づくりをめざします。 | 教育支援相談員による就学前施設の年間巡回支援回数 | 回 | 21 | → | 支援を必要とする家庭に対して、適切な支援を実施 |
| ● 就学前施設と地域がつながり、定期的に子育て家庭の遊び場を提供します。 | 園庭開放及び親子登園の年間延べ参加者数 | 人 | 726 | 900 | 未就園児及びその保護者に対する子育て支援事業を実施 |
| ● 豊かな自然環境などを活用し、特色ある教育・保育を提供します。 | 自然体験活動を行っている施設の割合 | % | 100 | 100 | 自然とかわる体験活動の実施 |

みんなが一緒にできること



朝の体操

- 子育てについての家庭の責任や重要性、役割をしっかりと理解し、就学前施設・地域との連携を深めながら、充実した家庭教育・保育に取り組みます。
- 「阪南市の子どもたちは阪南市全体で育てる」という視点に立ち、教育・保育環境の充実に向け、理解し、協力します。
- 子育てに関する悩み事はひとりで抱え込まないよう、相談窓口や就学前施設を利用します。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

2 学校教育の充実



◆子ども一人ひとりの権利が尊重された良好な教育環境により、充実した学校教育を行います。

めざす姿

- 良好な教育環境により、児童生徒が健やかで安全・安心な生活を送ることができる学校となっています。
- 子ども一人ひとりが権利を守られながら、力を伸ばすことができる教育を受けています。
- 児童生徒一人ひとりが自尊感情を高め、知・体・徳を豊かに育む教育を受けています。
- 学校・家庭・地域・行政が協働し、「教育コミュニティ」の充実や阪南GIGAスクール^(*)ビジョンの推進によって、児童生徒の学びや育ちの支援をしています。
- 地域について学び、地域の自然環境に触れる機会などを設けることで、児童生徒が社会課題を「わがごと」として捉え、社会の一員として活動しています。



海洋教育の取組

現状

- 少子化の進展を踏まえ、良好な教育環境の整備に向けて取り組んでいます。
- 全国学力・学習状況調査の結果から、小学校・中学校ともに記述式の問題への課題が見られます。
- 子どもたちを取り巻く状況が多様化し、人間関係構築の困難さが見られます。



課題

- 良好な教育環境の整備とともに、学校のあり方の検討が求められています。
- 児童生徒の学力や体力、社会課題を自ら解決できる力などの育成に向け、学校・家庭・地域が一体となり、一人ひとりの個性と能力に応じた多様な教育環境が求められています。
- 教員の資質向上や地域人材の効果的な活用などを通して、確かな学力の向上や豊かな心の育成が求められています。
- 地域の特性を活かした体験学習の実施など、地域や社会との連携による取組が求められています。
- 自分の意見や考えを発信できる子どもの育成に向け、コミュニケーション能力や情報活用能力を高める学習が求められています。
- 日々変化する子どもの声を把握し、よりよい教育環境の形成につなげていくことが求められています。

関連計画など

- 教育大綱
- 公共施設等総合管理計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- 障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画

主担当課

- 学校教育課

で活かして輝けるまち

重点 ⑦まちぐるみで子育て力を向上させるまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|----------------------------------|------|-----------|----------|------------------------------|
| ONE ACTION ● 豊かな自然環境などを活用し、特色ある教育（海洋教育など）に取り組めます。 | 体験活動を行っている学校の割合 | % | 100 | 100 | 動植物や里山・里海など地域の特色を活かした体験活動の実施 |
| ● 児童生徒の教育に携わる教員の資質向上とともに、確かな学力や人権意識を培う教育活動の推進を図り、一人ひとりの生きる力を育成します。 | 全国学力調査平均正答率における全国との差 | ポイント | -2.8 (R1) | +2 | 全国学力・学習状況調査（学力調査）より |
| ● 子どもたちの心情に寄り添い、児童生徒一人ひとりの多様な豊かな人間性を育成するとともに、自尊感情の向上に取り組めます。 | 自分には、良いところがあると思う児童生徒の割合における全国との差 | ポイント | -1.0 (R1) | +1 | 全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙）より |
| ● 多様化する教育課題や社会の急激な変化の中で、児童生徒やその保護者の心のケアを行うため、人材の配置や外部機関との連携による相談機能の充実に取り組めます。 | 相談などを行う人材の配置数 | 人 | 12 | 14 | 各小中学校に配置している相談などを行う人材の人数 |
| ● 外国語指導助手（ALT）の配置などにより、子どもたちがワクワクしながら学ぶ英語教育を充実させます。 | 英語の学習が楽しいと回答した児童生徒の割合 | ポイント | - | 80 | 児童生徒へのアンケート |
| ● （仮称）子どもの権利に関する条例を制定し、子ども参加のまちづくりを進めます。 | | | | | |

(*) GIGAスクール：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育・ICT環境を実現。これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスにより、教員・児童生徒の力を最大限に引き出します。

みんなが一緒にできること



出典：文部科学省
「GIGAスクール構想の実現」

- 子育てにおける家庭の重要性と役割をしっかりと理解し、学校・地域との連携を深めながら家庭教育に取り組むとともに、学校教育のサポートにも取り組みます。
- 「阪南市の子どもたちは阪南市全体で育てる」という視点に立ち、学校や市役所とともに、教育環境の充実に向け、理解・協力します。
- 多様化する子育ての諸問題をはじめ、悩み事を抱え込まないよう心のケアとして、相談窓口を利用します。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

3 生涯学習の推進



◆子どもから高齢者まで、様々な人と学び・交流する豊かな環境の実現に取り組みます。



サラダホール前での「絵の本ひろば」

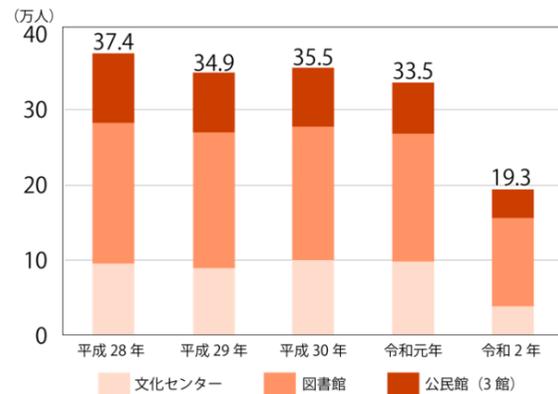
めざす姿

- 市民は、学びの成果を社会や地域で活かすことで心豊かに、生きがいのある生活をしています。
- ソーシャルメディアなどを活用した多様な学びの場が展開され、子どもから高齢者まで気軽に学んでいます。
- 市民は、公民館活動や図書館利用などを通して、人々との交流や団体活動の必要性、読書をはじめとする生涯における学びの重要性を理解し、健康に過ごしています。
- 青少年が地域全体の支援を受けながら健全に育つことで、子育て世代にとって魅力的なまちになっています。
- 市民が、多文化共生や国際理解を深め、親しみを持って交流することで、外国人も生活しやすい豊かな環境が育まれています。

現状

- 文化センターや図書館、公民館など、社会教育施設の老朽化が進んでいます。
- 青少年指導員が中心となり、地域での青少年健全育成活動を実施しています。
- 市民が、国際交流など、市民レベルでの交流活動を行っています。

社会教育施設の年間利用者数の推移



課題

- 子どもから高齢者まですべての市民が、生涯を通じて学習できる環境づくりが求められています。
- 指定管理者と連携して施設の維持管理を行うなかで、人口減少や利用状況を踏まえた修繕・再編などの検討が求められています。
- 個人の学習機会の充実だけでなく、その学習成果を社会や地域で活かすため、人と人をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人材育成が求められています。
- 地域・学校・警察と連携した青少年の健全育成や非行防止のための体制の充実が求められています。
- 人と人とのふれ合いをテーマに、市民が主体的に国際交流活動を続けており、継続して活発な多文化交流が求められています。

出典：生涯学習推進室資料

関連計画など

- 教育大綱
- 生涯学習推進計画
- 子ども読書活動推進計画
- 公共施設等総合管理計画

主担当課

- 生涯学習推進室、図書館、中央公民館

で活かして輝けるまち

重点 ⑩自分らしく輝ける「舞台」まちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|--------------|-----------|----------|----------|------------------------------------|
| ONE ACTION ● 学習機会の拡充や学習情報の提供など学習を支援する体制の整備に取り組みます。 | 生涯学習情報発信登録者数 | 人 | - | 500 | 生涯学習情報を直接配信する登録者数 |
| ● 市民参加型の文化の発信に努め、文化・芸術の振興に取り組みます。 | 文化センター年間利用者数 | 人 | 40,465 | 100,000 | 大ホール・小ホールなど |
| ● 公民館は、地域活動の拠点として、多世代にわたり多くの市民が気軽に集えるよう、講座やイベントを実施します。 | 公民館年間利用者数 | 人 | 35,272 | 69,000 | 各公民館の年間利用者数合計 |
| ● 図書館は、市民のニーズや社会情勢を踏まえた資料の収集・保存に加えて、市民の読書意欲を高める企画・行事を行い、読書環境を整えます。 | 図書館年間利用者数 | 人 | 117,193 | 140,000 | |
| ● 青少年指導員と関係団体・地域・学校・警察が連携し、青少年への声掛けや、健全育成・非行防止のための相談体制の充実に取り組みます。 | 青少年指導員充足率 | % (パーセント) | 8.9 | 9.0 | 青少年指導員数÷青少年数(7～18歳)(青少年千人当たりの指導員数) |
| ● 市内国際交流関係団体と定期的な連携の場を設け、市民の交流意識啓発のための事業展開をします。 | 国際交流委託事業参加者数 | 人 | 94 | 200 | 市民団体と連携した国際交流事業参加者数 |

みんなが一緒にできること



図書館での「おはなし会」

- 気軽に生涯学習を楽しみ、またその楽しみを他の人にも伝えます。
- 文化協会をはじめ、様々な文化活動団体が互いに連携しながら活動することで、市民の文化意識の啓発・向上につなげていきます。
- 青少年が安心して暮らせるまちになるように、地域や社会教育関係団体が連携して取り組みます。
- より使いやすい図書館にするため、また、子どもの読書活動を推進するため、子ども文庫や図書館ボランティアとして、積極的にサポート、参画をします。

- 民間のカルチャーセンターとの違いを理解し、活発にクラブ活動などを行える場所として公民館を活用し、講座やイベントにも積極的に参加します。
- 多文化共生、国際交流に対する理解をより深め、市内や周辺地域に在住の外国人の方との交流や、海外の団体とのネットワークづくりなど、積極的に交流活動を続けます。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

4 歴史・文化の保存と継承



◆歴史・文化の理解を促進し、郷土に対する誇りを醸成します。



波太神社

めざす姿

- 市民が、地域の歴史や文化の大切さを理解し、保護・保存・継承に取り組み、地域に誇りを持って暮らしています。
- 文化財を活用した豊富な学習機会や活発な啓発活動が行われることにより、歴史・文化の教養を高め、その知識を地域で活かしています。
- 文化財が適切に保存されています。

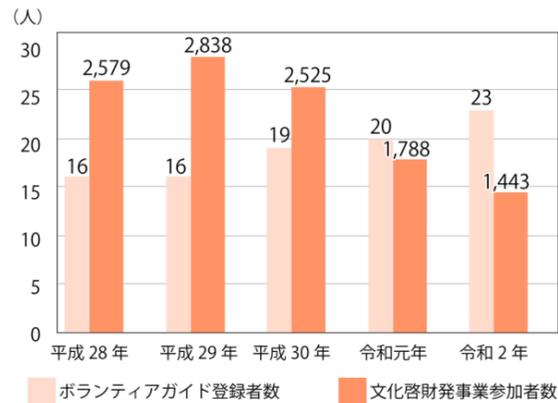
現状

- 歴史遺産の調査・保護・保存・継承に努めています。
- 重要な文化財については、関係者との協議を踏まえ指定に努めています。
- 郷土の歴史・文化の情報を発信するとともに、歴史資料展示室の管理運営、学校や各種団体への所蔵品の貸出、文化財に関する講座を実施しています。
- 文化財調査によって地域の歴史にかかわる資料が年々増加しているなか、保管場所の分散化、老朽化などが生じています。

課題

- 市民が地域の歴史・文化に親しみ、学習できる機会の充実が求められています。
- 地域の歴史にかかわる資料の適切な管理が求められています。
- 適切な文化財の展示・保管施設の改修や新築が求められています。
- 文化財に求められる活用ニーズや市民の興味・関心の度合いなどを踏まえ、バランスのとれた保存と活用のあり方を構築することが求められています。
- 文化財継承の担い手を確保するために、市民との連携が求められています。

文化財啓発にかかわる登録者・参加者数の推移



出典：生涯学習推進室資料



関連計画など

- 教育大綱
- 生涯学習推進計画

主担当課

- 生涯学習推進室

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|---------------|--------|----------|----------|------------------------------------|
| ONE ACTION ● 歴史・文化に関する市民ボランティアガイドを育成します。 | ボランティアガイド登録者数 | 人 | 23 | 30 | |
| ● 文化財調査を行い、特に重要なものを指定文化財に指定することで、保存・継承するための体制を整備します。 | 阪南市指定文化財数 | 件 (累計) | 30 | 32 | |
| ● 文化財を学校教育や世代間交流に積極的に活用するとともに、郷土の歴史・文化の大切さを啓発します。 | 文化財啓発事業参加者数 | 人 | 1,443 | 1,500 | 歴史資料展示室、文化財展、歴史講座、出前講座などへの見学及び参加者数 |
| ● 歴史資料展示室、文化財展示会・講座などを開催し、文化財の重要性を周知します。 | | | | | |



みんなが一緒にできること



歴史資料展示室

- 郷土の歴史・文化を学ぶことで、その大切さを感じます。
- 「郷土の歴史・文化は住民が守る」という視点に立ち、歴史・文化を保護・保存・継承します。
- ボランティアガイドを担うなど、歴史・文化の継承に取り組むことで、郷土の歴史・文化を伝え広げます。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

5 生涯スポーツの振興



◆生涯を通じて健康的で潤いや生きがいを持つ暮らしに向け、スポーツを推進します。



健康マラソン大会

めざす姿

- 多くの市民がスポーツに親しむことで、健康で幸せに生活することはもとより、その経験を地域で活かすなど、潤いや生きがいのある活動をしています。
- 様々な事業を通して、生涯スポーツを地域で指導できる人材が数多く育成されることで、スポーツ活動による地域づくりにつながっています。

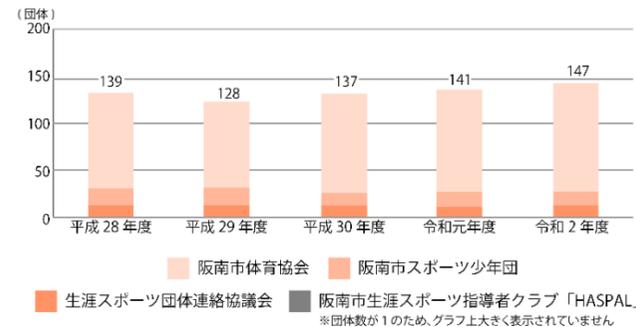
現状

- それぞれの年齢、体力、関心に応じたスポーツ活動に参加できる総合型地域スポーツクラブへの期待が大きくなっています。
- 生活様式の変化や少子高齢化に伴い、スポーツニーズも多様化し、特に健康づくりに対する関心が高まっていますが、運動習慣のない方へのアプローチはまだ進んでいません。
- 生涯スポーツ振興に必要な指導者が不足しています。
- 施設は築年数が30年以上経過した建物が半数以上となり老朽化が進んでいます。

課題

- 生涯スポーツの拠点である社会体育施設において、柔軟な発想のもと、さらなるサービスの向上が求められています。
- スポーツやレクリエーション活動に無関心な方へ運動を行うきっかけづくり、あるいは運動を続ける動機づけになる取組が求められています。
- 生涯スポーツ認定登録指導者を養成し、活用することが求められています。
- 安全な施設を安心して使用できるよう、適正な維持管理をしながら活用することが求められています。

スポーツ関係団体の登録団体数



出典：生涯学習推進室資料

関連計画など

- 教育大綱
- 生涯学習推進計画
- 公共施設等総合管理計画

主担当課

- 生涯学習推進室

で活かして輝けるまち

重点 ⑩楽しく健康に過ごせるまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|--------------------------|----|----------|----------|--------------------------------------|
| ONE ACTION ● 市民が、生涯を通じてスポーツにふれ、生きがいを持って生活できるよう取り組みます。 ● 市民の誰もが、それぞれの個性やライフスタイルに応じて、様々な運動・スポーツを楽しむことができるよう、各種体育・スポーツ教室・スポーツ大会などの開催に取り組みます。 | スポーツ関係団体の登録団体数 | 団体 | 147 | 160 | 体育協会、スポーツ少年団などに登録された団体数 |
| | 体育施設利用人数 | 人 | 104,682 | 110,000 | 体育館・中央運動広場・桑畑グラウンド・桑畑テニスコート・市立テニスコート |
| ● 参加者がスポーツ活動などを通して得た知識や経験を、指導やボランティアを通じて地域に還元し、市民の健康・体力づくりに活かすことができるよう取り組みます。 | 生涯スポーツ認定登録指導者数 | 人 | 116 | 150 | 基準日 (各年度3月末日) |
| | 生涯スポーツ認定登録指導者資質向上研修会参加者数 | 人 | 66 | 150 | 生涯スポーツ認定登録指導者資質向上のための研修会・講習会 |

みんなが一緒にできること



ニュースポーツの指導

- スポーツを通して、人と人とのつながりを広げるために、地域や社会教育関係団体との連携に努めます。
- ニュースポーツなどに積極的に取り組むことで、幅広い年齢層の健康増進に努めます。
- スポーツ活動などを通して得た知識や経験を、地域社会で活かしていきます。
- 気軽に生涯スポーツに親しみ、またその楽しさを他の人にも伝えていきます。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

6 人権が尊重される社会の形成



◆一人ひとりが尊厳を持ち、互いの人権を尊重できるまちをめざします。



人権を考える市民の集いポスター

めざす姿

- 市民一人ひとりが尊厳を持って、自分らしくいきいきと生活しています。
- 市民が様々な人権問題に対する理解を深めたうえで、一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重しながら、すべての人が安心して暮らしています。

現状

- 社会の複雑・多様化に伴い、インターネット上での人権侵害や感染症への偏見など、新たな人権侵害が生じています。
- 地域に根ざした気軽に利用できる人権相談窓口を開設しており、年々相談内容が複雑・多様化しています。

課題

- 市民が互いの人権の尊さを理解するよう啓発し、また、あらゆる人権課題に対応するため、地域の各種団体などと連携し、啓発活動の充実が求められています。
- 様々な人権侵害を受けながら、意思表示ができない相談者の掘り起こしが求められています。



関連計画など

- 人権施策推進基本方針及び基本計画

主担当課

- 人権推進課

取組方針

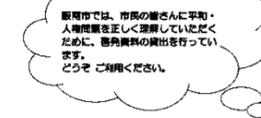
ONE ACTION

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|-------------------------|----|----------|----------|----------------------------|
| ● 人権侵害を受けた市民が人権相談を通じて、エンパワメント(*1)を引き出し、自分自身の判断によって課題を解決することができるよう、支援します。 | 人権相談事業における解決割合 | % | 98.7 | 99.5 | 大阪府総合相談事業の算出方法 |
| ● 人権啓発事業は、市民に対し興味が湧く内容や、人権問題(部落差別・障がい者差別・外国人差別など)について取り上げます。 | 市民団体との共催による人権啓発事業への参加者数 | 人 | 342 | 950 | ヒューマンライツセミナー、人権を考える市民の集いなど |
| ● 人権意識の確立と高揚の啓発や教育を推進します。 | 研修による人権意識の向上につながる数値 | % | 95.0 | 95.0 | 人権啓発事業参加者アンケート |
| ● 複雑化・深刻化する相談内容に対応するため、相談員のスキルアップや、庁内の関係部署・関係団体との連携強化により、最新課題への知識と専門性を取り入れた相談事業の充実に取り組みます。 | 人権相談事業における相談件数延べ件数 | 件 | 713 | 900 | 人権協会に委託の相談事業など |

(*1)エンパワメント：困難な課題に立ち向かうための自分の内にある力や可能性。

みんなが一緒にできること

ビデオライブラリー



人権啓発資料の貸出案内

- 一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重する意識を高めます。
- 自らが意欲を持ち、人権啓発活動やイベントに積極的に参加し、人権意識の確立と高揚に努めます。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

1 観光の振興



◆市の魅力を発信し、交流人口の増加を図り、地域の活性化に取り組みます。



せんなん里海公園の夕景（日本の夕陽百選）

めざす姿

- 交流人口の増加により、にぎわいのあるまちを形成しています。
- 魅力ある地域として人々に選ばれ、来訪者がまた訪れたいと思うまち、観光としての魅力を持つまちを形成しています。
- 近隣地域が一体となり、地域の活性化やブランド化を実現しています。

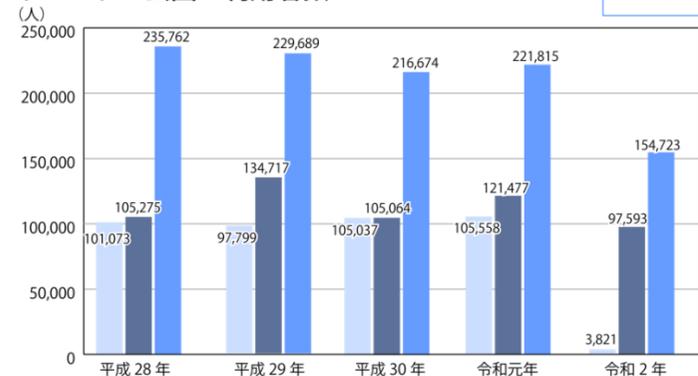
現状

- 海や山などの自然をはじめ、歴史文化、食の特産品などの観光資源があり、四季折々の行事・イベントなどが存在しています。
- 事業者の協力のもと、酒蔵見学や製菓工場見学などを組み込んだまち歩きを実施するなど着地型観光を推進しています。
- 広域連携により様々な観光資源と結びつけ、一体的な観光振興を進めています。

課題

- 市の認知度が低く、本市に観光で訪れる人が少ないため、より一層情報発信やプロモーションを進めていくことが求められています。
- 本市でしか体験できない観光コンテンツのさらなる創出や、市内を周遊できる着地型観光ルートの設定など受入環境の整備が求められています。
- 観光客と地域住民の双方が満足できる持続可能な観光コンテンツの提供が求められています。
- 関西国際空港から近いという優位性があるものの、本市単独では訴求力が低く、広域連携を活かしたプロモーションによる立ち寄り観光の推進が求められています。

イベント・公園の利用者数



出典：まちの活力創造課資料



関連計画など

- 総合戦略

主担当課

- まちの活力創造課

未来のまち

重点 ④地域経済を活性化し、新たな活力とにぎわいを創出するまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|--------------|----|----------|----------|-----------------------|
| ONE ACTION ● 交流人口の増大が見込まれる各種観光事業のプロモーション強化に取り組みます。 | 各種イベント参加者総数 | 人 | 3,821 | 100,000 | 市・商工会・観光協会などが主催するイベント |
| ● 観光資源を活かし、多様なニーズとジャンルを掛け合わせた着地型観光を主軸とした、さらなる観光コンテンツの創出や磨き上げに取り組みます。また、せんなん里海公園の活性化に向けて、府と連携のもと、新たな魅力創出に取り組みます。 | せんなん里海公園来場者数 | 人 | 154,723 | ↗ | せんなん里海公園来場者（阪南市側） |
| ● 観光協会をはじめ関係機関と情報共有を図り、ワーケーションの推進並びに観光拠点整備や案内看板の設置など、来訪者の受入環境の整備に取り組みます。 | わんぱく王国利用者数 | 人 | 97,593 | ↗ | |
| ● 近隣市町と連携した観光事業を推進し、広域連携による地域全体の観光資源の魅力を国内外へプロモーションします。 | | | | | |

みんなが一緒にできること



山中溪の桜

- 身近に感じる風景が観光資源になることに着目し、その可能性について情報共有します。
- 観光イベントへ積極的に参加するなど、新たなまちの魅力を再発見するとともに、SNSなどで情報発信します。
- 来訪者の受入環境の整備に取り組みます。

あなたの「ONE ACTION」

5 にぎわいと交流を促し、自然環境と調和した

2 商工業の振興



◆商工会などの関係機関と連携し、地域経済の活性化に取り組みます。



阪南スカイタウンの事業区域

めざす姿

- 地域資源を活用した多様な経済活動が展開されています。
- 独自性を持った魅力ある商品を生産するなど、地域雇用の受け皿としての企業活動を展開しています。
- 積極的に地場産品を市民生活に取り入れています。

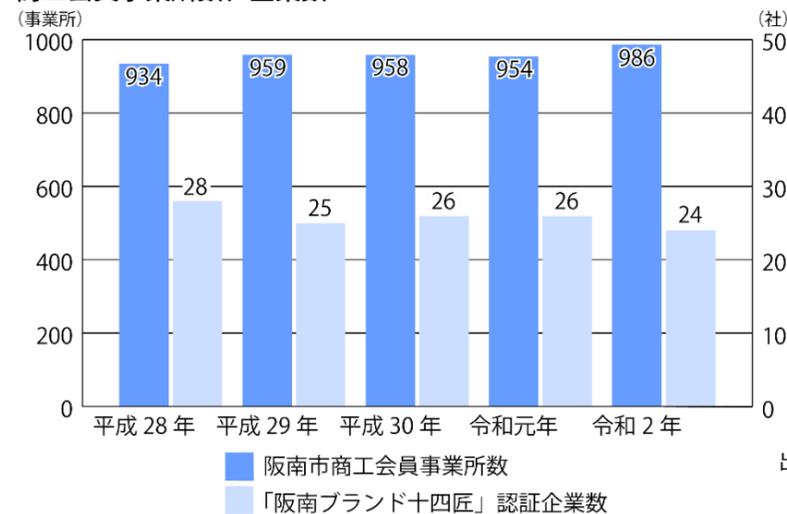
現状

- グローバル化や情報化の進展により、産業構造が変化するなか、商工会や地域金融機関、大学などと連携し、商工業を振興しています。
- 府と連携し、阪南スカイタウン内の特定業務用地への企業などの誘致を進め、企業誘致は一定完了しています。
- 人口減少・少子高齢化に加え、インターネットや近隣における大規模小売店舗の台頭により、地域内消費が低下してきています。

課題

- 起業・創業希望者に対して情報の発信や支援が求められています。
- 経営基盤安定化のため、中小企業などの情報化支援や人材育成に向けた支援が求められています。
- 新たな企業誘致に向けた取組などを推進し、産業面の活性化を図ることが求められています。

商工会員事業所数、企業数



出典：まちの活力創造課資料



関連計画など

- 総合戦略

主担当課

- まちの活力創造課

未来のまち

重点 ④地域経済を活性化し、新たな活力とにぎわいを創出するまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|------------------|-----|----------|----------|--------|
| ONE ACTION ● 関係機関と連携し、魅力ある産業を育て、地域経済活性化に取り組みます。 ● 商工会と連携し、商工業のさらなる経営安定化、成長促進のための相談や支援に取り組みます。また、「阪南ブランド十四匠」の認証企業を増やす取組を推進します。 ● 「阪南ブランド十四匠」などを通じて地場産品の知名度向上を図るとともに、市内での消費を推進します。 ● 地域金融機関などで組織する支援機関と連携し、起業・創業に関する情報の発信や相談などワンストップで支援します。 ● 地域の特性や実情に応じたデジタル化を推進するため、関係機関との連携を密にし、セミナーや研修を実施します。 ● 大阪市や和歌山市、関西国際空港からのアクセスの利便性などを活かし、関係機関との連携による企業誘致を推進します。 | 阪南市商工会 会員事業所数 | 事業所 | 986 | → | |
| | | | | | |

みんなが一緒にできること



産業フェア

- 住み・働き・憩うことの調和したまちづくりを理解します。
- 「阪南ブランド十四匠」をはじめとする市内企業や商店の重要性及び必要性を理解し、市内での消費を推進します。
- 地域活性化をめざした事業活動を展開します。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

3 農業の振興



◆遊休農地の削減と新規就農者の確保を進めていきます。



田植え体験

めざす姿

- 農業を中心とした産業など、地域資源を活用・連携した、多様な地域経済活動を支援しています。
- 阪南ブランドの農産物及び加工品(地場産品)が消費者に定着し、農業生産者の担い手が増加するとともに遊休農地が減少し、農業経営が安定しています。

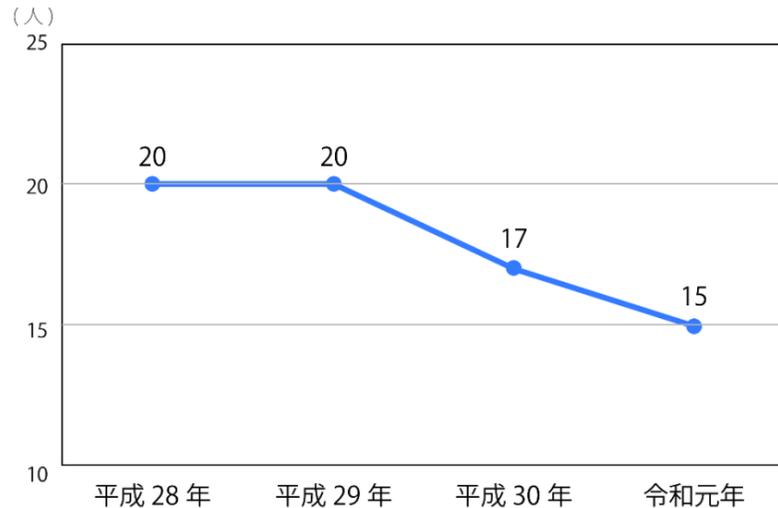
現状

- 古くから米や玉ねぎ、水ナスなどの農業が営まれています。近年農業従事者の高齢化や後継者の不足により、厳しい経営状況が続いています。

課題

- 遊休農地解消の取組や後継者及び新規就農者の育成、販路の拡大やブランド化、ICT活用を拡大していくことが求められています。
- 地域農業の活性化・安定化に向け、JAとの連携を強化することにより担い手や新規就農者の掘り起こしを推進していくことが重要です。

販売農家数



出典：地産地消推進計画

関連計画など

- 地産地消推進計画

主担当課

- 河川農水課

未来のまち

重点 ④地域経済を活性化し、新たな活力とにぎわいを創出するまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|--------|----|----------|----------|--|
| ONE ACTION ● 企業連携などをすすめ、農地の利用促進をめざし、遊休農地の削減に取り組めます。 ● 農業特産品(水ナス、キャベツ)の販路拡大・ブランド化・ICT活用を推進し、農業の多角化などの収益性の高い農業の振興に取り組めます。 ● 市内で生産される地元農産物の地域内流通を促進し、地域内自給を高めるため、関係者と連携・協力して地産地消の推進に取り組めます。 | 遊休農地面積 | ha | 16.4 | 15 | |
| | 新規就農者数 | 人 | 1 | 5 | 就農予定時の年齢が50歳未満で農業経営者となることについて強い意欲を有する者 |
| | 販売農家数 | 人 | 15 | 30 | |



みんなが一緒にできること



農業体験

- 農業活性化協議会などの組織化を推進し、合理的な生産や担い手への農地集積に努めます。
- 新鮮で安全・安心な農産物の生産・供給及びその販路拡大を図るとともに、地産地消を推進します。
- 地域の野菜などの農業特産品を積極的に消費します。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

4 漁業の振興



◆ 団体・企業などと連携し、新たな漁業の活性化に取り組みます。



市内の漁港

めざす姿

- 漁業を中心とした産業など、地域資源を活用・連携した、多様な地域経済活動を支援しています。
- 地域の水産物や加工品が消費者に定着し、漁業の担い手が増加し、漁業経営が安定しています。
- 市民が海にふれ合い楽しむことができる漁港環境のもと、集客交流の場となり漁港がにぎわっています。
- 産・学・官連携を深め、新たな漁業のブランド化などの新たな事業展開を行っています。

現状

- 漁獲量の減少や燃油価格の高騰といった社会情勢に加え、漁業従事者の高齢化がすすんでいます。
- 「浜の活力再生プラン^(*)」による海洋資源の保護などに取り組んでいます。

課題

- 水産物の生産・販路拡大とともに、市民の地域で獲れる水産物の消費拡大(地産地消)を促し、漁業従事者の経営安定化や後継者の育成、地元で獲れる魚のPRなどが求められています。
- 観光資源としての有効活用を進め、市の認知度や魅力の向上につなげていくことが求められています。
- ブルーカーボンの取組の一環として、海草や藻類などの海の生物の環境保全を行うことが求められています。



さわら



かき

関連計画など

- 浜の活力再生プラン
- 地産地消推進計画

主担当課

- 河川農水課

未来のまち

重点 ④ 地域経済を活性化し、新たな活力とにぎわいを創出するまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|------------|----|----------|----------|--------|
| ONE ACTION ● 団体・企業などと連携し、新たな漁業の活性化に向けた取組や、里山・里海づくりを推進します。 | 新たな取組数 | 件 | 0 | 3 | |
| | 新規就業者数 | 人 | 0 | 10 | |
| | イベント事業参加者数 | 人 | 0 | 300 | |
| 産直市の開催 | 回 | | 2 | 3 | |

(*)浜の活力再生プラン：水産業の持続的な発展及び活力ある漁村を実現するため、改革に取り組む意欲のある漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容及び改善目標を定めたもの。

みんなが一緒にできること



かきの養殖

- 身近に感じる風景が観光資源になることに着目し、その可能性について情報共有します。
- 観光イベントへ積極的に参加するなど、新たなまちの魅力を再発見するとともに、SNSなどで内外に情報発信します。
- 来訪者の受入環境の整備に積極的に協力します。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

5 雇用・就労支援の充実



◆様々な働き方を希望する就職希望者に対して、きめ細かな就労支援を行っています。



就労支援（イメージ）

めざす姿

- 企業が本市の立地の良さを理解し、企業活動を展開しており、市民の雇用が確保されています。
- 市民が社会の一員として働くことに意欲をもち、自らの能力を高めるとともに、能力を活かせる職場環境で働き、自立かつ安定した生活を送っています。

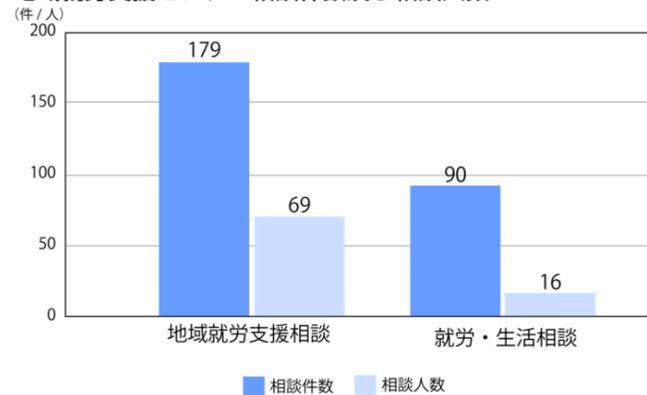
現状

- 中学生アンケートをみると、将来のキャリアモデルなどが見えにくい、市内で働く想像が付きにくい現状があります。
- 本市は居住都市のため、雇用の場が少なく、市内での雇用情勢が厳しい状況となっています。

課題

- 企業誘致や地域資源を活かした産業の創出により、市民の安定した暮らしを確保することが求められています。
- 市民の雇用促進、就職困難者や高齢者などの就労支援のため、地域就労支援事業に加え、公共職業安定所などの連携をより強化しながら、個々のニーズに合わせた雇用・就労支援の充実が求められています。
- 地域で働くことができる環境の創出に向けて、就労支援として職業能力の向上に資する講座の提供など、包括的な環境づくりを検討していくことが求められています。

令和2年度
地域就労支援センター相談件数及び相談人数



出典：生活環境課資料

関連計画など

・ -

主担当課

・ 生活環境課

未来のまち

重点 -

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|---------------------------|----|----------|----------|--------------------------------|
| ONE ACTION ● テレワークなどの多様な働き方も視野に入れた就労支援に公民連携により取り組みます。 | 就労につながった人数 | 人 | 7 | ↗ | |
| ● 庁内会議などで就労に関する担当課、関係者と情報共有を行い就労支援に取り組みます。 | 地域就労支援センター相談件数 | 件 | 269 | ↗ | 地域就労支援相談及び就労・生活相談の相談件数 |
| ● 企業誘致や創業支援などの様々な施策と連携し、就労支援に取り組みます。 | 地域就労支援事業メニュー利用者に対する就職者の割合 | % | 8 | ↗ | 就職者数÷メニュー（就労相談・能力開発講座）利用者数×100 |
| ● 家庭事情、身体・精神的事情により、様々な働き方を希望する就職希望者を支援します。 | | | | | |



みんなが一緒にできること



就労支援講座の受講（イメージ）

- 企業は、新たな事業展開により、雇用を創出します。
- 企業は、雇用対策として職業体験などを積極的に受け入れます。
- 社会の一員として、働くことに意欲を持ち、自ら能力形成を図るとともに、積極的に活動します。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

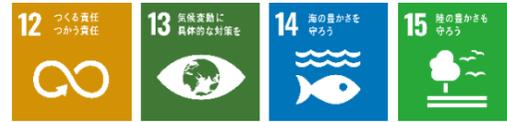
基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

6 自然と共生するまちづくり



◆自然と共生し、自発的な環境保全に取り組めるよう、支援します。



岨石山から阪南市街・大阪湾を臨む

めざす姿

- 市民が海や山、農空間などに親しみ、身近な自然環境を活かした居住空間と交流空間のあるまちで暮らしています。
- 市民間の交流により、自然環境や農地を保全及び活用していくことで、自然との共生が体感できる住環境づくりが進んでいます。
- 市民がアダプトプログラムに関心を持ち、ボランティアに参加しています。

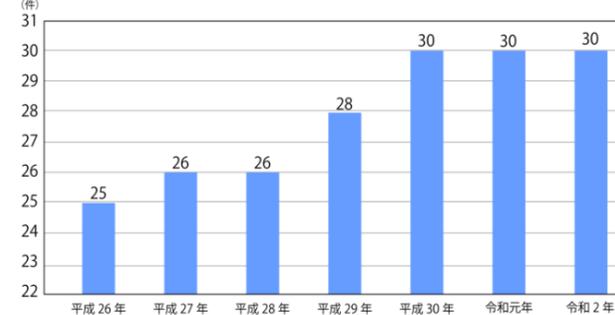
現状

- 緑地環境が日々変化し、公園が老朽化するなか、海・山や市内に広がる農地などの自然環境を次の世代に受け継ごうという意識が高まっています。
- 自発的に団体を組織して、アダプトプログラムを推進し、まちの清掃、住環境周辺の環境向上をめざして活動が広がっています。
- 市が活動費を賄わずに活動を継続している団体が増えてきています。
- 高齢化などによりアダプトプログラムの担い手が不足しており、団体が持続可能な活動を続けていくことが難しくなっています。

課題

- 自然環境の適切な保全や公園・緑地環境の適切な維持管理が求められています。
- 福島海岸やせんなん里海公園などの親水空間や、男里川などの河川や各地区に点在するため池といった地域資源を大切に守り、市民が身近に自然とふれ合うことのできる環境づくりが求められています。
- 山中溪から雲山峰、府立阪南・岬自然公園などのハイキングコースを中心としたレクリエーションの場など、豊かな森林環境をより一層活用していくことが求められています。
- 環境保全のため、林道や河川の適切な維持管理が求められています。
- 世代を超えて豊かな自然を引き継いでいけるよう、環境保全の意識を育むことが求められています。

アダプトプログラム認定団体数



出典：道路公園課資料



関連計画など

- 都市計画マスタープラン

主担当課

- 河川農水課

未来のまち

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|------------------------|--------|----------|----------|--------|
| ONE ACTION ● 森林の整備に関する施策や普及啓発、公共建築物などの木材利用の促進に取り組みます。 | 左記に該当する事業数 | 件 | 6 | 8 | |
| ● アダプトプログラムについて情報発信し、市民の環境保全意識の向上と新規加入を促進します。 | 阪南市アダプトプログラム認定団体数 | 団体 | 30 | 31 | |
| ● 大学や市民団体が主体的に行っている自然環境保全や環境学習などを促進します。 | 水辺の学校などの自然環境学習会の参加者数 | 人 | 52 (R1) | ↗ | |
| ● 緑の保全や創出を促進し、自然環境と調和した住環境づくりを進めます。 | 大阪府自然環境保全条例に基づく緑化計画の届出 | 件 (累計) | 78 | 103 | |
| ● 林道のパトロールを行い、良好な林道の維持管理に取り組みます。 | | | | | |



みんなが一緒にできること



おおさか山の日クリーンハイキング

- 公園や水辺空間を快適に利用するため、ボランティアによる清掃活動に積極的に参加します。
- 自然環境に親しみ、誇りと愛着を持ちます。

あなたの「ONE ACTION」

7 安全な水辺空間の形成



◆安全・安心して暮らせる水辺空間を維持・形成します。



海洋教育に関する出前授業

めざす姿

- 河川や水路、ため池、海岸、港などの水辺空間が良好に整備、維持管理されたまちで、市民が安全・安心に暮らしています。

現状

- 近年、集中豪雨などによる浸水・洪水被害が全国で発生しています。

課題

- 市街地周辺に点在するため池について、農業的な利用だけではなく、防災機能を併せ持つ整備や維持、管理が求められています。
- 河川や水路、ため池、海岸、港などの水辺空間について、改修や浚渫などにより安全性の確保が求められています。

阪南市 ため池ハザードマップ

蓮池、血池、大池、芋ヶ阪池、師匠谷池

●この「ため池ハザードマップ」は、蓮池、師匠谷池、芋ヶ阪池、血池、大池が大規模地震などにより決壊した場合に想定される浸水区域や浸水深、到達時間、および避難に役立つ情報をとりまとめたものです。

●日頃から家族や近所の皆さんで災害時の対応について話し合い、家から避難所への経路、家族との合流地点、連絡先などを確認しておきましょう。

●浸水しやすい場所や河川などの水の集まる場所などを把握し、危険を感じたら自主避難を心がけましょう。

●いざという時に落ち着いて行動できるように、日頃から災害に関する正しい心構えを身につけておくことが大切です。また、防災情報が届くように、おおさか防災ネット「防災情報」メールを事前に登録しておきましょう。



各ため池の総貯水量

蓮池：総貯水量 330千m³ 芋ヶ阪池：総貯水量 33千m³
 血池：総貯水量 11千m³ 師匠谷池：総貯水量 50千m³
 大池：総貯水量 36千m³

大地震のとき

大地震のとき、ため池の堤防が異常な力を受け亀裂が生じたり、地盤の液状化により、決壊する危険性があります。比較的小さな地震でも、堤防の内部に生じた亀裂などにより強度が低下し、水圧に耐え切れず決壊することがありますので注意が必要です。



大雨のとき

大雨のとき、ため池の水位が上昇し堤防を乗り越えた水の勢いによって堤防が侵食され、決壊することがあります。流木や土砂が余水吐などの水の通り道を塞ぐと、水位は上昇しやすくなり、堤防の越流や破壊の危険性が高くなります。大雨などの気象情報は、テレビやラジオ、インターネット等で収集できます。特に警報・特別警報が発表されたときは、発令される避難情報に注意しましょう。



ため池ハザードマップ

関連計画など

- 都市計画マスタープラン
- 強靱化地域計画

主担当課

- 河川農水課



取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|----------------|----|----------|----------|--------|
| ONE ACTION ● (維持管理に特化している施策のため、未設定) | | | | | |
| ● 河川や水路、ため池、海岸などの水辺空間については、改修や浚渫などにより、安全性の確保に取り組みます。 | ため池ハザードマップの作成数 | 箇所 | 1 | 5 | |
| ● 河川や水路及びため池の維持管理を適切に行い、長寿命化計画策定や既存水路、雨水管などの有効活用により、浸水被害の防止と軽減に取り組みます。 | 水辺空間の清掃活動参加者数 | 人 | 20 | 50 | |
| ● 市民や団体による水辺空間の清掃などの活動を支援します。 | | | | | |



みんなが一緒にできること



鳥取池

- 水辺空間を活かした環境学習などを主体的に行います。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

8 魅力的な街並みと快適な住環境づくり



◆コンパクトなまちづくりを行い、快適な住環境・空間を整えていきます。



尾崎駅前

めざす姿

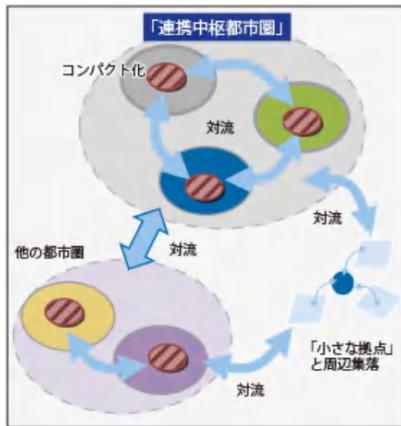
- 空き家の活用、所有者へ適正な維持管理を周知し、適切な流通・管理の体制を整えています。
- 関西国際空港や大阪市内からのアクセスが容易な環境を活かし、コンパクト・シティの実現に向け、大学などと調査・研究による連携、歩行者が歩きやすい空間に向けた実証実験などへ活用し、市内または周辺都市の需要に即した経済・文化活動を展開しています。
- 市民が、街並みの景観の保全やまちづくりのルールに理解を深め、魅力のある良好な街並みを形成しています。
- 市民が住環境に関する地域のルールに理解を深め、快適なまちで暮らしています。

現状

- 平成16(2004)年に景観法が制定されて以降、近年は景観を観光資源や地域の活性化に活用する動きが見られます。
- 伝統的建造物などの居住者・所有者の高齢化が進んでいます。
- 空き家の数は、年々増加してきています。
- 市内に位置する駅を中心としたコンパクト・シティの形成が重要な要素となっていますが、駅周辺を具体的に活性化していく取組がありません。

課題

- 大阪府景観計画の歴史的街道区域(重点区域)である山中宿地区などの歴史的街並みの保全や文化財の保護など、伝統的建造物や旧街道の保全などに関する取組が求められています。
- 歴史的な街並みなどの景観を維持、保全していくことが求められています。
- 持続可能なまちづくりとして、コンパクトな市街地形成が求められています。
- 道路の規制緩和などによる人が集まることができる仕組みづくりやステークホルダー(市民や企業など)を中心とした特定エリアの運用などに多様な考え方を取り入れることが重要です。
- 良好な市街地環境の形成を図るため、地区計画制度を活用した規制、誘導が求められています。



出典：国土交通省

関連計画など

- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 空家等対策計画
- 公共交通基本計画

主担当課

- 都市整備課

未来のまち

重点 ④地域経済を活性化し、新たな活力とにぎわいを創出するまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|--------------------------|----|--|----------|------------------|
| ONE ACTION ● 空き家の活用相談会を開催し、利用してもらいたい方と利用したい・住みたい方とのマッチングを行います。 | 相談会回数 | 回 | 8 | 6 | |
| | マッチング数 | 件 | 1 | 1 | |
| ● 地区計画制度や建築協定により、良好な市街地環境の形成が図れるよう規制、誘導します。 | 地区計画による届出住宅世帯数 | 世帯 | 1,338 | 1,413 | |
| ● 市民の外出による健康づくりや人の交流を促進するため、中心拠点(尾崎駅前)周辺の機能充実を推進します。 | 中心拠点(尾崎駅前)周辺の歩行者数 | 人 | 【駅南断面】 平日2,162 休日3,627 【駅東断面】 平日1,527 休日3,257 | → | 基準値はH28年度の測定値 |
| ● 公共交通機関を利用し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。 | 主な外出先への交通手段のうち公共交通が占める割合 | % | 平日26 休日18 | 現況値 | 阪南市公共交通基本計画・評価指標 |

みんなが一緒にできること



尾崎駅周辺整備イメージ 出典：立地適正化計画

- 尾崎地区の浜街道や山中溪地区の紀州街道などに見られる歴史的街並みに誇りと愛着を持ちます。
- 建築協定や地区計画制度などを活用し、地域の住環境づくりを進めます。
- 地区内にある空き地、空き家の有効活用を図ります。
- 生垣や花壇によるみどりの創出や美化活動など、地域住民による快適な住環境づくりを進めます。
- 尾崎駅周辺地区において、まちづくり活動を市民と企業が連携し進めます。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

9 公共交通と自動車交通との融合の実現



◆ウォークアブルシティを支える、持続可能な公共交通の確保に取り組みます。



市内を走るコミュニティバス

めざす姿

- まちなかで「歩く文化」を根付かせるなどのウォークアブルシティを推進するとともに、健康づくりとまちづくりの連動を実現しています。
- 市民が、地域の現状に即した公共交通網を利用し、快適に移動しています。
- 自動車中心の移動手段から、公共交通と自動車交通を目的や状況により選択しています。

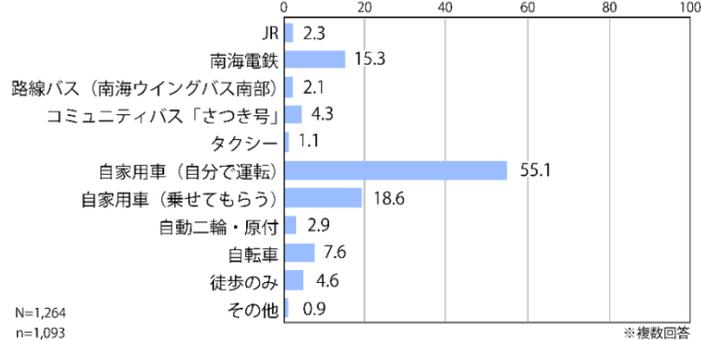
現状

- 海側は道が狭く、山側は勾配が厳しいところもあり、公共交通を含めて移動が不便なエリアがあります。
- 「阪南市公共交通基本計画」住民アンケート調査によると、普段の移動手段でバスを利用しない方が7割を占めています。
- 高齢になると公共交通中心の生活に転換できる方が半数以上であり、高齢者や免許返納者の主たる移動手段として、今後も公共交通の役割が期待されます。
- 「阪南市公共交通基本計画」パーソントリップ調査によると、公共交通の利用者が減少傾向にある要因に、高齢者の外出機会の減少が考えられます。

課題

- 行政と市民や事業者とともに持続可能な公共交通をめざし、取り組むことが求められています。
- 利便性がある公共交通ネットワークへの改善と結節機能の充実が求められています。
- 公共交通の利用環境の改善が求められています。
- 公共交通による外出機会の増加を図るため、まちなかにぎわいづくりと連携していくことが求められています。
- 地域主体による新たな移動手段（交通システム）について取組支援が求められています。

外出先への交通手段（全体）



| よく利用する鉄道駅名 | 回答数 |
|------------|-----|
| 南海樽井駅 | 2 |
| 南海尾崎駅 | 58 |
| 南海鳥取ノ荘駅 | 17 |
| 南海箱作駅 | 30 |
| JR和泉砂川駅 | 1 |
| JR和泉鳥取駅 | 14 |
| JR山中溪駅 | 1 |
| 総回答数 | 123 |
| 回答者数 | 123 |

出典：公共交通基本計画

関連計画など

- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 公共交通基本計画
- 地域公共交通網形成計画

主担当課

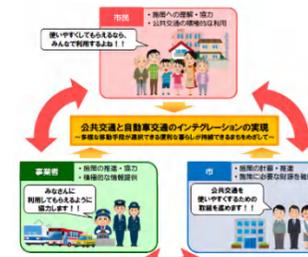
- 都市整備課

未来のまち

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|-----------------------------|----|----------------|----------------|--------------------|
| ONE ACTION ● 路線バスとコミュニティバスの重複運行区間における輸送効率を改善し、効率的な公共交通の実現をめざします。 | 1便あたりの平均乗車人数 | 人 | 12.9 | 13.5 | 基準値は、H28年度の実績値 |
| ● 阪南市地域公共交通網形成計画の施策実施に向けて取り組みます。 | 交通手段のうち公共交通が占める割合 | % | 平日 26 休日 18 | 平日 33 休日 20 | 基準値は、H28年度アンケート調査 |
| ● 各地域が鉄道、バスと連携できるよう、交通結節機能の充実に取り組みます。 | 自家用車以外でも移動できると思う人の割合 | % | 15 | ↗ | 同上 |
| ● 都市機能として、尾崎駅前までのアクセスの充実を図りつつ、尾崎駅前の交通計画を推進します。 | 鉄道とバスとの乗継利用の利便性が向上したと思う人の割合 | % | — | ↗ | 次回アンケートで基準値と目標値を把握 |
| ● 公共交通の利用改善へ向け、乗り換えの円滑化や情報提供、バス待ち環境など、公共交通会議において議論を進めます。 | | | | | |
| ● 各地域の公共交通の課題解決などを踏まえ、持続可能な本市の公共交通のあり方を検討します。 | | | | | |

みんなが一緒にできること



出典：公共交通基本計画

- 自動車中心の移動手段から、公共交通と自動車交通を目的や状況により選択します。
- 徒歩による移動機会を増やし、自然と健康増進に取り組みます。
- まちへ外出する機会、交流する機会を増やします。
- 運行情報を利用し、待ち時間を有効に活用します。

あなたの「ONE ACTION」

5 にぎわいと交流を促し、自然環境と調和した

10 都市基盤の形成と維持管理

9 産業と経済革新の基盤をつくらう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 17 パートナシップで目標を達成しよう

◆市民が安全・安心に利用できる道路・公園環境の整備や維持管理を進めます。



児童遊園

めざす姿

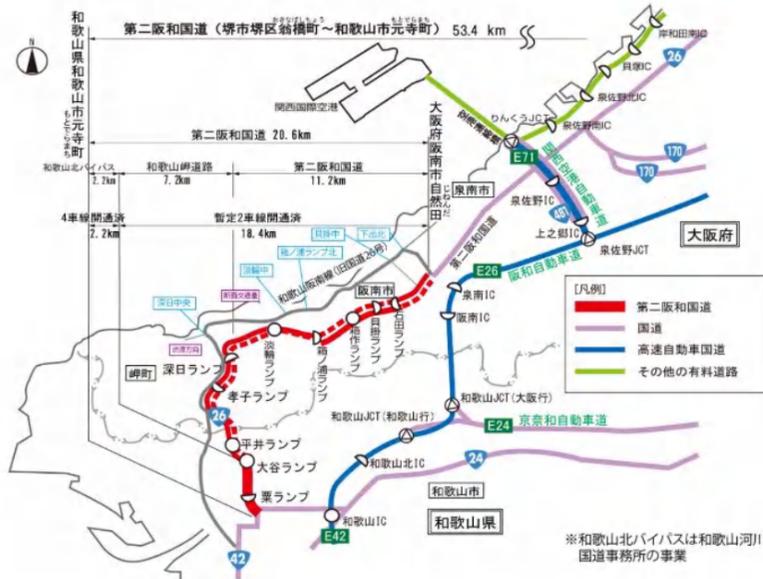
- 関西国際空港や大阪市内からのアクセスが容易な環境を活かし、広域交通網の整備促進に寄与します。
- 市民が、安全で快適な交通環境のもと、安心して道路を利用しています。
- 自転車利用促進により、市民がより自由に移動できる環境をめざしています。
- 市民は、適切に維持管理された公園を安心して利用しています。

現状

- 高度経済成長期に急速に整備された道路、公園などの都市基盤施設の老朽化が進み、維持・補修に係る財源の確保が全国的にも懸念されています。
- 公園遊具施設においては、老朽化が懸念されているため、修繕を検討するとともに、ニーズに合わせた健康遊具の導入などを検討しています。
- アダプトプログラムの担い手が不足しており、団体が持続可能な活動を続けていくことが難しくなっています。

課題

- 効率的かつ効果的な都市基盤施設の維持管理や有効活用が求められています。
- 利用者の意見を聞いて、遊具施設の更新などが求められています。
- 道路照明をLED化するなど、修繕・管理手法の検討が求められています。
- 府などと協議しつつ、第二阪和国道複線化事業を推進し、より便利で使いやすい交通ネットワークを構築していくことが求められています。
- 世代を超えて豊かな自然を引き継いでいけるよう、環境保全の意識を育むとともに、SNSを活用し情報発信することで、環境保全について啓発することが求められています。



出典：国土交通省近畿地方整備局

関連計画など

- 都市計画マスタープラン
- 強靱化地域計画
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 公園施設長寿命化計画
- 公共施設等総合管理計画
- 道路舗装維持管理計画

主担当課

- 道路公園課

未来のまち

重点 ④地域経済を活性化し、新たな活力とにぎわいを創出するまちづくり

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|------------------------|--------|----------|----------|--|
| ONE ACTION | | | | | |
| ● 利用頻度の少ない児童遊園について、管理者の募集を行うとともに利活用を図るなど、児童遊園の適正化に取り組みます。 | 利活用などが決定した児童遊園数 | 箇所 | 0 | 4 | |
| ● 既存道路や橋梁などの都市基盤施設の適切かつ効率的な維持管理手法について、長期的な視点を持って、計画的に取り組みます。 | 道路舗装長寿命化修繕計画に基づく舗装整備面積 | ㎡ | 21,034 | 21,000 | 平成27年度から着手道路延長210km(840,000㎡)に基づく整備率(年7km想定) |
| ● 市民に身近な生活道路を重点的に維持・修繕するとともに、維持管理に取り組みます。 | | | | | |
| ● 自転車ネットワーク化計画に基づき、自転車利用促進計画の策定を進めます。 | | | | | |
| ● 第二阪和国道複線化事業を推進できるように国、府へ働きかけます。 | | | | | |
| ● 公園の清掃などのアダプトプログラム登録団体などが活動できる制度の啓発、促進を行います。 | 阪南市アダプトプログラム認定団体数 | 団体(累計) | 30 | 31 | |

みんなが一緒にできること



清掃活動

- 地域の生活道路や公園に愛着を持ち、大切に利用します。
- 公園の清掃などのアダプトプログラム制度や市内一斉美化作業など、美しい生活環境や快適な空間づくりに積極的に参加します。
- ボランティアによる通学児童のスクールサポーターなど、地域の交通安全活動に参加します。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

1 柔軟な行政経営の推進



◆多様な時代の変化に対応する、柔軟な行政経営をめざします。



スマートシティやICTの活用

めざす姿

- 本市を取り巻く社会情勢や市民ニーズを踏まえ、地域にある「資源」を有効に活用し、地域社会・経済の活性化を図り、施策・事業の選択と集中を基本とした行政経営と魅力あるまちづくりを進めています。
- 行政のDX化やスマートシティの取組を推進し、市民生活の質の向上に取り組むとともに、ICTの活用により、事務の効率化・迅速化が図られています。

現状

- 市民ニーズの多様化・高度化や、地方分権が進んでいます。
- 将来の人口減少と合わせて、将来の職員数の減少が見込まれます。
- 令和12(2030)年までに南大阪を代表するスマートシティのモデル都市になることをめざし、スマートシティの推進に取り組んでいます。

課題

- 経営資源（ヒト・モノ・カネ）に限られるなか、地域の自己決定・自己責任のもと、急激な社会情勢の変化への対応や施策目標の達成に向け、最小限の経費で最大限の成果を得られる柔軟な行政経営が求められています。
- 将来の職員数減少に対応するため、行政の簡素化や効率化などに取り組むことが求められています。
- 社会環境の変化に対応し、スマートシティの取組を推進することや、行政手続きのオンライン化・3レス（はんこレス・ペーパーレス・キャッシュレス）・自治体情報システムの標準化・共通化などの行政のDX化を推進することが求められています。



関連計画など

- 総合戦略
- 行政経営計画

主担当課

- 政策共創室

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|---|--------------------|----|----------|----------|--------------------------|
| ONE ACTION ● 各ONE ACTIONの達成に向けて後押しします。 | 達成率 | % | - | 100 | 施策ごとに設定の「ONE ACTION」の達成率 |
| ● 行政経営計画の実行性を高め、戦略的な行政経営を推進するとともに、進捗状況の情報を共有することにより、行政経営の仕組みづくりを進めます。 | 基本計画に掲げた成果指標の平均達成率 | % | - | 100 | |
| ● 行政手続きのオンライン化の促進などの行政のDX化に取り組むとともに、地域課題の解決や住民の暮らしの質(QOL)の向上を図るため、ICTを活用したスマートシティ戦略に取り組みます。 | オンライン申請の利用件数 | 件 | - | 500 | |
| ● 近隣市町や府と連携し、スケールメリットを活かした広域による行政事務を推進します。 | | | | | |

みんなが一緒にできること



スマホを楽しむ高齢者（イメージ）

- 市の行政経営について理解に努め、関心がある分野で自分の「ONE ACTION」に取り組めます。
- インターネットやスマホなど新しいツールによるつながりや変化を楽しみ、オンライン行政手続きを含めた新しい取組を便利に活用します。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

2 施策展開のための人材の育成支援・確保



◆有効な施策を展開するため、持っている資質や能力を高め、組織目標の達成に向けて自ら行動できる職員の人材の育成を支援します。

めざす姿

- 他の地方公共団体や企業の情報を収集し、採用動向に応じた採用の仕組みや、定年引上げに対応した制度を構築し、人材確保を進めています。
- 各施策の実施において、その趣旨を踏まえた企画・調整を積極的に進める人材の育成を支援しています。
- 有効な施策の展開を図るため、高度な知識・経験を有する人材を確保し、各施策所管課が広域連携や外部人材の活用などの検討を進めています。
- 仕事の場を職員それぞれが望むキャリア形成及び自己実現する場と捉え、その理解と意識の醸成を図るとともに職員キャリアの形成を進めています。



職員研修

現状

- 人材育成基本方針のめざすべき職員像に合致する人材の確保に努めています。
- 施策の趣旨を理解し、施策の企画・調整を進めることができる職員が求められています。
- 各施策の実施において、担当職員による知識の習得に努めています。
- 人事評価制度では、能力評価により職員が自分の強みと弱みを知り能力開発できるよう、また、業績評価により職場内の全員が目標を共有し、職員一人ひとりがやりがいを持って職務に取り組めるように努めています。

課題

- 少子化の進展により人材確保が課題となる中、仕事観の変化による人材の流動化への対策や、定年引上げなどによる職員構成の変動に対応した制度構築が求められています。
- 職員研修の充実を図るとともに、研修効果や職員二一ズとの整合性を把握し、職員が自らの能力向上に取り組むやすい環境を整備することが求められています。
- 将来にわたって社会環境の変化に対応した施策の企画・調整ができる人材の育成支援や様々な人材などの活用の検討が求められています。
- 職員のやる気を高めるため、人事評価制度の活用促進や、キャリアデザイン、資質や能力を踏まえた職員の人材の育成支援が求められています。



関連計画など

- 人材育成基本方針
- 職員研修計画

主担当課

- 秘書人事課
- 政策共創室

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|-----------------------|--------|----------|----------|--|
| ONE ACTION ● 多様な受験者の中から、めざすべき職員像に合致した人材を採用します。 | 採用倍率 | 倍 | 11.2 | → | 勤務条件調査表15の受験者数を採用者数で除したものの |
| ● 職員の創意工夫による施策の提案を求めることにより、事務能率及び職員の政策形成能力の向上に取り組みます。 | 職員提案数 | 件 (延べ) | 13 | 30 | |
| ● 研修効果の測定結果を参考に各職階に求められる能力に対応した研修を実施します。 | 研修が業務に活用できると思う職員の割合 | % | 88 | ↗ | 研修受講後に実施する研修アンケートにおける実務に活用できると思う職員の割合 |
| ● 外部機関の研修を含め、職員が自らの能力向上に取り組むやすい環境を整備します。 | 積極的に能力開発に取り組んでいる職員の人数 | 人 | 141 | ↗ | 研修受講者のうち、自己啓発として受講し、または所属長との面談により受講した職員の人数 |

みんなが一緒にできること



市民と職員の協働研修

- 市民と職員が研修、会議などの話し合う場において、それぞれが持つ経験・知識・情報を用いて建設的に意見交換を行うことで、ともに学び、気づき、能力向上につなげます。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

3 健全な財政運営



◆ 財政規律を遵守し、健全で持続可能な財政運営をめざします。



財源捻出と投資のイメージ

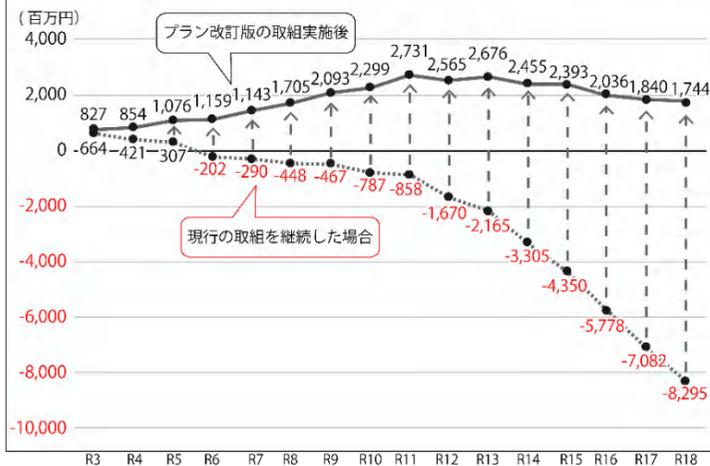
めざす姿

- 行政のDX化などによる効果的、効率的な業務処理体制を構築し、行政運営の効率化を進めています。
- 人口減少を見据え、適正な職員の定員管理に取り組んでいます。
- 生産年齢人口の減少による市税の収入減が見込まれることから、ふるさとまちづくり応援寄附金をはじめ、新たな財源を確保しています。
- 市民ニーズの変化を的確に把握し、事務事業の見直しを行うことで、新たな施策展開の財源を確保しています。
- 持続可能な都市経営の観点から、施設の整理統廃合などを推進し、適切な施設管理を行っています。
- 財政調整基金に頼らない収支決算の黒字を見据えた予算編成を行っています。

現状

- 今後の中長期財政シミュレーションでは、収支不足が増大し、財政再生団体への転落も危惧されることから、令和3（2021）年2月に「財政非常事態宣言」を発出しました。
- しなやかで優しく活力あふれる自立した市政をめざし、持続可能な行財政運営の確立に向けて、令和3（2021）年9月に「行財政構造改革プラン改訂版」を策定しました。

行財政構造改革プラン改訂版実施後の収支予測



出典：行財政構造改革プラン改訂版

課題

- 多様化する公共サービスや人口減少などに対応するため、行政運営の効率化が求められています。
- 生産年齢人口の減少による市税収入の伸び悩みを解消するため、新たな歳入確保に努めることが求められています。
- 限られた財源のなか、新たな施策を展開するために、スクラップ&ビルドにより事務事業を構築することが求められています。
- 老朽化する公共施設について、人口減少の実態に即した施設数とするため、保有量を最適化することが求められています。

関連計画など

- 行財政構造改革プラン改訂版
- 公共施設等総合管理計画

主担当課

- 行財政構造改革推進室

取組方針

| 取組 | 指標 | 単位 | 基準値 (R2) | 目標値 (R7) | 指標の考え方 |
|--|-------------------------|-----------|----------|----------|--------|
| ONE ACTION ● 行財政構造改革の取組を着実に推進します。 | 行財政構造改革プラン改訂版に記載した取組の実施 | 百万円 (効果額) | — | 1,733 | |
| ● 「財政非常事態宣言」の解除に向けて取り組むとともに、財政状況を市ウェブサイトや広報誌を通じて、市民に分かりやすく情報提供します。 | 財政調整基金残高 | 百万円 | 716 | ↗ | |
| | 経常収支比率 (*1) | % | 95.6 | ↘ | |
| ● 将来の人口減少に即した適正な職員の定員管理をめざします。 | 正規職員数 | 人 | 376 | 361 | |

(*1) 経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。税などの毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費がどれだけの割合で充当されているかを示すもの。



みんなが一緒にできること



連携強化 (イメージ)

- 次世代に過度の負担がかからないよう、持続可能な行財政運営の確立に向け、適切な行政サービスのあり方や必要な受益者負担についての理解を深めます。
- 公民の役割分担による住民自治の実現のため、地域社会の活性化に取り組めます。
- 多様化する公共サービスを維持・充実するため、行政との連携強化を進めます。

あなたの「ONE ACTION」

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

資料

阪南市総合計画策定主要経過

(1) 阪南市総合計画有識者懇談会

| 開催日 | 内容 |
|------------|--|
| 2021年2月27日 | (1) 将来のビジョン並びに都市像について (2) 土地利用構想について (3) 施策の体系について |

(2) 阪南市総合計画審議会

| 回 | 開催日 | 内容 |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 2020年11月6日 | ・市長挨拶、委員紹介 ・諮問 ・総合計画策定方針及びスケジュールについて ・基礎調査等の報告について |
| 第2回 | 2021年3月1日 | ・基礎調査等の報告について ・次期総合計画（理念にかかる考え方等）について審議 |
| 第3回 | 2021年3月26日 | ・基本構想（素案）について審議 |
| 第4回 | 2021年4月16日 | （同上） |
| 第5回 | 2021年6月28日 | ・基本構想及び基本計画について審議 |
| 第6回 | 2021年8月16日 | （同上） |
| 第7回 | 2021年10月5日 | （同上） |
| 第8回 | 2021年11月5日 | （同上） |
| 第9回 | 2021年12月17日 | ・基本構想及び基本計画について審議 ・答申（案）について |

(3) 市民参画等

| | |
|------|--------------------|
| 項目 | 住民意識調査 |
| 実施時期 | 2019年11月 |
| 内容 | 対象：16歳以上の住民 2,000人 |

| | |
|------|-----------------|
| 項目 | 中学生アンケート |
| 実施時期 | 2020年12月 |
| 内容 | 対象：市内中学校2年生・3年生 |

| | |
|------|---------------------------|
| 項目 | 地域まちづくり座談会 |
| 実施時期 | 2021年1月15日 |
| 内容 | C S Wや地域包括支援センター等から意見等を聴取 |

| | |
|------|--------------|
| 項目 | 団体ヒアリング |
| 実施時期 | 2021年2月～3月 |
| 内容 | 各種団体から意見等を聴取 |

| | |
|------|-----------------------|
| 項目 | 地区懇談会 |
| 実施時期 | 2021年2月6日 |
| 内容 | 地区の現状や課題、めざすべき方向性等を聴取 |

| | |
|------|-----------------------|
| 項目 | まちづくりアンケート |
| 実施時期 | 2021年3月 |
| 内容 | 地区の現状や課題、めざすべき方向性等を聴取 |

| | |
|------|-------------------|
| 項目 | 住民説明会 |
| 実施時期 | 2021年10月26日～11月1日 |
| 内容 | 総合計画（中間報告）についての説明 |

| | |
|------|--------------------------|
| 項目 | 総合計画にかかる市長との交流会（小学生・中学生） |
| 実施時期 | 2021年11月22日・25日 |
| 内容 | 総合計画の説明と意見交換 |

| | |
|------|------------------------|
| 項目 | パブリックコメント |
| 実施時期 | 2021年12月23日～2022年1月21日 |
| 内容 | 総合計画（素案）についての意見を募集 |

阪南市総合計画審議会条例

〔平成 3 年 9 月 30 日〕
〔 条 例 第 2 0 号 〕

阪南町総合計画審議会条例(昭和 47 年阪南町条例第 10 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、阪南市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、阪南市総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 市民

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

4 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、未来創生部政策共創室において処理する。

(平 21 条例 31・平 29 条例 29・令 3 条例 1・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に改正前の阪南町総合計画審議会条例第 3 条第 2 項の規定により任命されている委員は、改正後の阪南市総合計画審議会条例(以下「新条例」という。)第 3 条第 2 項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期については、新条例第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日条例第 13 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 12 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 27 日条例第 16 号)

この条例は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日条例第 8 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 9 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 7 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 29 日条例第 31 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 22 日条例第 29 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 25 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

阪南市総合計画審議会条例施行規則

平成 3 年 9 月 30 日
規則 第 30 号

阪南町総合計画審議会条例施行規則(昭和 47 年阪南町規則第 45 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阪南市総合計画審議会条例(平成 3 年阪南町条例第 20 号)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(平 22 規則 36・一部改正)

(委員構成)

第 2 条 阪南市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の委員構成は、次によるものとする。

(1) 学識経験のある者 5 人以内

(2) 公共的団体の代表者 9 人以内

(3) 市民 6 人以内

(平 22 規則 36・一部改正)

(意見の聴取)

第 3 条 会長が必要と認めるときは、審議会の議事に関係のある行政機関の職員又は関係人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(平 22 規則 36・一部改正)

附 則

この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 30 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 28 日規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 29 日規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行する。

阪南市総合計画審議会委員

(敬称略・50音順、◎は会長、○は副会長)

| 氏名 | 所属 |
|---------|-------------|
| 上野 美咲 | 和歌山大学 |
| 岡部 憲欣 | 公募市民 |
| 奥野 英俊 | 商工会 |
| 神野 真人 | スポーツ推進委員協議会 |
| 坂口 久美 | 連合婦人会 |
| 相良 修一郎 | 農業委員会 |
| 佐久間 康富 | 和歌山大学 |
| 澤谷 安津子 | 公募市民 |
| ○ 下村 泰彦 | 大阪府立大学 |
| 田中 幸司 | 公募市民 |
| 津秋 慎一 | 阪南市観光協会 |
| 築野 由照 | 社会福祉協議会 |
| 戸口 博行 | 自治会連合会 |
| 殿井 幸代 | 公募市民 |
| 根無 昭美 | 公募市民 |
| ◎ 久 隆浩 | 近畿大学 |
| 松若 良介 | 泉佐野泉南医師会 |
| 溝口 悟史 | 大阪府 |
| 森下 順子 | 和歌山信愛大学 |
| 山本 美保子 | 公募市民 |

諮問書

阪行第 430 号
令和 2 年 11 月 6 日

阪南市総合計画審議会 会長 様

阪南市長 水野 謙二

阪南市総合計画後期基本計画について（諮問）

次期阪南市総合計画を策定するにあたり、阪南市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、貴審議会に調査及び審議を求めます。

答申書

令和4年2月14日

阪南市長 水野 謙二 様

阪南市総合計画審議会
会長 久 隆 浩

次期阪南市総合計画について（答申）

令和2年11月6日付け、阪行第430号にて諮問のありました「次期阪南市総合計画」（以下、「本計画」という。）について、慎重に審議を重ねた結果、原案の一部を修正・加筆し、別添のとおり答申します。

なお、本計画の推進にあたっては下記の事項に留意してください。

記

1. ONE ACTION の取り組み

本計画においては、将来ビジョンとして、「ONE ACTION ～時代の1歩先をゆくまち～」を設定していることから、先駆的でモデルとなる取組を積極的に進められたい。これらの取組により選ばれる都市となれば、財政の健全化にもつながると考える。各施策において設置した「ONE ACTION」は、確実に達成されるよう努めるとともに、市民・地域団体・事業者・行政が共に学び、成長とチャレンジを続けることにより、まちの魅力を向上させられるよう努められたい。

2. 協働・共創によるまちづくりの推進

前総合計画においては、まちの担い手を創出するようなまちの魅力創出に向けた取組、また市民の意見を協働の現場に活用していく取組が未だ不十分であった。今後、市民、企業・団体、行政の各主体がより一層まちづくりを進められるよう地域にプラットフォームを形成し、「わがごと」と捉えられるよう意識改革に努められたい。そのうえで、行政としては、協働・共創を実践する多様な主体による市民活動を支援し、地域の主体的な意思に基づくまちづくりを推進されたい。

3. 社会情勢の変化に対応できる職員へ資質向上

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市民の生活様式や価値観は大きく変化してきている。こうした変化は、各分野の施策展開にも影響を及ぼすことが予想され、基本計画期間中であっても、状況変化を的確に捉え、迅速かつ適切に対応されたい。加えて、今後、職員は、まちづくりにおいて、更にコーディネーターとしての能力が求められていく。これらのことを踏まえ、職員は、着実な施策の推進と柔軟な事業の実施に向け、資質や能力向上を不断に図られたい。

4. 計画の進行管理

本計画の実現に向けては、より実効性の高い進行管理に努められたい。特に、前期となる4年間においては、上記事項に留意し、新しい地域価値を創造していく土台づくりを着実にすすめ、市内外の人たちが活躍したくなる地域となることに努められたい。

また、進行管理にあたっては、引き続き市民参画機会を提供するなど、計画の進捗状況が市民にわかりやすく説明できるよう努められたい。

11. 用語解説（五十音順）

い

| インナープロモーション | |
|--|------------|
| 庁内の職員だけでなく、市民や事業者などの市内関係者とともに、活動の輪を広げ、市の魅力を高めていくことで、市民のシビックプライドの向上につながる活動。 | 基本構想 P9 |

う

| ウォークブルシティ | |
|--|---------------|
| 自動車を使用せずに歩いて移動できる（バスなど公共交通機関の利用を含む）街。 | 基本計画 5 P99 |
| ウーダ（OODA）ループ | |
| 元々は勝敗にかかわる意思決定と実行のための思考法の1つ。OODAは、Observe（観察）・Orient（状況判断）・Decide（意思決定）・Act（実行）の頭文字4つから構成。 | 基本構想 P32 |

お

| オープンデータ | |
|--|------------|
| 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、営利目的、非営利目的を問わず、二次利用可能なルールが適用され、無償で利用できるように公開されたデータ。 | 基本構想 P5 |

か

| 関係人口 | |
|--|------------|
| 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々。 | 基本構想 P4 |

き

| 行政評価 | |
|---|----------------|
| Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（見直し）という、PDCAサイクルを活用し、施策・事務事業の改善・見直しなどを行う仕組み。 | 基本構想 P3 |
| キャッシュレス | |
| お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うこと。キャッシュレス決済手段には、クレジットカード、デビットカード、電子マネーやスマートフォン決済など、様々な手段。 | 基本計画 6 P103 |

く

| クラウドワーキング | |
|--|---------------|
| コンピュータネットワーク(クラウド)を介して仕事の受発注など一連の取引を行う業務形態。 | 基本構想 P14 |
| グローバル化 | |
| 資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。 | 基本計画 5 P85 |

こ

| | |
|--|---------------|
| 交流人口 | |
| 他地域からその地域を訪れる人の数のこと。その地域に住んでいる人（定住人口）に対する概念。 | 基本構想 P12 |
| 高齢化率 | |
| 市民全体のうち65歳以上の占める割合。 | 基本構想 P8 |
| CSW（コミュニティソーシャルワーカー） | |
| 援護を必要とする高齢者や障がいのある人、子育て中の親子などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど、要援護者の課題を解決するための支援を行う人。 | 基本計画 2 P47 |
| コワーキングスペース | |
| 誰でも利用できる共有の職場。 | 基本構想 P13 |
| コンパクト・シティ | |
| 一般的には、1)高密度で近接した開発形態、2)公共交通機関でつながった市街地、3)地域のサービスや職場までの移動の容易さという特徴を有した都市構造。 | 基本計画 5 P97 |
| コンパクト・プラス・ネットワーク | |
| 歩いていける範囲を生活圏と捉え、医療・福祉・商業・居住環境などの各都市機能を近接化させたまちづくり（コンパクト・シティ）に、地域の公共交通を接続させることで、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりをめざすもの。 | 基本構想 P6 |

し

| | |
|---|-------------|
| シェアリングエコノミー | |
| 典型的には個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービス。 | 基本構想 P24 |
| 持続可能な開発のための2030アジェンダ | |
| 2021年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として国連で定められた、2016年から2030年までの国際目標。MDGsの残された課題や新たに顕在化した課題に対応したすべく、新に17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs）を策定。 | 基本構想 P6 |

| | |
|---|---------------|
| 指定管理者 | |
| 多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ると共に、経費の節減等を図ることを目的とするもの。 | 基本計画 3 P69 |
| 社会的起業 | |
| 社会的課題を解決するために、ビジネスの手法を用いて取り組むもの。 | 基本構想 P20 |
| 重層的支援体制 | |
| これまでの福祉制度・政策と、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景とし、社会福祉法が改正され、より課題解決のアプローチを強めるための体制。 | 基本計画 2 P48 |
| 循環型社会 | |
| 製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」という考え方。 | 基本構想 P25 |
| 食品ロス | |
| 食べ残しや売れ残り、期限切れなどのために捨てられてしまう食品。 | 基本構想 P10 |

す

| | |
|--|----------------|
| スクールソーシャルワーカー | |
| 子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境の調整を行う人。 | 基本構想 P11 |
| スクラップ&ビルド | |
| 行政における膨張抑制の方法の一つ。組織や事業の新設にあたっては、同等の組織や事業の廃止を条件とする考え方。 | 基本計画 6 P107 |
| ステークホルダー | |
| 民間企業、学校や病院、NPOなどの団体、政府や地方自治体など、あらゆる組織の利害関係者。 | 基本構想 P29 |
| ストックマネジメント | |
| 長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化するという考え方。 | 基本構想 P10 |

| | |
|---|-------------|
| スマートシティ | |
| 少子高齢化などの社会の抱える諸課題に対して、ICT などの新技術を活用した、より効率的で快適な都市をめざしたまちづくりの考え方。 | 基本構想 P5 |
| スマート農業 | |
| ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業。 | 基本構想 P7 |
| スモールビジネス | |
| ニュービジネスやベンチャービジネスの登場で、これまでの大企業・中堅企業・中小（零細）企業といった規模分類だけでは優劣判定ができなくなったのに対応して、優良中小・ベンチャー企業を合わせて呼ぶもの。 | 基本構想 P24 |

せ

| | |
|---|-------------|
| 生物多様性 | |
| 生きものたちの豊かな個性とつながり。 | 基本構想 P7 |
| セーフティネット | |
| 社会的・個人的な危機に対応する方策。雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証など。 | 基本構想 P9 |
| ゼロカーボンシティ宣言 | |
| 脱炭素社会に向けた、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組む表明。 | 基本構想 P10 |

そ

| | |
|--|-------------|
| ソーシャルメディア | |
| インターネットの技術を利用し、Twitter、Facebook、Instagram、YouTube など、個人が情報を発信することで形成される様々な情報交流サービスの総称。新聞やテレビなどの従来からのマスメディアは除く。 | 基本構想 P25 |

ち

| 地域共生社会 | |
|---|-------------|
| 少子高齢化や担い手の不足などの社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会をめざすもの。 | 基本構想 P22 |
| 地域経営 | |
| 公共主導で地域を動かしていくのではなく、地域に合ったよりよいサービス・社会参画のあり方を、様々なプレイヤー（市民、企業、大学、NPO団体など）と一緒にあって、地域力を向上し、課題解決に向けた取組を自発的に行う地域社会を形成する方法。 | 基本構想 P18 |

に

| ニュースポーツ | |
|---|---------------|
| だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることをめざしたスポーツ・レクリエーションのこと。 | 基本計画 4 P80 |

の

| ノーマライゼーション | |
|--|---------------|
| 障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす考え方。 | 基本計画 2 p55 |

は

| 8050問題 | |
|--|---------------|
| 80代の親と、ひきこもりの状態にある50代の子からなる世帯が抱える、様々な問題。 | 基本計画 2 P47 |

ひ

| ビッグデータ | |
|---|-------------|
| 一般に、従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。 | 基本構想 P 5 |

ふ

| ブルーカーボン | |
|--|-------------|
| アマモやワカメなどは成長する過程で二酸化炭素を吸収しますが、収穫されて食用などに加工されてしまう部分を除き、アマモやワカメなどが長期的に体内に持ち続ける二酸化炭素。一方、森林が吸収・固定する二酸化炭素はグリーンカーボン。 | 基本構想 P11 |
| フレイル | |
| 要介護状態に至る前段階として位置づけられ、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性（社会的なつながりの低下）など多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態。 | 基本構想 P10 |

ほ

| 包括的支援体制 | |
|---|---------------|
| アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援。 | 基本計画 2 P48 |

ま

| マネジメントサイクル | |
|---|------------|
| 効果的な行政運営を実現するための管理の考え方。PDCAによる施策・事業の進行管理を行い、施策や事業の成果を点検・見直し、次の施策や事業に活かし成果を上げる仕組み。 | 基本構想 P2 |

わ

| ワーケーション | |
|--|-------------|
| 一般的には、「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語。 | 基本構想 P21 |



阪南市総合計画
(令和4年3月)

編集・発行：阪南市

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35-1

TEL: 072-471-5678

FAX: 072-473-3504

URL: <http://www.city.hannan.lg.jp/>